

令和8年3月31日改訂版

合併・事業譲渡等マニュアル



目次

第1章 社会福祉法人における合併・事業譲渡等の検討のポイント	5
--------------------------------------	---

第2章 社会福祉法人における合併・事業譲渡等の課題と解決に向けた取組	9
--	---

2.1 合併・事業譲渡等の課題	10
-----------------------	----

2.2 課題解決のための取組	13
----------------------	----

第3章 社会福祉法人における合併の手引き	15
----------------------------	----

3.1 合併におけるポイントと留意事項	16
---------------------------	----

3.2 合併手続きの全体像	22
---------------------	----

3.3 吸収合併手続きの解説	24
----------------------	----

1 合意形成	25
--------------	----

2 役員等の検討	28
----------------	----

3 合併契約書の作成	30
------------------	----

4 事前開示 合併契約に関する書面等の備置き及び閲覧等	34
-----------------------------------	----

5 評議員会の承認	40
-----------------	----

6 所轄庁の認可	42
----------------	----

7 債権者保護手続き	46
------------------	----

8 合併の登記手続き	52
------------------	----

9 事後開示 吸収合併に関する書面等の備置き及び閲覧等	58
-----------------------------------	----

10 会計・税務処理	61
------------------	----

11 職員の処遇の検討および説明	67
------------------------	----

12 利用者や利用者家族、地域への説明	70
---------------------------	----

13 規程・システムなどの整備	72
-----------------------	----

3.4 新設合併手続きの解説	76
----------------------	----

1 合意形成	77
--------------	----

2 役員等の検討	80
----------------	----

3 合併契約書の作成	82
------------------	----

4 事前開示 合併契約に関する書面等の備置き及び閲覧等	85
-----------------------------------	----

5 評議員会の承認	89
-----------------	----

6 定款の作成	91
---------------	----

7 所轄庁の認可	92
----------------	----

8 債権者保護手続き	96
------------------	----

9 合併の登記手続き	102
------------------	-----

10 事後開示 新設合併に関する書面等の備置き及び閲覧等	108
------------------------------------	-----

11	会計・税務処理	110
12	職員の処遇の検討および説明	115
13	利用者や利用者家族、地域への説明	118
14	規程・システムなどの整備	120

第4章 社会福祉法人における事業譲渡等の手引き 123

4.1	事業譲渡等におけるポイントと留意事項	124
4.2	事業譲渡等の手続きの全体像	134
4.3	事業譲渡等手続きの解説	136
1	調査・検討の準備.....	137
2	事前調査.....	140
3	事業譲渡等の契約.....	144
4	事業にかかる各種申請.....	146
5	定款の変更	152
6	会計・税務処理	155
7	資産・負債等の移管.....	161
8	人事・労務関連	164
9	利用者や利用者家族、地域への説明	168
10	規程・マニュアル類、システムなどの整備.....	170

はじめに

社会福祉法人を取り巻く動向

これまで社会福祉法人は、民間の社会福祉事業の自主性の尊重と経営基盤の安定等の要請から、社会福祉事業法（現・社会福祉法）に規定された特別法人として 1951 年（昭和 26 年）に制度化され、以来、長きにわたり社会福祉事業の主たる担い手として、地域福祉を支えてきています。

また、社会福祉法人を取り巻く法制度では、2000 年（平成 12 年）の介護保険法の施行や社会福祉事業法の改正による措置から契約への転換や供給主体の多様化等、幾多の制度改革を経て、2016 年（平成 28 年）には、社会福祉法（以下、「平成 28 年改正法」）の改正が行われました。

平成 28 年改正法では、社会福祉法人が備える公益性・非営利性に見合う経営組織や財務規律を実現し、国民に対する説明責任を果たすとともに、地域社会に貢献するという社会福祉法人本来の役割を果たすよう法人の在り方を見直す観点から、①経営組織の見直し、②事業運営の透明性の向上、③財務規律の強化、④福祉サービスを提供するにあたっての責務、⑤行政の関与が明記されました。

今後、2040 年（令和 22 年）を展望すると、生産年齢人口の減少が加速するとともに、利用者や地域の福祉ニーズ等が複雑化、多様化することが予測され、地域福祉の維持・発展が重要な課題になると考えられます。地域福祉を支える社会福祉法人を取り巻く環境は大きく変化していくことが想定されます。

社会福祉法人への期待と役割

このような背景の下、福祉ニーズの複雑化、多様化、地域社会の変化に対応していくため、社会福祉法人には、従来の高齢者、障害者、子どもといった種別を超え、横断的、包括的な福祉サービスの提供が求められています。

社会福祉法人に対しては、「地域における公益的な取組」が責務として位置づけられており、福祉分野を超えた他分野との連携として、農福連携や住宅確保要配慮者への居住支援への取組などが期待されています。

また、社会福祉法人は、旧民法第 34 条に基づく公益法人から発展した特別法人として、

- ① 社会福祉事業を行うことを目的とし（公益性）
- ② 法人設立時等の寄附者の持分はなく、剰余金の配当もなく、解散時の残余財産は社会福祉法人その他学校法人、公益財団法人等の社会福祉事業を行う者又は国庫に帰属し（非営利性）
- ③ 所轄庁による設立認可により設立される

といった性格を有することより、公益性、非営利性を持つ法人として、これまで培ったノウハウ

を生かした福祉サービスの充実を図るとともに、

- ・ 様々な社会生活上の困難を抱える者に対して、日常生活の支援を含む福祉サービスの提供
- ・ 過疎地等他の経営主体の参入が見込まれない地域で福祉サービスの提供

など、他の経営主体で担うことが必ずしも期待できない、制度や市場原理では満たされないニーズに対して、住民に身近な圏域で福祉分野の専門性を持つ非営利セクターの中核として、福祉サービスを積極的に提供することが期待されています。

社会福祉法人による事業展開

このような社会福祉法人が、地域における福祉サービスを持続し発展させて、地域への貢献活動等を行っていくためには、希望する法人において、法人間連携、合併、事業譲渡等（以下「事業展開」と言う）を行うことが、有効な方策の一つであると考えられています。

なお、社会福祉法人の有する性格より、社会福祉法人の事業展開は、公益性・非営利性を十分に発揮し、社会福祉法人に寄せられている期待に応える非営利法人として、経営基盤を強化し良質かつ適切な福祉サービスの提供が実現しうる観点から行われるべきと考えられます。

法人間連携	複数の法人間で協力関係を構築すること。連携の範囲や内容などの明確な定義はなく、地域課題等に対して協働で対応すること、人材確保や災害対応等を法人間で協力することなどの取組等が行われます。
合併	複数の社会福祉法人が、吸収合併または新設合併により統合すること。社会福祉法に規定されている合併は、社会福祉法人間のみで認められています。
事業譲渡等	特定の事業を継続していくため、当該事業に関する組織的な財産を他の法人に譲渡・譲受すること。土地・建物などの単なる物質的な財産だけではなく、事業に必要な有形的・無形的な財産のすべてを他の法人に譲渡・譲受すること。本マニュアルでは、事業譲渡と事業譲受を総称して「事業譲渡等」と呼びます。

事業展開により期待される効果

このような事業展開により、以下のような効果が期待されております。

事業展開全体で期待される効果	○新たな福祉サービスや複雑化、多様化に対応した取組の展開 個々の法人では資源の不足等により新たに取り組むことが難しい場合であっても、複数の法人が連携、協力し資源を補いあうことで取組が可能と考えられます。 ・様々な地域生活課題に対する総合相談支援体制の強化 ・新たな支援・サービスの創出 ・緊急・窮迫した状況への迅速な現物給付の実施 ・全世代型の居場所づくり、見守りの展開 ○一法人では対応が難しい課題への対応 ・外国人材の確保など人材確保の促進 ・研修の共同実施 ・災害時への備え、体制の構築
法人間連携で期待される効果	法人間連携であれば、合併、事業譲渡等の手続きと比較し容易に取り組むことができ、意思決定から短期間で柔軟に実行に移しやすいと考えられます。
合併で期待される効果	○法人が一体となることによる経営基盤の強化、事業効率化 ・法人が一体となり、本部機能や財務基盤が強化されることにより、事業の安定性と継続性が高まり、建物の修繕や設備の増強など、サービスの質の向上に向けて積極的に設備投資を行うことが可能となることが考えられます。 ・スケールメリットを活かすことによって、資材調達などのコスト削減することが可能となることが考えられます。 ○サービスの質の向上、組織活性化 ・相手方の法人の人材、ノウハウ、設備等資源を活用することにより、既存の資源の補完や高度な活用が促され、サービスの質の向上が考えられます。 ・これまでにない新たな種別の施設を取り入れた場合には、提供するサービスの幅が広がることが考えられます。 ・互いの法人が有機的に結合し、職員間の意識が刺激されるなど新たな法人風土の醸成が考えられます。 ○人材育成 ・新たな領域の知識・技能・経験を持った職員を確保することができ、職員間の人事交流が促進されれば、各職員のスキル拡大・向上が考えられます。 ・規模拡大によって教育への投資が促され、外部講師招へいや外部研修への参加機会の確保など、充実した教育機会の提供が考えられます。

事業譲渡等で期待される効果	合併において挙げられている効果に加え、以下が考えられます。 ○事業継続が困難な社会福祉事業の継続 事業継続が困難になっている社会福祉事業について、事業譲渡等により、事業継続の可能性が広がり ○事業拡大、拡充の負担軽減 他法人から事業を譲受けることにより、即戦力の資源を活用することができ、新設、増設する場合よりも、迅速な事業展開や、事業化までの負担の軽減、事業の拡大、拡充
---------------	---

合併・事業譲渡等における留意点

社会福祉法人には地域の福祉サービスを安定的に継続していくことが期待されており、合併や事業譲渡等により、社会福祉法人の公益性・非営利性が損なわれていると疑念を与えないようにすることが必要です。平成 28 年改正法は、こうした社会福祉法人の公益性と非営利性を改めて確認し、徹底することを主な目的としています。

このため、合併・事業譲渡等を行う場合には、理事会等において、その目的、相手方となる法人の経営理念等や事業継続に重要な財務的要素の調査分析、合併・事業譲渡等後の事業計画などを十分議論し、社会福祉法人として意思決定していくことが必要です。

社会福祉法人は地域福祉の担い手として、公益性・非営利性を担保するために様々な規制があり、合併・事業譲渡等の際は、これらの規制に抵触しないことは勿論のこと、国民に対する説明責任を果たしていくことが必要な点を十分に留意する必要があります。

本マニュアルの活用にあたって

本マニュアルは、事業展開のうち、合併と事業譲渡等については、社会福祉法等に定められた手続きを行う必要があることから、その手続きや法令等について記載し、実施におけるポイントと留意点をまとめています。

事業展開の検討や実施を行う社会福祉法人の役職員や社会福祉法人を監督指導する所轄庁、事業所管行政庁の担当者が、合併や事業譲渡等を検討あるいは指導する際に本マニュアルを参照し、実務的な対応を行う際の手引きとして活用いただくことを想定しています。

第1章 社会福祉法人における合併・事業譲渡等の検討のポイント

合併・事業譲渡等の目的の明確化

合併、事業譲渡等を行う際には、まず、その目的が明確でなければなりません。

目的を明確にするためには、以下の点を整理することが必要です。

- 1) 合併、事業譲渡等は、法人の理念・経営戦略に沿うものかどうか
- 2) 合併、事業譲渡等は、地域福祉の維持・発展に寄与するかどうか
- 3) 合併、事業譲渡等は、地域住民の抱える地域生活課題に対応するものとなっているか

合併・事業譲渡等の相手となる法人の調査

合併、事業譲渡等を行う目的が明確になれば、その可否を判断するために、合併、事業譲渡等の相手となる法人を調査することになります。

調査にあたっては、以下のような項目について整理することが必要です。調査に際しての情報は、可能な限り協議の前に入手し、分析することが肝要です。

そのほか、平成 28 年改正法で新たに規定された、特別の利益供与の禁止や利益相反等に抵触することのないよう、注意が必要です。

また、事業の譲渡しの場合には、当該事業を実施することのできる法人であるか、当該事業の継続性が見込まれるかが特に重要となります。

(合併、事業譲渡等の相手となる法人に係る調査内容の例)

- 1) 法人の沿革
- 2) 経営理念、経営戦略、経営方針
- 3) 組織、事業
- 4) 評議員、理事、監事の構成
- 5) 職員の状況（労働組合、年齢構成、人事制度等）
- 6) 監事監査、会計監査の状況
- 7) 他分野の場合には、その分野の業界分析
- 8) 地域における需要と競合事業者の状況
- 9) 過年度、現在の財務状況と将来的な財務状況の見通し
- 10) 事業展開する各地域の事情
- 11) 合併、事業譲渡等を行った場合の相乗効果

計算書類の分析

合併、事業譲渡等の意思決定を行う前に、財務的な調査、特に、資産、負債（簿外負債にも留意）の状況等についての分析、調査を実施することが重要です。また、収益性分析については、その後の事業活動を通じて、事業収益を安定的に確保することができるかどうかに着目することが重要です。

社会福祉法人は、営利性を追求するものではありませんが、合併、事業譲渡等を通じて、事業の継続性、自立性を確保し、質の高い福祉サービスを安定的、継続的に提供しなければならないと考えられるため、財政状態や収益性分析を行うことは重要です。

なお、調査にあたっては、公認会計士等の専門家の利用を行う方法も考えられます。

特に以下のような経理処理についてチェックを行うことも必要です。※

- 1) 減価償却費（国庫補助金等特別積立金取崩額を含む）の会計処理
- 2) 退職給付引当金の会計処理（年金債務や退職給付債務の計上不足）
- 3) 賞与引当金、徴収不能引当金の会計処理
- 4) 資産の評価損や有価証券の評価損益の会計処理
- 5) 収益及び費用（人件費、事業費、事務費）に関する発生主義（実現主義）の会計処理
- 6) 基本金の会計処理
- 7) 過剰、不適正な報酬等の支払処理
- 8) 簿外債務等の注記もれ

※社会福祉法人の会計監査人に関するアンケート結果（2019年（令和元年）8月厚生労働省社会・援護局福祉基盤課）を参考に記載

将来事業計画の作成

合併、事業譲渡等における将来事業計画については、複数年分の計画（具体的な事業内容、見込計算書類等）を作成する必要があります。この将来計画は、過度に主観的なものであってはならず、客観的に一定の根拠をもって作成されていることが必要であり、法人の評価の基礎として足りる十分な合理性を有しているかどうかを判断する必要があります。

将来事業計画の策定、又は法人評価を行うにあたっては、以下の点が参考になります。

- 1) 法人の理念や合併、事業譲渡の理念が反映されているかどうか
- 2) 事業戦略（事業展開、サービス提供など）、人事戦略（賃金制度、採用計画など）、財務戦略（資金調達、使途）といった各個別戦略との整合性があるかどうか
- 3) 具体的かつ合理的に数値化されているかどうか
- 4) 根拠が明確化されているかどうか
- 5) 社会福祉充実計画等の内容と不整合がないかどうか

第2章 社会福祉法人における合併・事業譲渡等の課題と解決に向けた取組

2.1 合併・事業譲渡等の課題

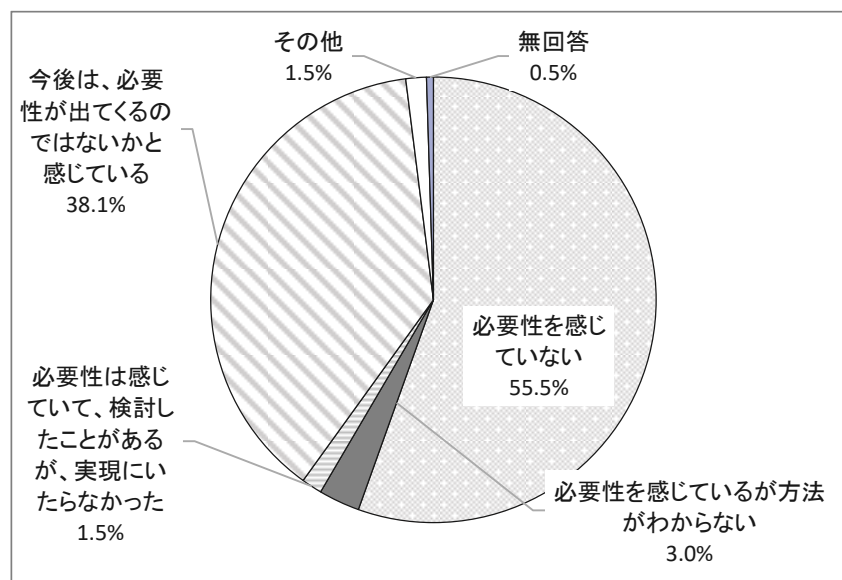
令和元年度厚生労働省社会福祉推進事業「社会福祉法人の事業拡大等に関する調査研究事業」におけるアンケート調査結果を基に、合併や事業譲渡等についての課題等について整理しました。

(アンケート調査 配布数 2,200 件 回収 462 件、回収率 21%)

合併や事業譲渡等に対する考え

合併や事業譲渡等を行っていない法人 (n=402) において、合併や事業譲渡等に対する考えについて聞いたところ、「必要性を感じていない」が最も多く、次に「今後は、必要性が出てくるのではないかと感じている」が挙げられています。

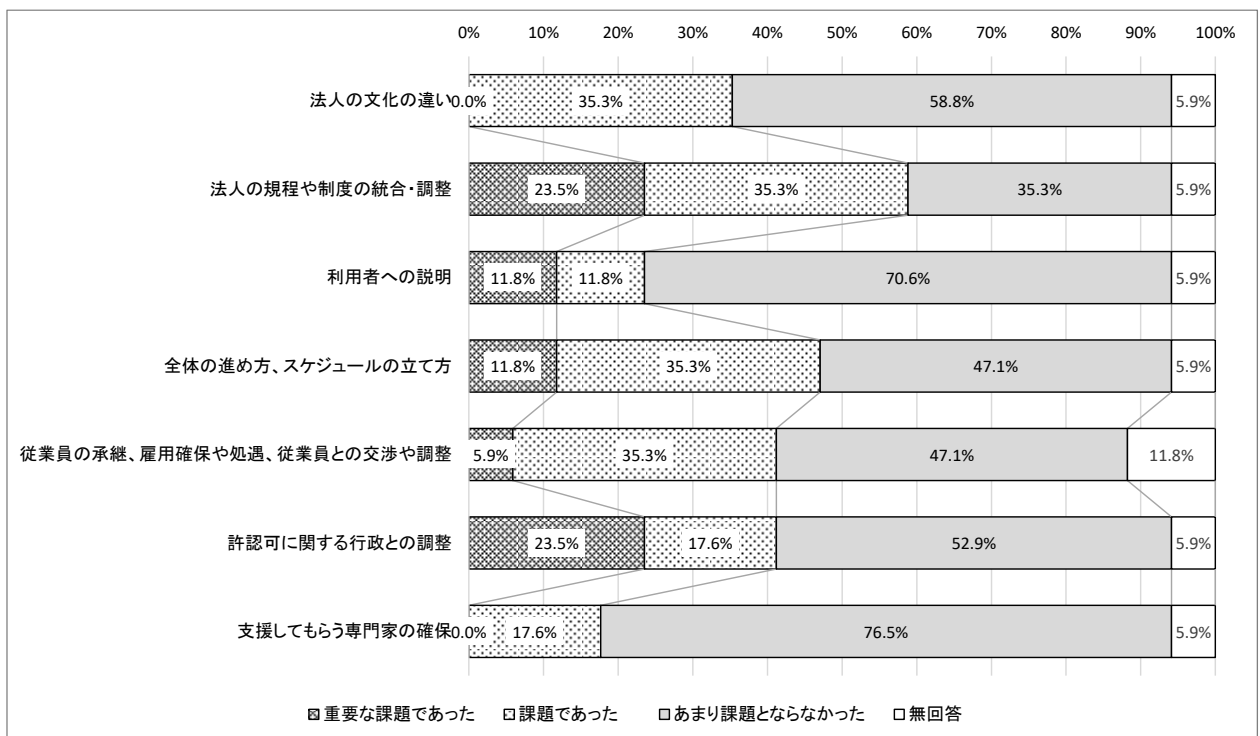
図表1 合併や事業譲渡等に対する考え (n=402)



合併における困難さや課題

合併においてどのようなときに困難さや課題を感じたのか、という問いにおいて、「課題であった」及び「重要な課題であった」の合計をみると、「法人の規程や制度の統合・調整」が最も多く、次に「全体の進め方、スケジュールの立て方」、「従業員の承継、雇用確保や処遇、従業員との交渉や調整」、「許認可に関する行政との調整」が挙げられています。

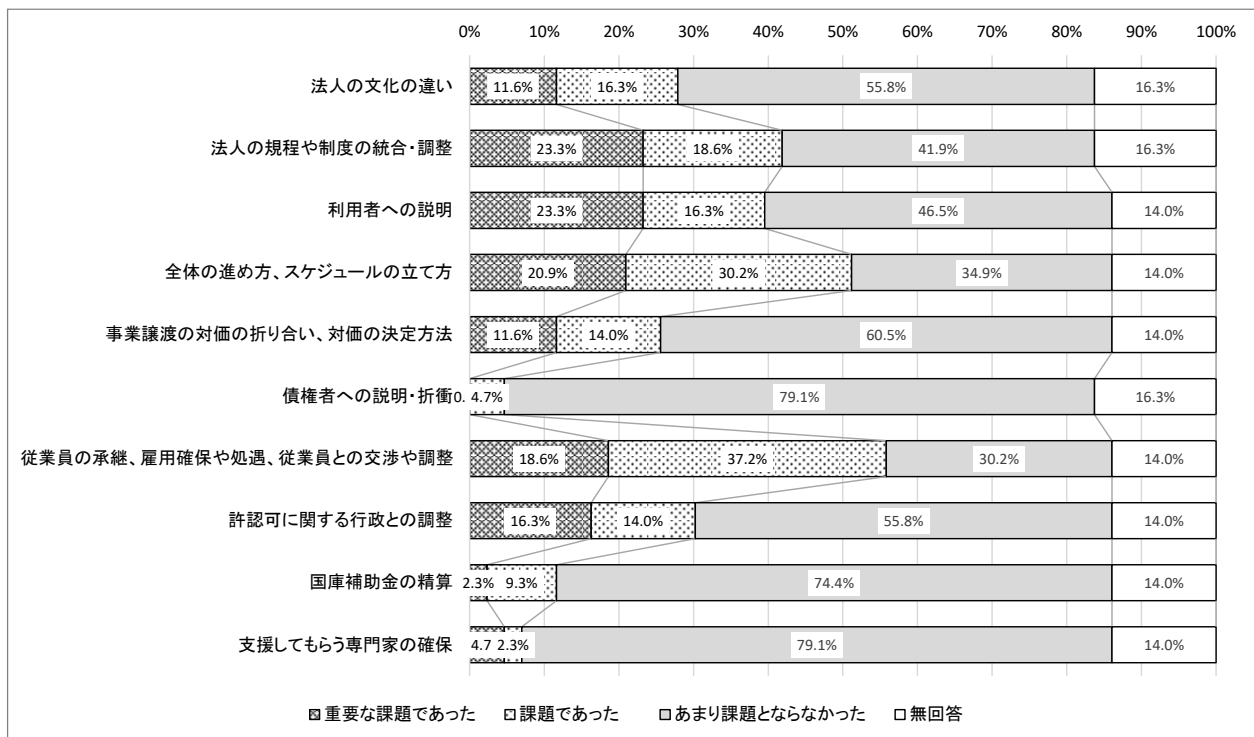
図表2 合併における困難さや課題（n=17）



事業譲渡等における困難さや課題

事業譲渡等においてどのようなときに困難さや課題を感じたのか、という問いにおいて、「課題であった」及び「重要な課題であった」の合計をみると、「従業員の承継、雇用確保や処遇、従業員との交渉や調整」が最も多く、次に「全体の進め方、スケジュールの立て方」、「法人の規程や制度の統合・調整」が挙げられています。

図表3 事業譲渡等における困難さや課題（n=43）



2.2 課題解決のための取組み

合併における困難さや課題の解決方法

どのように「合併における困難さや課題」を解決したのか、という問いにおいて、主に以下のよう
な回答が得られました。

- ・行政支援の活用
- ・専門家（弁護士、司法書士、公認会計士、税理士、不動産鑑定士、社会保険労務士等）の活用
- ・相手法人との頻繁な調整会議の実施
- ・職員処遇についての調整

事業譲渡等における困難さや課題の解決方法

どのように「事業譲渡等における困難さや課題」を解決したのか、という問いにおいて、主に以
下のような回答が得られました。

- ・行政との協議
- ・専門家（弁護士、司法書士、公認会計士、税理士、不動産鑑定士、社会保険労務士等）の活用
- ・課題解決のために準備室の設置や担当職員の配置
- ・従業員との継続的な話し合い
- ・利用者会等への十分な説明

また、合併・事業譲渡等の課題解決に向けて、厚生労働省及びこども家庭庁から、介護施設・事
業所、障害福祉サービス事業所、保育所等の各分野における経営の協働化・大規模化の取組事例や
介護事業者等の指定・届出等の手続に関する負担軽減に係る地方公共団体の取組事例等について、
マニュアル・事例集等が公表されているので参考にしてください。

（参考）

【介護施設・事業所関連（厚生労働省HP掲載箇所）】

■掲載箇所：[介護施設・事業所の協働化・大規模化](#)

- ・「[介護現場の働きやすい職場環境づくりに向けた経営の協働化・大規模化の進め方ガイ
ドライン](#)」
- ・「[介護現場の働きやすい職場環境づくりに向けた経営の協働化・大規模化に関する調
査研究事業](#)」
- ・[介護事業所の指定申請等のウェブ入力・電子申請の導入、文書標準化](#)

【障害福祉サービス事業所等関連（厚生労働省HP掲載箇所）】

■掲載箇所：[障害福祉分野における生産性向上・手続負担軽減](#)

- ・[「障害福祉現場における手続負担の軽減に関する調査研究事業」](#)

■掲載箇所：[障害福祉分野における生産性向上・手続負担軽減](#)

- ・[「障害福祉分野における小規模事業所の協働化の事例」](#)
- ・[「（参考）介護現場の働きやすい職場環境づくりに向けた経営の協働化・大規模化の進め方ガイドライン」](#)

【保育所等関連（こども家庭庁HP掲載箇所）】

■掲載箇所：[「合併、事業譲渡等に関するガイドライン」](#)

第3章 社会福祉法人における合併の手引き

3.1 合併におけるポイントと留意事項

合併とは

2つ以上の法人が、契約によって1つの法人に統合することを合併といいます。社会福祉法に規定されている合併は、社会福祉法人間のみで認められています。平成28年改正法で吸収合併、新設合併の規定等が追加されました。以下に合併における主なポイントと留意事項をまとめます。

社会福祉法第49条（吸収合併契約）

第49条 社会福祉法人が吸収合併（社会福祉法人が他の社会福祉法人とする合併であって、合併により消滅する社会福祉法人の権利義務の全部を合併後存続する社会福祉法人に承継させるものをいう。（中略））をする場合には、吸収合併契約において、吸収合併後存続する社会福祉法人（中略）の名称及び住所その他厚生労働省令で定める事項を定めなければならない。

社会福祉法第54条の5（新設合併契約）

第54条の5 2以上の社会福祉法人が新設合併（2以上の社会福祉法人がする合併であって、合併により消滅する社会福祉法人の権利義務の全部を合併により設立する社会福祉法人に承継させるものをいう。（中略））をする場合には、新設合併契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一～四 （略）

合併時における役員の選任

評議員、役員等の資格及び権限・義務の明確化

平成 28 年改正法により、ガバナンス強化の観点から評議員・理事・監事・会計監査人の資格及び権限・義務の明確化がされており、法令に準拠した選任手続きをとる必要があります。

	評議員	理事
資格	社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者	理事のうちには、次に掲げる者が含まれなければならない。 ①社会福祉事業の経営に関する識見を有する者 ②当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者 ③当該社会福祉法人が施設を設置している場合にあっては、当該施設の管理者
員数	7 名以上（理事の員数（6 名以上）を超える数）	6 名以上
評議員・理事の兼務	不可	
親族等特殊の関係がある者の制限	各評議員・各役員について、特殊関係に当たる者は評議員にはなれない。	

	監事	会計監査人
職務	理事の職務の執行を監査	計算書類等を監査
員数	2 名以上	特定社会福祉法人※の場合 1 名（法人含む）以上

※ 特定社会福祉法人 前会計年度決算における事業活動計算書におけるサービス活動収益が 30 億円を超える、または貸借対照表における負債が 60 億円を超える社会福祉法人（2024 年（令和 6 年）3 月 31 日現在）

特別の利益供与の禁止

平成 28 年改正法により、役員等の社会福祉法人の関係者への特別な利益供与の禁止が規定されました。

特別の利益とは、社会通念に照らして合理性を欠く不相当な利益の供与その他の優遇のことを指し、例えば以下のようなものが該当します。【指導監査ガイドライン IV管理 4 その他（1）特別の利益供与の禁止より】

- A： 法人の関係者からの不当に高い価格での物品等の購入や賃借
- B： 法人の関係者に対する法人の財産の不当に低い価格又は無償による譲渡や賃貸（規程に基づき福利厚生として社会通念に反しない範囲で行われるものを除く。）
- C： 役員等報酬基準や給与規程等に基づかない役員報酬や給与の支給

合併にあたっては、新たな役員の選定、報酬決定が行われることから、上記 C に抵触するような報酬支給が行われないよう、十分な留意が必要となります。

社会福祉法第 27 条（特別の利益供与の禁止）

第 27 条 社会福祉法人は、その事業を行うに当たり、その評議員、理事、監事、職員その他の政令で定める社会福祉法人の関係者に対し特別の利益を与えてはならない。

社会福祉法施行令第 13 条の 2（特別の利益を与えてはならない社会福祉法人の関係者）

第 13 条の 2 法第 27 条の政令で定める社会福祉法人の関係者は、次に掲げる者とする。

- 一 当該社会福祉法人の設立者、評議員、理事、監事又は職員
- 二 前号に掲げる者の配偶者又は三親等内の親族
- 三 前 2 号に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- 四 前 2 号に掲げる者のほか、第 1 号に掲げる者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持する者
- 五 当該法人の設立者が法人である場合にあっては、その法人が事業活動を支配する法人又はその法人の事業活動を支配する者として省令で定める者

法人外流出の防止

社会福祉法人において、社会福祉事業の剰余金は一定の条件のもと法人本部会計又は公益事業に充てることができますが、法人外への対価性のない支出は認められていません。社会福祉法人は持分がないことより、合併契約に基づき又は先立って、合併の相手法人へ金銭を支払う行為や経済的利益を与える行為は、想定されません。

平成 28 年改正法では、社会福祉法人と評議員、役員等の委任規定、いわゆる善管注意義務、義務

違反の場合における法人への損害賠償責任、第三者への不法行為責任が明確化されています。このため、法人の評議員、理事、監事等は、社会福祉法人に財産上の損害を与えることがないよう職務を行う必要があります。

社会福祉法第38条（社会福祉法人と評議員等との関係）

第38条 社会福祉法人と評議員、役員及び会計監査人との関係は、委任に関する規定に従う。

民法644条（受任者の注意義務）

第644条 受任者は、委任の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって、委任事務を処理する義務を負う。

社会福祉法第45条の20（役員等又は評議員の社会福祉法人に対する損害賠償責任）

第45条の20 理事、監事若しくは会計監査人（以下この款において「役員等」という。）又は評議員は、その任務を怠ったときは、社会福祉法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

- 2 理事が第45条の16第4項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第84条第1項の規定に違反して同項第1号の取引をしたときは、当該取引によって理事又は第三者が得た利益の額は、前項の損害の額と推定する。
- 3 第45条の16第4項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第84条第1項第2号又は第3号の取引によって社会福祉法人に損害が生じたときは、次に掲げる理事は、その任務を怠ったものと推定する。
 - 一 第45条の16第4項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第84条第1項の理事
 - 二 社会福祉法人が当該取引をすることを決定した理事
 - 三 当該取引に関する理事会の承認の決議に賛成した理事

社会福祉法第45条の21（役員等又は評議員の第三者に対する損害賠償責任）

第45条の21 役員等又は評議員がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該役員等又は評議員は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

- 2 （略）

社会福祉法第155条

第155条 次に掲げる者が、自己若しくは第三者の利益を図り又は社会福祉法人若しくは社会福祉連携推進法人に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、当該社会福祉法人又は社会福祉連携推進法人に財産上の損害を加えたときは、七年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 評議員、理事又は監事
- 二 民事保全法第56条に規定する仮処分命令により選任された評議員、理事又は監事の職務を代行する者
- 三 第42条第2項又は第45条の6第2項（第45条の17第3項及び第143条第1項において準用する場合を含む。）の規定により選任された一時評議員、理事、監事又は理事長の職務を行うべき者

- 2・3 （略）

行政への相談

合併の場合、所轄庁より合併認可を受ける必要があります。このため、合併申請を行うにあたっては、事前に所轄庁へ合併の趣旨目的や背景事情などを説明し、合併申請の方法、疑問点などを適

宜相談することが必要です。

平成 28 年改正法等により、所轄庁については、二以上の都道府県の区域で事業を行う法人に関する認可等の権限を地方厚生局から都道府県に委譲し、また単一の都道府県の区域で事業を行う法人であって、主たる事務所が指定都市に所在する法人に関する認可等の権限を都道府県から指定都市に移譲されています。合併時には、（合併後の）吸収合併存続社会福祉法人又は新設合併設立社会福祉法人の主たる事務所がある所轄庁に認可を申請することとなりますので、上記合併の内容について、行政担当者に対して十分に相談を行っておく必要があります。

令和 7 年度に、厚生労働省が所轄庁に対して、社会福祉法人の合併等に関する手続きについてアンケート調査を実施しています。結果の概要は下記のとおりですが、回答のあった所轄庁の運用状況を集計・整理したものであり、統一的な基準として示しているものではないことに留意が必要です。このため、実際の申請に当たっては、事前に所轄庁へ確認することが望まれます。

（参考）

[各所轄庁における合併・事業譲渡等に関する手続き等の状況について（厚生労働省HP）](#)

（上記アンケート調査結果概要（合併について））

（１） 合併認可の標準処理期間について

標準処理期間を設定していると回答した所轄庁は、863 所轄庁のうち 95 所轄庁であった。その具体的な日数は申請から「30 日（1 か月）」とする所轄庁が最も多かった。なお、標準処理期間は、一般的な事案を想定した目安として定められているものであり、申請内容や状況等に応じて、実際の処理期間が変わることはあり得る。

（２） 合併認可に伴う所轄庁との事前相談について

事前相談を必須としていると回答した所轄庁は、863 所轄庁のうち 63 所轄庁であった。事前相談は、利用者への影響や手続きの円滑化を目的として実施されているものが多く、具体的な内容は事業譲渡等の理由やスケジュール等に関する事項であった。

（３） 定款変更認可における書類の提出について

法令に定める提出書類に加えて追加で書類を求めていると回答した所轄庁は、863 所轄庁のうち 62 所轄庁であった。追加書類の内容としては、追加書類の内容としては、各法人の定款や合併契約書、財務諸表等を求める例がみられた。また、電子メールによる提出に対応する所轄庁もある。

職員への事前説明・了解

合併後の給与、就業時間や休暇など職員の処遇について、合併前に、全職員に対して説明を行い

ます。職員向け説明会を複数回開催したり、相談会を設けたりするなど、状況に応じてきめ細やかに対応を行うことが望まれます。

合併により雇用契約及び労働条件は承継されます。もしも、労働条件が大きく変更になる場合や、職員にとって不利益となる変更を伴う場合では、変更内容や代替措置を含めて書面で説明し、職員の同意を得る必要があります。

また、独立行政法人福祉医療機構が行っている社会福祉施設職員等退職手当共済について、共済契約の承継関係及び新規加入施設の追加等の諸手続きが必要であるため、手続き漏れにより、共済契約者及び被共済職員が不利益を被ることがないように、独立行政法人福祉医療機構によく相談してください。

利用者等への事前説明と理解の醸成

合併によって消滅する法人の利用者については、経営主体が変更になるため、合併前に、利用者や利用者家族への説明を行います。

合併により、利用者契約は承継されますが、もしもサービス内容や利用料金の変更が生じる場合には、あらかじめ十分に説明した上で利用者の同意のもと、利用契約の再締結の手続（例：高齢者施設における入所契約及び重要事項説明書等）を実施することが必要となります。

地域住民への事前説明

合併によって、特に地域における福祉サービスについて変更等が生じる場合には、地域住民や自治会への説明を行うことが望まれます。社会福祉法人の合併経緯及び今後の実施事業計画に関して理解を得ておくようにしてください。

仲介者を利用する場合の手数料

社会福祉法人の特性を踏まえると、法人として社会への説明責任が果たせるかの観点から、法人の理事会等において仲介者の必要性和選定理由の合理性、手数料の金額の妥当性を判断する必要があります。具体的には、業務内容、手数料の算定方法などを確認し、仲介者の業務内容と手数料の金額が客観的に見合っているか判断するとともに、必要に応じて、示された以外の方法での算定を依頼することや、別の業者の見積又は会計専門家の意見を材料に交渉することなどを検討する必要があります。

3.2 合併手続きの全体像

合併における手続きの構成

合併において個別の手続きは、以下のように大きく4つに分類されます。

I. 法人間調整（合意形成・契約）

合併を検討している法人間での調整業務

- (1) 合意形成
- (2) 役員等の検討
- (3) 合併契約書の作成

II. 法令手続き（行政等との調整）

社会福祉法人の許認可事務を担当している行政等との調整

- (4) 事前開示（合併契約に関する書面等の備置き及び閲覧等）
- (5) 評議員会の承認
- (6) 所轄庁の認可
- (7) 債権者保護手続き
- (8) 合併の登記手続き
- (9) 事後開示(合併に関する書面等の備置き及び閲覧等)
- (10) 会計・税務処理

III. 関係者調整等（職員や利用者等との調整）

社会福祉事業に関係する利用者や職員との調整

- (11) 職員の処遇の検討および説明
- (12) 利用者や利用者家族、地域への説明

IV. 合併後に必要となる手続き等

合併後の法人内運営に必要な手続き事項

- (13) 規程・システムなどの整備

本マニュアルでは、それぞれの項目について、実施事項、実施内容、注意点・留意すべきポイント等をまとめています。

<合併における手続き事項>

法人間調整 (合意形成・契約)	法令手続き (行政等との調整)	関係者調整等 (職員や利用者等との調整)
1 合意形成 2 役員等の検討 3 合併契約書の作成	4 事前開示(合併契約に関する書面等の備置き及び閲覧等) 5 評議員会の承認 6 所轄庁の認可 7 債権者保護手続き 8 合併の登記手続き 9 事後開示(合併に関する書面等の備置き及び閲覧等) 10 会計・税務処理	11 職員の処遇の検討および説明 12 利用者や利用者家族、地域への説明
合併後に必要となる手続き等		
13 規程・システムなどの整備		

3.3 吸収合併手続きの解説

1

合意形成

実施事項

合意形成を行う場合に実施事項と考えられるものは以下のとおりです。

項目	説明
(1) 秘密保持契約（覚書等）の締結	相手法人と協議を進めるための秘密保持契約（覚書等）を結びます。秘密保持契約の締結について、各法人の理事会等にて承認を行います。
(2) 合併法人間での事前協議	合併する法人間で事前協議を十分に行い、互いに合併に向けた合意形成を図ります。
(3) 合併に関する「基本合意書」等の作成・締結	合併契約を締結する前段階で、合併に向けた準備を円滑に進めるために、合併の大前提となる条件について「基本合意書」等を作成し、双方の法人間で合意を取り交わします。

実施内容

(1) 秘密保持契約（覚書等）の締結

合併に向けた事前協議を進めるにあたって、秘密保持契約（覚書等）を結ぶことが一般的です。秘密保持契約を結ぶことにより、法人の内部情報を部分的に共有すること、および合併に向けた事前協議を進めることとなるため、理事会の承認または報告が行われることが一般的です。

(2) 合併法人間での事前協議

合併に向けた協議の下準備として事前協議を行います。合併の目的や合併後の理念、合併後の事業の存続・撤退、役員選任のあり方、職員処遇のあり方、その他互いの法人の要望などを十分にすり合わせておくことが望まれます。合併の大前提となる事項については、事前協議の段階にて、十分に合意形成を図っておくことが重要です。

(3) 合併に関する「基本合意書」等の作成・締結

合併契約の締結までに、様々な事項を法人間にて協議し調整を図ります。合併に向けた調整作業が円滑に進められるよう、合併条件の大枠を書面で記録し、その上で詳細を協議するようにすれば、効率的に作業を進められることが期待されます。合併に関する基本的な合意が得られた場合、例えば吸収される法人の事業を存続するか否かなど事前協議で合意された事項（合併の目的や合併後の理念、合併後の事業の存続・撤退、役員選任のあり方、職員処遇のあり方、その他互いの法人の要望など）について、整理できた場合は、基本合意書として締結しておくことが望まれます。

解説

- 吸収合併については、合併後に存続する社会福祉法人が、消滅した社会福祉法人の一切の権利義務を承継することになります。このことから、円滑な協議を進めるために、合併委員会や合併協議会等を設置して、十分に協議・検討することが望まれます。
- 合意形成にあたっては、法人内での意思決定（理事会等での決議）や評議員への報告を適切に行い、法人の総意のもとで確実に進めていくことが重要となります。

注意点・留意すべきポイント

社会福祉法人の合併について

社会福祉法人は、他の社会福祉法人との合併は可能ですが、社会福祉法人以外の法人と合併することは認められていません。

社会福祉法第48条

第48条 社会福祉法人は、他の社会福祉法人と合併することができる。（後略）

事例における取組み・工夫点

- 調査事例では、合併の協議や作業を行う組織として「合併検討委員会」を設置し、合併に際する協議、作業を円滑かつ効率的に進めていました。

2

役員等の検討

実施事項

役員等の検討における実施事項は以下のとおりです。

項目	説明
(1) 評議員、理事、監事、会計監査人の検討	合併に伴い、必要に応じて評議員、理事、監事、会計監査人について検討します。

実施内容

(1) 評議員、理事、監事、会計監査人の検討

合併後の評議員、理事・監事について検討をします。定員数を変更する場合は、定款を変更する必要があるため、注意が必要となります。

また、合併後の決算において事業活動計算書におけるサービス活動収益が 30 億円を超える、または貸借対照表における負債が 60 億円を超える場合は、次の会計年度から特定社会福祉法人となります。特定社会福祉法人には、会計監査人の設置が義務付けられますので、設置に向けた準備も必要になります。

注意点・留意すべきポイント

評議員、役員の資格及び権限・義務の明確化

平成28年改正法により、ガバナンス強化の観点から評議員・理事・監事・会計監査人の資格及び権限・義務の明確化がされており、法令に準拠した選任手続きをとる必要があります。

	評議員	理事
資格	社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者	理事のうちには、次に掲げる者が含まなければならない。 ①社会福祉事業の経営に関する識見を有する者 ②当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者 ③当該社会福祉法人が施設を設置している場合にあっては、当該施設の管理者
員数	7名以上（理事の員数（6名以上）を超える数）	6名以上
評議員・理事の兼務	不可	
親族等特殊の関係がある者の制限	各評議員・各役員について、特殊関係に当たる者は評議員にはなれない。	

	監事	会計監査人
職務	理事の職務の執行を監査	計算書類等を監査
員数	2名以上	特定社会福祉法人※の場合 1名（法人含む）以上

※ 特定社会福祉法人 前会計年度決算における事業活動計算書におけるサービス活動収益が30億円を超える、または貸借対照表における負債が60億円を超える社会福祉法人（2024年（令和6年）3月31日現在）

3

合併契約書の作成

実施事項

合併契約における実施事項は以下のとおりです。

項目	説明
(1) 合併契約書の作成	合併内容に関して双方の合意が得られれば、合併契約書を作成し、双方の法人間で契約内容を検討します。各法人内の理事会等にて合併契約（案）の検討及び承認を行います。
(2) 合併契約の締結	合併内容について完全に合意したら、合併契約の手続きに移行します。評議員会の承認が必要なため、評議員会の招集を行います。

実施内容

(1) 合併契約書の作成

合併をする社会福祉法人は、合併契約を締結しなければなりません。合併契約書を作成し、双方の法人間で契約内容を検討します。各法人内の理事会にて合併契約（案）の承認を行います。これらの決議は議事録として記録を残す必要があります。

社会福祉法第48条

第48条 社会福祉法人は、他の社会福祉法人と合併することができる。この場合においては、合併をする社会福祉法人は、合併契約を締結しなければならない。

(2) 合併契約の締結

合併内容について完全に合意したら、合併契約の手続きに移行します。評議員会の決議が必要なため、評議員会の招集を行います。

評議員会の承認

社会福祉法人が合併するには、評議員会の決議により、合併契約の承認が必要になります。これらの決議は議事録として記録を残す必要があります。

社会福祉法第52条（吸収合併契約の承認）

第52条 吸収合併消滅社会福祉法人は、評議員会の決議によって、吸収合併契約の承認を受けなければならない。

社会福祉法第54条の2（吸収合併契約の承認）

第54条の2 吸収合併存続社会福祉法人は、評議員会の決議によって、吸収合併契約の承認を受けなければならない。

2 （略）

吸収合併契約の内容

吸収合併契約において、吸収する社会福祉法人（「吸収合併存続社会福祉法人」）と吸収される社会福祉法人（「吸収合併消滅社会福祉法人」）の名称及び住所その他厚生労働省令で定める事項を定めなければなりません。

合併契約項目

項目	説明
法人の名称及び住所	吸収合併存続社会福祉法人及び吸収合併消滅社会福祉法人の名称及び住所を記載します。
吸収合併がその効力を生ずる日	合併の効力発生日（登記予定日）を記載します。
職員の処遇	合併後の職員の雇用条件などについて記載します。 (合併は、従前の労働条件で引き継がれることが前提です)

その他、必要に応じて相互の合意が必要な事務手続き等について規定することになります。

社会福祉法第49条（吸収合併契約）

第49条 社会福祉法人が吸収合併（社会福祉法人が他の社会福祉法人とする合併であって、合併により消滅する社会福祉法人の権利義務の全部を合併後存続する社会福祉法人に承継させるものをいう。以下この目及び第165条第11号において同じ。）をする場合には、吸収合併契約において、吸収合併後存続する社会福祉法人（以下この目において「吸収合併存続社会福祉法人」という。）及び吸収合併により消滅する社会福祉法人（以下この目において「吸収合併消滅社会福祉法人」という。）の名称及び住所その他厚生労働省令で定める事項を定めなければならない。

社会福祉法施行規則5の11（吸収合併法人）

第5条の11 法第49条に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 吸収合併がその効力を生ずる日
- 二 吸収合併消滅社会福祉法人（法第49条に規定する吸収合併消滅社会福祉法人をいう。以下同じ。）の職員の処遇

消滅法人の手続きについて

吸収する社会福祉法人は、吸収される社会福祉法人の一切の権利義務を承継することから、消滅法人の清算手続きを経る必要はありません。なお、登記については「合併の登記手続き」に記載しているとおり、変更及び解散の登記が必要となりますので、注意が必要です。

社会福祉法第50条（吸収合併の効力の発生等）

第50条 （略）

2 吸収合併存続社会福祉法人は、吸収合併の登記の日に、吸収合併消滅社会福祉法人の一切の権利義務（当該吸収合併消滅社会福祉法人がその行う事業に関し行政庁の認可その他の処分に基いて有する権利義務を含む）を承継する。

3・4 （略）

事例における取組み・工夫点

調査事例では、合併条件を早期の段階で合意し、基本合意書を締結したため、その後の協議が円滑に進めることができました。

（事例における主な合意事項）

- 吸収される法人の要望であった事業の存続と施設の改築・改修を確実に履行すること。
- 存続法人の役員人事について、吸収される法人から1名の理事を受け入れること。
- 吸収される法人の職員の雇用条件について十分配慮すること。

4

事前開示 合併契約に関する書面等の備置き及び閲覧等

実施事項

吸収合併契約について決議を行う評議員会の日の2週間前の日から、吸収合併消滅社会福祉法人においては吸収合併の登記の日まで、吸収合併存続社会福祉法人においては吸収合併の登記の日後6月を経過する日まで合併契約の内容その他厚生労働省令で定める事項（「事前開示事項」と呼ぶ）をその主たる事務所に備え置かななくてはなりません。

事前開示における実施事項は以下のとおりです。

吸収合併消滅社会福祉法人の事前開示

項目	説明
(1) 備置き	合併契約について決議を行う評議員会の日の2週間前の日から、吸収合併の登記の日まで、事前開示事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置きます。
(2) 閲覧等の請求への準備	吸収合併消滅社会福祉法人の評議員及び債権者は、吸収合併消滅社会福祉法人に対して、その業務時間内は、いつでも、事前開示事項を記載し、又は記録された書面又は電磁的記録の閲覧等を請求することができるため、吸収合併消滅社会福祉法人はこれらについて対応する必要があります。

社会福祉法第51条（吸収合併契約に関する書面等の備置き及び閲覧等）

第51条 吸収合併消滅社会福祉法人は、次条の評議員会の日の2週間前の日（第45条の9第10項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第194条第1項の場合にあっては、同項の提案があった日）から吸収合併の登記の日までの間、吸収合併契約の内容その他厚生労働省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

- 2 吸収合併消滅社会福祉法人の評議員及び債権者は、吸収合併消滅社会福祉法人に対して、その業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、債権者が第2号又は第4号に掲げる請求をするには、当該吸収合併消滅社会福祉法人の定めた費用を支払わなければならない。
- 一 前項の書面の閲覧の請求
 - 二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求
 - 三 前項の電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求
 - 四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって吸収合併消滅社会福祉法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

吸収合併存続社会福祉法人の事前開示

項目	説明
(1) 備置き	合併契約について決議を行う評議員会の日の2週間前の日から、吸収合併の登記の日後6月を経過する日まで、事前開示事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置きます。
(2) 閲覧等の請求への準備	吸収合併存続社会福祉法人の評議員及び債権者は、吸収合併存続社会福祉法人に対して、その業務時間内は、いつでも、事前開示事項を記載し、又は記録された合併契約に関する書面又は電磁的記録の閲覧等を請求することができるため、吸収合併存続社会福祉法人はこれらについて対応する必要があります。

社会福祉法第54条（吸収合併契約に関する書面等の備置き及び閲覧等）

第54条 吸収合併存続社会福祉法人は、次条第1項の評議員会の日の2週間前の日（第45条の9第10項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第194条第1項の場合にあっては、同項の提案があった日）から吸収合併の登記の日後6月を経過する日までの間、吸収合併契約の内容その他厚生労働省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

- 2 吸収合併存続社会福祉法人の評議員及び債権者は、吸収合併存続社会福祉法人に対して、その業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、債権者が第2号又は第4号に掲げる請求をするには、当該吸収合併存続社会福祉法人の定めた費用を支払わなければならない。
- 一 前項の書面の閲覧の請求
 - 二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求
 - 三 前項の電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求
 - 四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって吸収合併存続社会福祉法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

実施内容

(1) 吸収合併消滅社会福祉法人の事前開示事項

吸収合併により消滅する法人は、「吸収合併消滅社会福祉法人の事前開示事項」を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置きます。

項目	説明
①吸収合併契約の内容	吸収合併契約書で規定する内容について記載したものを開示します。
②吸収合併存続社会福祉法人に関する事項（相手法人から受領する必要があります）	
定款	吸収合併存続社会福祉法人の定款規定内容を記載したものを開示します。
監査報告等	最終会計年度に係る計算書類、事業報告及び監査報告（会計監査報告を含む。）の内容を記載したものを開示します。なお、最終会計年度がない場合には、吸収合併存続社会福祉法人の成立の日における貸借対照表の内容を記載したものを開示します。
後発事象	最終会計年度の末日（最終会計年度がない場合にあっては、吸収合併存続社会福祉法人の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の法人財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容を記載したものを開示します。
③吸収合併消滅社会福祉法人に関する事項	
後発事象	吸収合併消滅社会福祉法人において最終会計年度の末日（最終会計年度がない場合にあっては、吸収合併消滅社会福祉法人の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の法人財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容を記載したものを開示します。
貸借対照表	吸収合併消滅社会福祉法人において最終会計年度がないときは、吸収合併消滅社会福祉法人の成立の日における貸借対照表を開示します。
④債務の履行の見込み	吸収合併の登記の日以後における吸収合併消滅社会福祉法人の債務（社会福祉法第53条第1項第4号に基づき吸収合併について異議を述べることができる債権者に対して負担する債務に限る。）の履行の見込みに関する事項を開示します。
⑤評議員会の日の2週間前の日後の変更事項	吸収合併消滅社会福祉法人における吸収合併承認の評議員会の日の2週間前の日より後、吸収合併の登記の日までの間に、上記に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項を開示します。

*最終会計年度がない場合とは、設立から最初の計算書類等について定時評議員会の承認を受けるまでの期間が想定されます。

社会福祉法施行規則第6条の2（吸収合併消滅社会福祉法人の事前開示事項）

第6条の2 法第51条第1項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 吸収合併存続社会福祉法人（法第49条に規定する吸収合併存続社会福祉法人をいう。以下同じ。）の定款の定め
- 二 吸収合併存続社会福祉法人についての次に掲げる事項
 - イ 最終会計年度（各会計年度に係る法第45条の27第2項に規定する計算書類につき法第45条の30第2項の承認（法第45条の31前段に規定する場合にあっては、法第45条の28第3項の承認）を受けた場合における当該各会計年度のうち最も遅いものをいう。以下同じ。）に係る監査報告等（各会計年度に係る計算書類、事業報告及び監査報告（法第45条の28第2項の規定の適用がある場合にあっては、会計監査報告を含む。）をいう。以下同じ。）の内容（最終会計年度がない場合にあっては、吸収合併存続社会福祉法人の成立の日における貸借対照表の内容）
 - ロ 最終会計年度の末日（最終会計年度がない場合にあっては、吸収合併存続社会福祉法人の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の法人財産（社会福祉法人の財産をいう。以下同じ。）の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（法第52条の評議員会の日の2週間前の日（法第45条の9第10項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第194条第1項の場合にあっては、同項の提案があった日。以下同じ。）後吸収合併の登記の日までの間に新たな最終会計年度が存することとなる場合にあっては、当該新たな最終会計年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）
- 三 吸収合併消滅社会福祉法人（清算法人を除く。以下この号において同じ。）についての次に掲げる事項
 - イ 吸収合併消滅社会福祉法人において最終会計年度の末日（最終会計年度がない場合にあっては、吸収合併消滅社会福祉法人の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の法人財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（法第52条の評議員会の日の2週間前の日後吸収合併の登記の日までの間に新たな最終会計年度が存することとなる場合にあっては、当該新たな最終会計年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）
 - ロ 吸収合併消滅社会福祉法人において最終会計年度がないときは、吸収合併消滅社会福祉法人の成立の日における貸借対照表
- 四 吸収合併の登記の日以後における吸収合併存続社会福祉法人の債務（法第53条第1項第4号の規定により吸収合併について異議を述べることができる債権者に対して負担する債務に限る。）の履行の見込みに関する事項
- 五 法第52条の評議員会の日の2週間前の日後、前各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

(2) 吸収合併存続社会福祉法人の事前開示事項

吸収合併により存続する法人は、「吸収合併存続社会福祉法人の事前開示事項」を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置きます。

項目	説明
①吸収合併契約の内容	吸収合併契約書で規定する内容について記載したものを開示します。
②吸収合併消滅社会福祉法人に関する事項（相手法人から受領する必要があります）	
監査報告等	最終会計年度に係る計算書類、事業報告及び監査報告（会計監査報告を含む。）の内容を記載したものを開示します。なお、最終会計年度がない場合には、吸収合併消滅社会福祉法人の成立の日における貸借対照表の内容を記載したものを開示します。
後発事象	最終会計年度の末日（最終会計年度がない場合にあっては、吸収合併消滅社会福祉法人の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の法人財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容を記載したものを開示します。
貸借対照表	吸収合併消滅社会福祉法人が清算法人の場合、貸借対照表（社会福祉法第46条の22第1項の規定により作成）を開示します。
③吸収合併存続社会福祉法人に関する事項	
後発事象	吸収合併存続社会福祉法人において最終会計年度の末日（最終会計年度がない場合にあっては、吸収合併存続社会福祉法人の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の法人財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容を記載したものを開示します。
貸借対照表	吸収合併存続社会福祉法人において最終会計年度がないときは、吸収合併存続社会福祉法人の成立の日における貸借対照表を開示します。
④債務の履行の見込み	吸収合併の登記の日以後における吸収合併存続社会福祉法人の債務（社会福祉法第54条の3第1項第4号に基づき吸収合併について異議を述べることができる債権者に対して負担する債務に限る。）の履行の見込みに関する事項を開示します。
⑤評議員会の日の2週間前の日後の変更事項	吸収合併存続社会福祉法人における吸収合併承認の評議員会の日の2週間前の日より後、吸収合併の登記の日までの間に、上記に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項を開示します。

*最終会計年度がない場合とは、設立から最初の計算書類等について定時評議員会の承認を受けるまでの期間が想定されます

社会福祉法施行規則第6条の4（吸収合併存続社会福祉法人の事前開示事項）

第6条の4 法第54条第1項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 吸収合併消滅社会福祉法人（清算法人を除く。）についての次に掲げる事項
 - イ 最終会計年度に係る監査報告等の内容（最終会計年度がない場合にあっては、吸収合併消滅社会福祉法人の成立の日における貸借対照表の内容）
 - ロ 最終会計年度の末日（最終会計年度がない場合にあっては、吸収合併消滅社会福祉法人の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の法人財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（法第54条の2第1項の評議員会の日（法第45条の9第10項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第194条第1項の場合にあっては、同項の提案があった日。以下同じ。）後吸収合併の登記の日までの間に新たな最終会計年度が存することとなる場合にあっては、当該新たな最終会計年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）
- 二 吸収合併消滅社会福祉法人（清算法人に限る。）が法第46条の22第1項の規定により作成した貸借対照表
- 三 吸収合併存続社会福祉法人についての次に掲げる事項
 - イ 吸収合併存続社会福祉法人において最終会計年度の末日（最終会計年度がない場合にあっては、吸収合併存続社会福祉法人の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の法人財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（法第54条の2第1項の評議員会の日（法第45条の9第10項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第194条第1項の場合にあっては、同項の提案があった日。以下同じ。）後吸収合併の登記の日までの間に新たな最終会計年度が存することとなる場合にあっては、当該新たな最終会計年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）
 - ロ 吸収合併存続社会福祉法人において最終会計年度がないときは、吸収合併存続社会福祉法人の成立の日における貸借対照表
- 四 吸収合併の登記の日以後における吸収合併存続社会福祉法人の債務（法第54条の3第1項第4号の規定により吸収合併について異議を述べることができる債権者に対して負担する債務に限る。）の履行の見込みに関する事項
- 五 法第54条の2第1項の評議員会の日（法第45条の9第10項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第194条第1項の場合にあっては、同項の提案があった日。以下同じ。）後吸収合併の登記の日までの間に、前各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

注意点・留意すべきポイント

合併契約について決議を行う評議員会の日（法第45条の9第10項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第194条第1項の場合にあっては、同項の提案があった日。以下同じ。）の2週間前から、合併の登記の日まで、合併契約の内容等を記入した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置くことが必要ですので、スケジュールに注意が必要です。

5

評議員会の承認

実施事項

社会福祉法人が合併するには、吸収合併消滅社会福祉法人及び吸収合併存続社会福祉法人における評議員会の決議により、合併契約の承認が必要になります。これらの決議は議事録として記録を残す必要があります。

評議員会の承認における実施事項は以下のとおりです。

項目	説明
(1) 評議員会の承認 (吸収合併消滅社会福祉法人)	吸収合併消滅社会福祉法人の合併契約について、評議員会の決議によって承認を受ける。
(2) 評議員会の承認 (吸収合併存続社会福祉法人)	吸収合併存続社会福祉法人の合併契約について、評議員会の決議によって承認を受ける。

実施内容

(1) 評議員会の承認（吸収合併消滅社会福祉法人）

吸収合併消滅社会福祉法人は、評議員会の決議によって、吸収合併契約の承認を受けなければなりません。決議内容は議事録に記録を残すようにします。

(2) 評議員会の承認（吸収合併存続社会福祉法人）

吸収合併存続社会福祉法人は、評議員会の決議によって、吸収合併契約の承認を受けなければなりません。なお、吸収合併消滅社会福祉法人から受け入れる債務の額が資産の額を超える場合には、理事は評議員会にてその旨を説明する必要があります。決議内容は議事録に記録を残すようにします。

注意点・留意すべきポイント

評議員会の承認

社会福祉法人が合併するには、評議員会の決議により、合併契約の承認を受ける必要があります。これらの決議は議事録として記録を残す必要があります。

社会福祉法第52条（吸収合併契約の承認）

第52条 吸収合併消滅社会福祉法人は、評議員会の決議によって、吸収合併契約の承認を受けなければならない。

社会福祉法第54条の2（吸収合併契約の承認）

第54条の2 吸収合併存続社会福祉法人は、評議員会の決議によって、吸収合併契約の承認を受けなければならない。

- 2 吸収合併存続社会福祉法人が承継する吸収合併消滅社会福祉法人の債務の額として厚生労働省令で定める額が吸収合併存続社会福祉法人が承継する吸収合併消滅社会福祉法人の資産の額として厚生労働省令で定める額を超える場合には、理事は、前項の評議員会において、その旨を説明しなければならない。

6 所轄庁の認可

実施事項

所轄庁の認可における実施事項は以下のとおりです。

項目	説明
(1) 所轄庁への申請	所轄庁へ合併認可申請を行う。

実施内容

(1) 所轄庁への申請

社会福祉法人が合併するには所轄庁の認可を受ける必要があります。吸収合併の認可を受けるには、吸収合併の理由を記載した申請書に必要書類を添付して所轄庁に提出しなければなりません。

社会福祉法第50条（吸収合併の効力の発生等）

第50条 1・2 （略）

3 吸収合併は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

4 （略）

申請に必要な書類

合併認可申請に必要な書類は以下に示したとおりです。

合併認可申請書以外の添付書類の様式は定められていませんが、所轄庁で用意されている場合がありますので、担当窓口へ事前相談をしつつ書類作成を進めて下さい。効率的に作業を進めるには専門家などに申請手続きを委任することも一案です。なお、実際に合併認可申請を行うにあたっては、事前に所轄庁の担当窓口へ合併の趣旨目的や背景事情などを説明し、合併申請の方法、疑問点などを適宜相談し、円滑な申請が行えるようにすることが重要です。

吸収合併申請の項目

書類	説明
①合併認可申請書	定められた様式に沿って必要事項を記入し押印します。
②合併理由書	合併認可申請書に合併理由を記載する欄がありますが、追加で合併の理由や目的など詳細に説明する場合は添付します（様式は決まられていません。詳細は担当窓口と相談して下さい）。
③評議員会で合併の承認をしたことを証する書面	各法人で吸収合併契約の承認を受けた際の評議員会の議事録を添付します。
④存続する法人の定款	吸収合併存続社会福祉法人の定款を添付します。
⑤吸収合併消滅社会福祉法人の財産目録および貸借対照表	吸収合併消滅社会福祉法人の財産目録および貸借対照表を添付します。
⑥吸収合併消滅社会福祉法人の負債を証明する書類	負債がある場合は、負債を証明する書類を金融機関や独立行政法人福祉医療機構などから取り付けて添付します（貸付金残高証明書を取り付けることが一般的です）。
⑦（合併後の）吸収合併存続社会福祉法人の財産目録	（合併後の）吸収合併存続社会福祉法人の財産目録を添付します。通常は両法人の財産目録を合算して作成します。
⑧（合併後の）吸収合併存続社会福祉法人の事業計画書および収支予算書（合併日に属する会計年度及び次会計年度）	（合併後の）吸収合併存続社会福祉法人の事業計画書と収支予算書を作成して添付します。合併日が属する会計年度およびその次の会計年度の2か年分が各々必要です。
⑨（合併後の）吸収合併存続社会福祉法人の評議員、役員となるべき者の履歴書および就任承諾書	（合併後の）吸収合併存続社会福祉法人で評議員、役員となるべき者の履歴書と就任承諾書を添付します。ただし、吸収合併存続社会福祉法人で引き続き評議員、役員となる者の就任承諾書は不要です。
⑩評議員、役員になる者について、他に役員等になる者と婚姻関係または3親等以内の親族関係にある者がいる場合等は、その氏名及びその者との続柄を記載した書類	該当する評議員、役員がいる場合は、その旨を記入した書類を添付します。

社会福祉法施行規則第6条（合併認可申請手続）

第6条 社会福祉法人は、法第50条第3項又は法第54条の6第2項の規定により、吸収合併（法第49条に規定する吸収合併をいう。以下同じ。）又は新設合併（法第54条の5に規定する新設合併をいう。以下同じ。）の認可を受けようとするときは、吸収合併又は新設合併の理由を記載した申請書に次に掲げる書類を添付して所轄庁に提出しなければならない。

一 法第52条及び法第54条の2第1項又は法第54条の8の手続又は定款に定める手続を経たことを証明する書類

二 吸収合併存続社会福祉法人（法第49条に規定する吸収合併存続社会福祉法人をいう。以下同じ。）又は新設合併設立社会福祉法人（法第54条の5第2号に規定する新設合併設立社会福祉法人をいう。以下同じ。）の定款

三 吸収合併消滅社会福祉法人（法第49条に規定する吸収合併消滅社会福祉法人をいう。以下同じ。）又は新設合併消滅社会福祉法人（法第54条の5第1号に規定する新設合併消滅社会福祉法人をいう。以下同じ。）に係る次の書類

イ 財産目録及び貸借対照表

ロ 負債があるときは、その負債を証明する書類

四 吸収合併存続社会福祉法人又は新設合併設立社会福祉法人に係る次の書類

イ 財産目録

ロ 合併の日の属する会計年度及び次の会計年度における事業計画書及びこれに伴う収支予算書

ハ 評議員となるべき者及び役員となるべき者の履歴書及び就任承諾書（吸収合併存続社会福祉法人については、引き続き評議員となるべき者又は引き続き役員となるべき者の就任承諾書を除く。）

ニ 評議員となるべき者のうちに、他の各評議員となるべき者について、第2条の7第6号に規定する者（同号括弧書に規定する割合が3分の1を超えない場合に限る。）、同条第7号に規定する者（同号括弧書に規定する半数を超えない場合に限る。）又は同条第8号に規定する者（同号括弧書に規定する割合が3分の1を超えない場合に限る。）がいるときは、当該他の各評議員の氏名及び当該他の各評議員との関係を説明する事項を記載した書類

ホ 評議員となるべき者のうちに、他の各役員となるべき者について、第2条の8第6号に規定する者（同号括弧書に規定する割合が3分の1を超えない場合に限る。）又は同条第7号に規定する者（同号括弧書に規定する半数を超えない場合に限る。）がいるときは、当該他の各役員の氏名及び当該他の各役員との関係を説明する事項を記載した書類

ヘ 理事となるべき者のうちに、他の各理事となるべき者について、第2条の10各号に規定する者（第6号又は第7号に規定する者については、これらの号に規定する割合が3分の1を超えない場合に限る。）がいるときは、当該他の各理事の氏名及び当該他の各理事との関係を説明する事項を記載した書類

ト 監事となるべき者のうちに、他の各役員となるべき者について、第2条の11第6号に規定する者（同号括弧書に規定する割合が3分の1を超えない場合に限る。）、同条第7号に規定する者（同号括弧書に規定する割合が3分の1を超えない場合に限る。）、同条第8号に規定する者（同号括弧書に規定する半数を超えない場合に限る。）又は同条第9号に規定する者（同号括弧書に規定する割合が3分の1を超えない場合に限る。）がいるときは、当該他の各役員の氏名及び当該他の各役員との関係を説明する事項を記載した書類

2 第2条第3項及び第5項の規定は、前項の場合に準用する。

注意点・留意すべきポイント

合併の場合、所轄庁より合併認可を受ける必要があります。このため、合併申請を行うにあたっては、事前に所轄庁へ合併の趣旨目的や背景事情などを説明し、合併申請の方法、疑問点などを適宜相談することが必要です。

また、平成28年改正法等により、二以上の都道府県の区域で事業を行う法人に関する認可等の権限を地方厚生局から都道府県に、一の都道府県の区域で事業を行う法人であって、主たる事務所が政令指定都市に所在する法人に関する認可等の権限を都道府県から政令指定都市に移譲されています。合併時には、（合併後の）吸収合併存続社会福祉法人の主たる事務所がある所轄庁に認可を申請することとなりますので、上記合併の内容について、行政担当者に対して十分に相談を行っておく必要があります。

所轄庁の認可

吸収合併は所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じません。なお、所轄庁は、吸収合併の申請があった場合には、当該申請に係る社会福祉法人の資産が要件に該当しているかどうか、その定款の内容及び設立手続きが法令の規定に違反していないかどうかを審査したうえで、当該合併の認可を決定しなければなりません。

社会福祉法第50条（吸収合併の効力の発生等）

第50条 1・2（略）

- 3 吸収合併は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- 4 第32条の規定は、前項の認可について準用する。

社会福祉法第50条第4項によって準用される社会福祉法32条（認可）

第32条 所轄庁は、第50条第3項の規定による認可の申請があったときは、当該申請に係る社会福祉法人の資産が第25条の要件に該当しているかどうか、その定款の内容及び設立の手續が、法令の規定に違反していないかどうか等を審査した上で、当該第50条第3項の認可を決定しなければならない。

事例における取組み・工夫点

- 調査事例では都道府県の申請窓口で早い段階から説明、相談を行い、また専門家に相談しつつ作業を進めたため、円滑に申請を行うことができました。

7

債権者保護手続き

実施事項

債権者保護手続きにおける実施事項は以下のとおりです。

項目	説明
(1) 貸借対照表の要旨の作成	吸収合併消滅社会福祉法人、吸収合併存続社会福祉法人それぞれにおいて、公告、個別の債権者への催告にあたって必要となる貸借対照表の要旨を作成します。
(2) 公告の実施	吸収合併消滅社会福祉法人、吸収合併存続社会福祉法人それぞれにおいて、異議があれば一定の期間内（2 か月を下ることはできない）に異議を述べることができる旨等を債権者に対して官報に公告を行います。
(3) 個別の債権者への催告書の送付	吸収合併消滅社会福祉法人、吸収合併存続社会福祉法人それぞれにおいて、判明している債権者に対しては、個別に催告を行います。
(4) 債権者が異議を述べた場合	もしも、公告及び催告を受けて債権者が異議を述べたときは、これを弁済するか、もしくは相当の担保を提供し、または債権者に弁済を受けさせることを目的として、信託会社もしくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託します。（当該債権者を害するおそれがないときはこれらを行う必要はありません）

社会福祉法第 53 条（債権者の異議）

第 53 条 吸収合併消滅社会福祉法人は、第 50 条第 3 項の認可があったときは、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、判明している債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第 4 号の期間は、2 月を下ることができない。

- 一 吸収合併をする旨
- 二 吸収合併存続社会福祉法人の名称及び住所
- 三 吸収合併消滅社会福祉法人及び吸収合併存続社会福祉法人の計算書類（第 45 条の 27 第 2 項に規定する計算書類をいう。以下この款において同じ。）に関する事項として厚生労働省令で定めるもの

- 四 債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨
2・3 (略)

社会福祉法第54条の3（債権者の異議）

第54条の3 吸収合併存続社会福祉法人は、第50条第3項の認可があったときは、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、判明している債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第4号の期間は、2月を下ることができない。

- 一 吸収合併をする旨
 - 二 吸収合併消滅社会福祉法人の名称及び住所
 - 三 吸収合併存続社会福祉法人及び吸収合併消滅社会福祉法人の計算書類に関する事項として厚生労働省令で定めるもの
 - 四 債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨
- 2・3 (略)

実施内容

(1) 貸借対照表の要旨の作成

社会福祉法施行規則第6条の3等で、公告や個別催告に必要な計算書類に関する事項が規定されており、最終会計年度に係る貸借対照表の要旨を作成します。

＜貸借対照表の作成について＞

- ・公告対象法人につき最終会計年度がない場合：その旨を文書で説明
- ・公告対象法人が清算法人である場合：その旨を文書で説明
- ・上記以外の場合：貸借対照表の要旨を作成

貸借対照表の要旨は、100万円単位又は10億円単位をもって表示します。（ただし、法人の財産の状態を的確に判断することができなくなるおそれがある場合には適切な単位をもって表示）

*最終会計年度がない場合とは、設立から最初の計算書類等について評議員会の承認を受けるまでの期間が想定されます。

社会福祉法施行規則第6条の3（計算書類に関する事項）

第6条の3 法第53条第1項第3号に規定する厚生労働省令で定めるものは、同項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 公告対象法人（法第53条第1項第3号の吸収合併消滅社会福祉法人及び吸収合併存続社会福祉法人をいう。次号において同じ。）につき最終会計年度がない場合 その旨

3.3 吸収合併手続きの解説

- 社会福祉法施行規則第6条の6（計算書類に関する事項）

2 (略)

＜官報における公告の例＞

乙の貸借対照表の要旨 (令和XX年XX月XX日現在) (単位:百万円)				甲の貸借対照表の要旨 (令和XX年XX月XX日現在) (単位:百万円)			
科 目		金	額	科 目		金	額
資産の部	流動資産		XXX,XXX	資産の部	流動資産		XXX,XXX
	固定資産		XXX,XXX		固定資産		XXX,XXX
	基本財産		XXX,XXX		基本財産		XXX,XXX
	その他の固定資産		XXX,XXX		その他の固定資産		XXX,XXX
負債及び純資産の部	合 計		XXX,XXX	負債及び純資産の部	合 計		XXX,XXX
	流動負債		XXX,XXX		流動負債		XXX,XXX
	固定負債		XXX,XXX		固定負債		XXX,XXX
	基本金		XXX,XXX		基本金		XXX,XXX
	国庫補助金等特別積立金		XXX,XXX		国庫補助金等特別積立金		XXX,XXX
	その他の積立金		XXX,XXX		その他の積立金		XXX,XXX
	次期繰越活動増減差額		XXX,XXX		次期繰越活動増減差額		XXX,XXX
	(うち当期活動増減差額)		XXX,XXX		(うち当期活動増減差額)		XXX,XXX
	合 計		XXX,XXX		合 計		XXX,XXX

解説

- 公告、個別の催告にあたっては、次に掲げる事項を記載する必要があります。
 - ・吸収合併をする旨
 - ・吸収合併消滅社会福祉法人の名称及び住所
 - ・「（１）貸借対照表の要旨の作成」に記載した計算書類に関する事項
 - ・債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨
- なお、異議を述べる機会の期間としては、2か月もしくはそれ以上の期間を設定することが必要です。

特に借入債務などは、合併後の存続法人が引き継ぐこととなり、借入先である独立行政法人福祉医療機構等に合併認可申請前に相談、協議するなど円滑な事務処理が行えるようにすることが必要です。

債権者が異議を述べなかった場合

定めた期間内に債権者が異議を述べなかった場合は、債権者は合併を承認したものとみなされます。

社会福祉法第53条第2項（債権者の異議）

第53条 （略）

- 2 債権者が前項第4号の期間内に異議を述べなかったときは、当該債権者は、当該吸収合併について承認をしたものとみなす。
- 3 （略）

社会福祉法第54条の3第2項（債権者の異議）

第54条の3 （略）

- 2 債権者が前項第4号の期間内に異議を述べなかったときは、当該債権者は、当該吸収合併について承認をしたものとみなす。
- 3 （略）

債権者が異議を述べた場合

債権者が合併に対して異議を述べた場合は、その債権者に対して債務を弁済する若しくは相当の担保の提供をするか、または信託会社などに相当の財産を信託します。ただし、合併を行ってもその債権者を害する恐れがない場合（合併を行っても財務上何ら支障がないことが明白な場合など）は必ずしも弁済や担保提供あるいは財産の信託を行う必要はありません。

社会福祉法第53条（債権者の異議）

第53条 1・2 （略）

3 債権者が第1項第4号の期間内に異議を述べたときは、吸収合併消滅社会福祉法人は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等（信託会社及び信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和18年法律第43号）第1条第1項の認可を受けた金融機関をいう。）をいう。以下同じ。）に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該吸収合併をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

社会福祉法第54条の3（債権者の異議）

第54条の3 1・2 （略）

3 債権者が第1項第4号の期間内に異議を述べたときは、吸収合併存続社会福祉法人は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該吸収合併をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

社会福祉法第53条、第54条の3の規定に違反したとき（公告を怠り、又は不正の公告をしたとき）は、20万円以下の過料に処せられるので注意が必要です。

社会福祉法第165条

第165条 社会福祉法人の評議員、理事、監事、会計監査人若しくはその職務を行うべき社員、清算人、民事保全法第56条に規定する仮処分命令により選任された評議員、理事、監事若しくは清算人の職務を代行する者、第155条第1項第3号に規定する一時評議員、理事、監事若しくは理事長の職務を行うべき者、同条第2項第3号に規定する一時清算人若しくは清算法人の監事の職務を行うべき者、同項第4号に規定する一時代表清算人の職務を行うべき者、同項第5号に規定する一時清算法人の評議員の職務を行うべき者若しくは第156条第1項第2号に規定する一時会計監査人の職務を行うべき者又は社会福祉連携推進法人の理事、監事、会計監査人若しくはその職務を行うべき社員、同法第56条に規定する仮処分命令により選任された理事若しくは監事の職務を代行する者、第143条第1項において準用する第45条の6第2項の規定により選任された一時理事、監事若しくは代表理事の職務を行うべき者、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第334条第1項第6号に規定する一時理事、監事若しくは代表理事の職務を行うべき者、第143条第1項において準用する第45条の6第3項の規定により選任された一時会計監査人の職務を行うべき者若しくは同法第337条第1項第2号に規定する一時会計監査人の職務を行うべき者は、次のいずれかに該当する場合には、20万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一 この法律に基づく政令の規定による登記をすることを怠ったとき。

二 第46条の12第1項、第46条の30第1項、第53条第1項、第54条の3第1項又は第54条の9第1項の規定による公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

三～十二 （略）

注意点・留意すべきポイント

社会福祉法人では、独立行政法人福祉医療機構から借入れを行っていることが多いと想定されますが、独立行政法人福祉医療機構への手続きに際しては各種資料の提出が必要となりますので、余裕をもって相談を行うことが望まれます。

なお、独立行政法人福祉医療機構への提出書類は以下のようなものがあります。

(独立行政法人福祉医療機構への提出書類)

- ・催告書
- ・合併理由書（任意様式）
- ・合併認可申請書および認可書（写）
- ・合併契約書（写）
- ・合併前の各法人の法人登記簿謄本（写し可）
- ・合併前の各法人の決算書（財産目録含む／直近1か年分）
- ・合併後の法人の定款（案）
- ・合併後の新役員名簿

8

合併の登記手続き

実施事項

登記手続きにおける実施事項は以下のとおりです。

項目	説明
(1) 合併による変更登記の申請	合併により存続する法人については、合併に必要な手続きが終了したときから2週間以内に、主たる事務所の所在地において、管轄の法務局登記所へ変更の登記を申請します。
(2) 合併による解散登記の申請	合併により消滅する法人については、合併後の存続法人を代表すべき者が、合併後の存続の主たる事務所を管轄する法務局を経由して合併の登記の申請と同時に解散登記を行います。

社会福祉法第50条（吸収合併の効力の発生等）

第50条 社会福祉法人の吸収合併は、吸収合併存続社会福祉法人の主たる事務所の所在地において合併の登記をすることによって、その効力を生ずる。

2 吸収合併存続社会福祉法人は、吸収合併の登記の日に、吸収合併消滅社会福祉法人の一切の権利義務（当該吸収合併消滅社会福祉法人がその行う事業に関し行政庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。）を承継する。

3 吸収合併は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

4 （略）

実施内容

(1) 合併による変更登記の申請

合併後存続する法人が登記申請するにあたっては、法人の主たる事務所の所在地を管轄する法務局の窓口等で申請にかかる手続、添付書類等、必要な事項を確認したうえで行うようにしてください。

なお、司法書士等の専門家に代理させることも可能です。

合併による変更の登記

合併による変更の登記の申請書には、合併により消滅する法人の登記事項証明書を添付しなければならないとされています。（当該登記所の管轄区域内に事務所があるものを除く。）

また、合併に際して、公告及び催告をしたこと及び異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を供し、若しくは財産を信託したこと又は合併をしてもその者を害するおそれがないことを証する書面を添付しなければなりません。

吸収合併存続社会福祉法人が変更登記の申請を行う際に必要とする書類の例示としては以下のとおりとなります。

書類	説明
社会福祉法人合併による変更登記申請書	定められた様式に沿って必要事項を記入し、押印します。
定款	存続する法人の変更済の定款を添付します。
合併契約書	相互の法人で交わした合併契約書を添付します。
評議員会の議事録	合併の承認を得た際の評議員会の議事録を添付します。
所轄庁の合併認可書	所轄庁から受け取った合併認可書を添付します。
公告および催告をしたことを証する書面	公告を掲載したことを証するもの（公告を掲載した官報の原本など）や債権者へ送付した催告書の写しおよび債権者から取り付けた承諾書の原本などを添付します。

第3章 社会福祉法人における合併の手引き

3.3 吸収合併手続きの解説

書類	説明
異議を述べた債権者に対する弁済（担保提供・信託）証書	異議を述べた債権者がいる場合は、当該債権者へ弁済したこと、もしくは担保を供したこと、または信託を行ったことを証する書面を添付します。（債権者を害するおそれがないときはそれを証する書面） 異議を述べる債権者がいない場合は、その旨を記載した書面を添付します。
役員の選任を証する書面	合併後の法人の理事・監事の選任を評議員会で決議した際の議事録を添付します。
理事長の就任承諾書	存続する法人で理事長になる者の就任承諾書を添付します。ただし、存続する法人で引き続き理事長となる者の就任承諾書は不要です。
消滅法人の登記事項証明書	合併後消滅する法人が、存続する法人の登記所の管轄区域外にある場合は、消滅する法人の登録事項証明書の原本を添付します（同一区域内にある場合は不要です）。
財産目録	合併後に存続する法人の財産目録を添付します。
代理人によって申請する場合は委任状	既に説明したとおり、通常は存続法人の理事長が申請者になりますが、理事長に代わって事務担当者が申請を行う場合や司法書士などの専門家に申請を委任する場合は委任状を添付します。

組合等登記令

（合併等の登記）

第8条 組合等が合併をするときは、合併の認可その他合併に必要な手続が終了した日から2週間以内に、その主たる事務所の所在地において、合併により消滅する組合等については解散の登記をし、合併後存続する組合等については変更の登記をし、合併により設立する組合等については設立の登記をしなければならない。

2 （略）

（設立の登記の申請）

第16条 設立の登記は、組合等を代表すべき者の申請によってする。

2 設立の登記の申請書には、定款又は寄附行為及び組合等を代表すべき者の資格を証する書面を添付しなければならない。

3 第2条第2項第6号に掲げる事項を登記すべき組合等の設立の登記の申請書には、その事項を証する書面を添付しなければならない。

（変更の登記の申請）

第17条 第2条第2項各号に掲げる事項の変更の登記の申請書には、その事項の変更を証する書面を添付しなければならない。ただし、代表権を有する者の氏、名又は住所の変更の登記については、この限りでない。

2・3 （略）

（合併による登記の申請）

第20条 合併による変更の登記の申請書には、合併により消滅する組合等（当該登記所の管轄区域内にその主たる事務所があるものを除く。）の登記事項証明書を添付しなければならない。

- 2 組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により合併をする場合には、債権者に対し異議があれば異議を述べるべき旨の公告及び催告をすることを要するものの合併による変更の登記の申請書には、その公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面を添付しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により合併をする場合には、同項の公告を官報のほか定款に定めた時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によってすることができるものがこれらの方法による公告をしたときは、同項の登記の申請書には、同項の公告及び催告をしたことを証する書面に代えて、これらの方法による公告をしたことを証する書面を添付しなければならない。

(合併による設立の申請)

第21条 合併による設立の登記の申請書には、第16条第2項及び第3項並びに前条に規定する書面を添付しなければならない。

商業登記法（準用）

(申請書の添付書面)

第18条 代理人によって登記を申請するには、申請書（前条第3項に規定する電磁的記録を含む。以下同じ。）にその権限を証する書面を添付しなければならない。

第19条 官庁の許可を要する事項の登記を申請するには、申請書に官庁の許可書又はその認証がある謄本を添付しなければならない。

(合併の登記)

第79条 吸収合併による変更の登記又は新設合併による設立の登記においては、合併をした旨並びに吸収合併により消滅する会社（以下「吸収合併消滅会社」という。）又は新設合併により消滅する会社（以下「新設合併消滅会社」という。）の商号及び本店をも登記しなければならない。

第82条 合併による解散の登記の申請については、吸収合併後存続する会社（以下「吸収合併存続会社」という。）又は新設合併により設立する会社（以下「新設合併設立会社」という。）を代表すべき者が吸収合併消滅会社又は新設合併消滅会社を代表する。

2～4 （略）

第83条 吸収合併存続会社又は新設合併設立会社の本店の所在地を管轄する登記所においては、前条第3項の登記の申請のいずれかにつき第24条各号のいずれかに掲げる事由があるときは、これらの申請を共に却下しなければならない。

2 （略）

(2) 合併による解散登記の申請

合併により消滅する法人の解散の登記の申請は、合併後の存続法人の代表すべき者が、合併後の存続の主たる事務所を管轄する登記所を経由して、合併の登記申請と同時に行ってください。

「社会福祉法人の登記について」昭和39.4.25 社席第28号通知

社会福祉法人の登記については、組合等登記令の定めるところによることとなったので、御了知の上管下の社会福祉法人の指導に遺憾のないようせられたい。なお、これにより、従来と相違することとなった主な点は次のとおりである。

1 登記事項

(1) 役員全員の氏名及び住所を登記することは不要となり、代表権を有する者(清算人を含む。)の氏名、住所及び資格を登記することとされたこと。また、これと関連して、代表権の制限に関する定めの登記についても従来の取扱いと異なり、特定の理事に全く代表権を与えないような定款の定めについては、これを登記する必要がなくなったこと。(この解釈については、法務省民事局第4課とも打合せ済みのものである。)

(2) 公告の方法は登記事項からはずされたこと。

2 登記手続

(1) 法人が主たる事務所を移転した場合における新所在地における登記の申請は、従来は、旧所在地における登記とは別個に直接新所在地を管轄する登記所に対し、3週間以内に存すべきこととされていたが、今後は、旧所在地を管轄する登記所を経由して旧所在地における登記の申請と同時に2週間以内になすべきこととされたこと。

(2) 資産の総額の変更の登記は、毎事業年度終了後、主たる事務所においては4週間以内、従たる事務所においては5週間以内にしなければならないこととされていたが、いずれも2月以内にすれば足りることとされたこと。

(3) 代表権を有する者の就任に関しての登記に際しては、社会福祉事業法第34条第3項及び第4項並びに第39条の規定に違反しないことを証する書面は不要とされたこと。

(4) 合併により消滅する法人の解散の登記の申請は、合併によって消滅した法人の理事がその法人の事務所所在地を管轄する登記所に直接なすこととされていたが、今後は、合併後の存続法人又は新設法人を代表すべき者が、合併後の存続法人又は新設法人の主たる事務所を管轄する登記所を経由して、合併の登記の申請と同時になすべきこととされたこと。

注意点・留意すべきポイント

合併の効力を発する時期

社会福祉法人の合併は、合併後存続する法人が登記を行うことにより、その効力を生じます。

社会福祉法第50条（吸収合併の効力の発生等）

第50条 社会福祉法人の吸収合併は、吸収合併存続社会福祉法人の主たる事務所の所在地において合併の登記をすることによって、その効力を生ずる。

2 吸収合併存続社会福祉法人は、吸収合併の登記の日に、吸収合併消滅社会福祉法人の一切の権利義務（当該吸収合併消滅社会福祉法人がその行う事業に関し行政庁の認可その他の処分に基いて有する権利義務を含む。）を承継する。

3・4 （略）

合併の登記

合併の登記申請は、合併の認可その他合併に必要な手続きが終了した日から、主たる事務所の所

在地において、2週間以内に行う必要があります。なお、期間内に登記の申請をしなかった場合は、20万円以下の過料に処せられる罰則があるので注意が必要です。

組合等登記令第8条（合併等の登記）

第8条 組合等が合併をするときは、合併の認可その他合併に必要な手続が終了した日から2週間以内に、その主たる事務所の所在地において、合併により消滅する組合等については解散の登記をし、合併後存続する組合等については変更の登記をし、合併により設立する組合等については設立の登記をしなければならない。

社会福祉法第165条

第165条 社会福祉法人の評議員、理事、監事、会計監査人若しくはその職務を行うべき社員、清算人、民事保全法第56条に規定する仮処分命令により選任された評議員、理事、監事若しくは清算人の職務を代行する者、第155条第1項第3号に規定する一時評議員、理事、監事若しくは理事長の職務を行うべき者、同条第2項第3号に規定する一時清算人若しくは清算法人の監事の職務を行うべき者、同項第4号に規定する一時代表清算人の職務を行うべき者、同項第5号に規定する一時清算法人の評議員の職務を行うべき者若しくは第156条第1項第2号に規定する一時会計監査人の職務を行うべき者又は社会福祉連携推進法人の理事、監事、会計監査人若しくはその職務を行うべき社員、同法第56条に規定する仮処分命令により選任された理事若しくは監事の職務を代行する者、第143条第1項において準用する第45条の6第2項の規定により選任された一時理事、監事若しくは代表理事の職務を行うべき者、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第334条第1項第6号に規定する一時理事、監事若しくは代表理事の職務を行うべき者、第143条第1項において準用する第45条の6第3項の規定により選任された一時会計監査人の職務を行うべき者若しくは同法第337条第1項第2号に規定する一時会計監査人の職務を行うべき者は、次のいずれかに該当する場合には、20万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一 この法律に基づく政令の規定による登記をすることを怠ったとき。

二～十二 （略）

不動産の登記

合併に伴い、合併後存続する法人へ消滅する法人の土地、建物等の不動産の権利が引き継がれます。その際、第三者対抗要件を具備する観点から、不動産登記を実施することが望まれます。

不動産登記

不動産（土地、建物）の物理的な現況及び権利関係を登記簿に記載します。

事例における取組み・工夫点

- 登記申請の書類を整えるには、一定の時間や労力が必要であり、ゆとりを持ったスケジュールを立てることが重要です。事前に担当窓口へ照会や相談を行うことが望まれます。

9

事後開示

吸収合併に関する書面
等の備置き及び閲覧等

実施事項

吸収合併存続社会福祉法人は、登記の後遅滞なく、吸収合併により承継した権利義務その他の厚生労働省令で定める事項「吸収合併存続社会福祉法人の事後開示事項」をその主たる事務所に備えます。事後開示における実施事項は以下のとおりです。

吸収合併存続社会福祉法人の事後開示事項

項目	説明
(1) 備置き	登記の後遅滞なく、登記の日から6か月間、事後開示事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備えます。
(2) 閲覧等の請求への準備	吸収合併存続社会福祉法人の評議員及び債権者は、吸収合併存続社会福祉法人に対して、その業務時間内は、いつでも、事後開示事項を記載し、または記録した書面又は電磁的記録の閲覧等を請求することができるため、対応する必要があります。

社会福祉法第54条の4（吸収合併に関する書面等の備置き及び閲覧等）

第54条の4 吸収合併存続社会福祉法人は、吸収合併の登記の日後遅滞なく、吸収合併により吸収合併存続社会福祉法人が承継した吸収合併消滅社会福祉法人の権利義務その他の吸収合併に関する事項として厚生労働省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成しなければならない。

- 2 吸収合併存続社会福祉法人は、吸収合併の登記の日から6か月間、前項の書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。
- 3 吸収合併存続社会福祉法人の評議員及び債権者は、吸収合併存続社会福祉法人に対して、その業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、債権者が第2号又は第4号に掲げる請求をするには、当該吸収合併存続社会福祉法人の定めた費用を支払わなければならない。
 - 一 第1項の書面の閲覧の請求
 - 二 第1項の書面の謄本又は抄本の交付の請求
 - 三 第1項の電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 第1項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって吸収合併存続社会福祉法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

実施内容

(1) 吸収合併存続社会福祉法人の事後開示事項

吸収合併後に存続する法人は、「吸収合併存続社会福祉法人の事後開示事項」をその主たる事務所に備え置きます。

項目	説明
登記日	吸収合併の登記の日を記載したものを開示します。
債権者保護手続きの経過	吸収合併消滅社会福祉法人における社会福祉法第53条の規定による手続（債権者保護手続き）の経過について記載したものを開示します。
債権者保護手続きの経過	吸収合併存続社会福祉法人における社会福祉法第54条の3の規定による手続（債権者保護手続き）の経過について記載したものを開示します。
承継した重要な権利義務	吸収合併により吸収合併存続社会福祉法人が吸収合併消滅社会福祉法人から承継した重要な権利義務に関する事項を開示します。
事前開示事項（吸収合併契約の内容を除く）	社会福祉法第51条第1項の規定により吸収合併消滅社会福祉法人が備え置いた書面又は電磁的記録に記載又は記録がされた事項（事前開示事項）について、改めて開示します。
その他	上記のほか、吸収合併に関する重要な事項を開示します。

社会福祉法施行規則第6条の7（吸収合併存続社会福祉法人の事後開示事項）

第6条の7 法第54条の4第1項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 吸収合併の登記の日
- 二 吸収合併消滅社会福祉法人における法第53条の規定による手続の経過
- 三 吸収合併存続社会福祉法人における法第54条の3の規定による手続の経過
- 四 吸収合併により吸収合併存続社会福祉法人が吸収合併消滅社会福祉法人から承継した重要な権利義務に関する事項
- 五 法第51条第1項の規定により吸収合併消滅社会福祉法人が備え置いた書面又は電磁的記録に記載又は記録がされた事項（吸収合併契約の内容を除く。）
- 六 前各号に掲げるもののほか、吸収合併に関する重要な事項

注意点・留意すべきポイント

- 合併登記の後、遅滞なく「吸収合併存続社会福祉法人の事後開示事項」を備置く必要がありますので、事前に準備が必要となります。

10 会計・税務処理

実施事項

会計・税務処理における実施事項は以下のとおりです。

項目	説明
(1) 合併の会計処理	合併の経済的実態は「統合」と判断されます。「統合」の場合において、結合組織は、結合される組織の資産及び負債について、結合時の適正な帳簿価額を引き継ぎます。
(2) 社会福祉充実計画及び社会福祉充実残額	合併による社会福祉充実計画の変更及び合併後の社会福祉充実残額を確認します。
(3) 税務処理	合併による税務処理が発生する場合は、税務処理を行います。

実施内容

(1) 資産・負債の評価

消滅法人は、結合時の適正な帳簿価額を算定するための仮決算を行います、この仮決算では合併を前提とした会計処理は発生せず、通常と同様の決算手続を行います。

合併にあたっては、当該仮決算で算定した資産及び負債について、結合時の適正な帳簿価額を引き継ぎます。

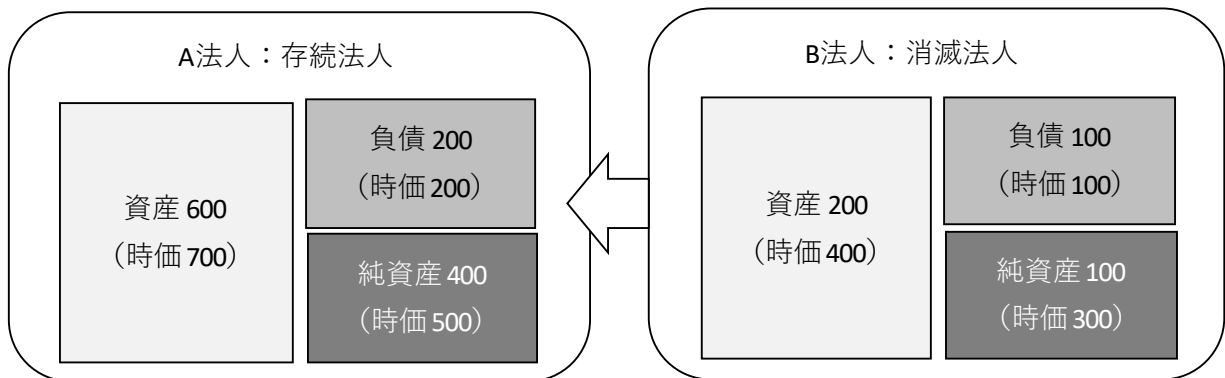
(なお、社会福祉法人には、持分の概念がないため、合併対価が支払われることはなく、結合当事者の一方が他方の事業の支配を獲得することが想定されていません。したがって、会計上合併の経済的実態は「統合」と解釈され、結合時の適正な帳簿価額を引き継ぎます。)

(2) 合併の会計処理

会計処理イメージ

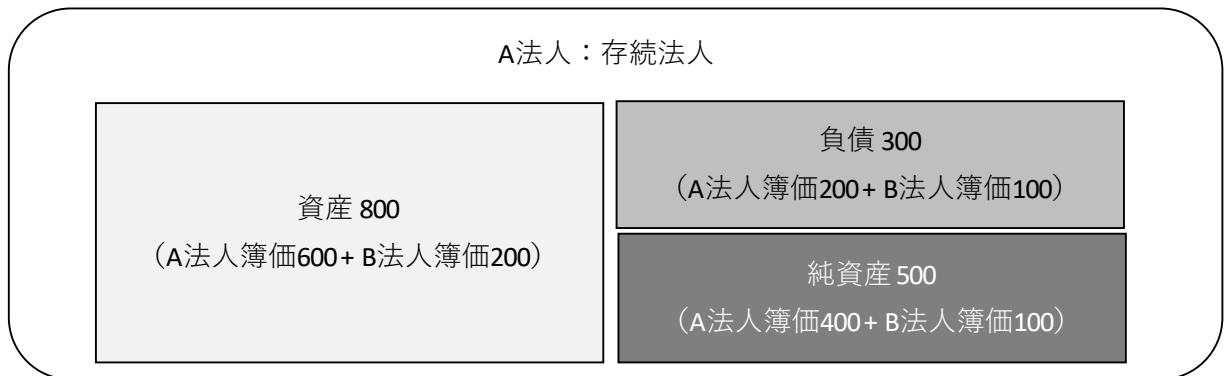
A法人がB法人を吸収合併した場合

Before



After

合併



<A 法人での合併仕訳>

(借方)		(貸方)	
諸資産	200	諸負債	100
		純資産	100

※ なお、社会福祉法人間の合併であるため勘定科目体系は整合しており、合併前の科目を引き継ぐことが想定されます。

適正な帳簿価額を引き継ぐにあたっての留意点

論点	具体例	処理方針
過去の誤謬の修正	消滅法人が耐用年数を誤って、減価償却計算を行っていた場合	存続法人への引継ぎ前に修正し、適正な帳簿価額とした上で合併の会計処理を行う。
会計方針の統一による勘定科目残高の修正	存続法人の会計方針に統一するため、消滅法人の引当金の残高が修正される場合	存続法人への引継ぎ後に修正する。

※ 上記の他、「第1章 社会福祉法人における合併・事業譲渡等の検討のポイント 計算書類の分析」に記載しているチェック項目についても参考にしてください。

(3) 社会福祉充実計画

既存の社会福祉充実計画がある場合は、合併による事業環境の変化に伴い、社会福祉充実計画を変更する必要があるか検討します。検討の結果、社会福祉充実計画の変更が必要であると判断した場合は、所轄庁の承認又は届出が必要となります。

＜所轄庁の承認または届出が必要な変更事由＞

	変更承認事項	変更届出事項
事業内容 関連	○ 新規事業を追加する場合 ○ 既存事業の内容について、以下のよう大幅な変更を行う場合 - ア 対象者の追加・変更 - イ 支援内容の追加・変更 ○ 計画上の事業費について、20%を超えて増減させる場合	○ 既存事業の内容について、左記以外の軽微な変更を行う場合 ○ 計画上の事業費について、20%以内で増減させる場合
事業実施 地域関連	○ 市町村域を超えて事業実施地域の変更を行う場合	○ 同一市町村内で事業実施地域の変更を行う場合
事業実施 期間関連	○ 事業実施年度の変更を行う場合 ○ 年度を超えて事業実施期間の変更を行う場合	○ 同一年度内で事業実施期間の変更を行う場合
社会福祉充実 残額関連	○ 事業費の変更に併せて計画上の社会福祉充実残額について20%を超えて増減させる場合	○ 事業費の変更に併せて計画上の社会福祉充実残額について20%以内の範囲で増減させる場合
その他		○ 法人名、法人代表者氏名、主たる事務所の所在地、連絡先を変更する場合

*2017年（平成29年）1月24日発出通知 「社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について」

社会福祉法第55条の3（社会福祉充実計画の変更）

第55条の3 前条第1項の承認を受けた社会福祉法人は、承認社会福祉充実計画の変更をしようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、所轄庁の承認を受けなければならない。ただし、厚生労働省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前条第1項の承認を受けた社会福祉法人は、前項ただし書の厚生労働省令で定める軽微な変更をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

3 前条第3項から第10項までの規定は、第1項の変更の申請について準用する。

社会福祉法施行規則第6条の18（承認社会福祉充実計画の変更の承認の申請）

第6条の18 法第55条の3第1項に規定する承認社会福祉充実計画の変更の承認の申請は、申請書に、次の各号に掲げる書類を添付して所轄庁に提出することによって行うものとする。

一 変更後の承認社会福祉充実計画を記載した書類

二 第6条の13第2号から第4号までに掲げる書類

(4) 税務処理

合併契約により、承継する権利義務によって、税務処理は異なるため、税務署等への確認を行いながら処理を進める必要があります。また、合併により事業規模が拡大することで、消費税等の新たな課税義務が生じる可能性があることにも留意が必要です。

- ・吸収合併による存続法人は、消滅法人の納税義務を承継します。
- ・合併で年間収入額が8,000万円を超えると「公益法人等の損益計算書等の提出」義務が生じるので注意が必要となります。

<租税特別措置法第40条の規定の適用>

合併により、租税特別措置法第40条の規定の適用を受けた寄附財産を承継する場合であって、引き続き同条の適用を受けようとする場合には、合併の日の前日までに、所轄の税務署を経由して国税庁長官あてに必要な書類（措置法第40条第6項関連する書類）を提出する必要がありますので、所轄の税務署に事前相談を行うことが望まれます。

租税特別措置法第40条（国等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税）

第40条1～5（略）

6 第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈（以下この条において「特定贈与等」という。）を受けた公益法人等が、合併により当該公益法人等に係る第3項に規定する財産等を合併後存続する法人又は合併により設立する法人（公益法人等に該当するものに限る。以下この項において「公益合併法人」という。）に移転しようとする場合において、当該合併の日の前日までに、政令で定めるところにより、当該合併の日その他の財務省令で定める事項を記載した書類を、納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に提出したときは、当該合併の日以後は、当該公益合併法人は当該特定贈与等に係る公益法人等と、当該公益合併法人がその移転を受けた資産は当該特定贈与等に係る財産と、それぞれみなして、この条の規定を適用する。

7～20（略）

租税特別措置法施行規則第18条の19第13項

13 法第40条第6項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法第40条第6項に規定する特定贈与等（以下この条において「特定贈与等」という。）を受けた公益法人等の名称、主たる事務所の所在地及び法人番号並びに合併予定年月日
- 二 当該公益法人等が法第40条第6項に規定する公益合併法人に移転しようとする同項に規定する財産等の種類、所在地及び数量
- 三 当該公益合併法人の名称、主たる事務所の所在地及び法人番号（法人番号を有しない法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地）並びに当該公益合併法人が当該移転を受ける資産の使用開始予定年月日（法第40条第13項において準用する同条第5項後段に規定する政令で定める事情がある場合には、その事情の詳細を含む。）及び使用目的
- 四 第2号に規定する財産等（当該財産等が、当該公益法人等が当該特定贈与等を受けた財産以外のものである場合には、当該財産）を当該公益法人等に当該特定贈与等をした者の氏名及び住所又は居所並びに当該特定贈与等に係る贈与又は遺贈をした年月日及び承認年月日並びに当該財産の種類、所在地及び数量
- 五 その他参考となるべき事項

第3章 社会福祉法人における合併の手引き

3.3 吸収合併手続きの解説

11 職員の処遇の検討 および説明

実施事項

職員の処遇の検討および説明における実施事項は以下のとおりです。

項目	説明
(1) 給与体系、就業時間や休暇規程などの検討	合併後の給与体系、勤務時間や休暇規程などについて検討し、給与規程や就業規則などの変更を行います。
(2) 合併後の職員の役職や配置の検討	合併後の各職員の役職や配置などを検討します。
(3) 職員への説明	合併前に、全職員に対して合併後の処遇について説明を行い、理解を得ます。
(4) 就業規則の労働基準監督署への提出	就業規則について管轄の労働基準監督署に届出を行います。

実施内容

(1) 給与体系、就業時間や休暇規程などの検討

給与体系の検討

吸収合併時には、労働条件はすべて従前のまま承継されることとなります。しかしながら、合併後には、職種ごとに基本給や各種手当（超過勤務、休日勤務、通勤費など）の水準や給与体系について検討する必要があります。法人間での給与水準に隔たりがある場合では、大きな課題となる可能性があるため、労働条件等に大きな変更が生じないかに注意し、職員の希望に応じた選択肢を準備するなど、急激な変化を緩和し、柔軟な対応ができるようにすることが望まれます。

なお、独立行政法人福祉医療機構が行っている社会福祉施設職員等退職手当共済について、吸収合併により、存続する社会福祉法人が引き続いて共済契約を機構と締結する者であるとき又は既に共済契約を締結している者であるときは、消滅法人との共済契約は解除となりますが、被共済職員は、共済制度上、退職とはならず被共済職員期間の通算が認められます。共済契約の承継関係及び新規加入施設の追加等の諸手続が必要であるため、手続き漏れにより、共済契約者及び被共済職員が不利益を被ることがないように、独立行政法人福祉医療機構に、事前からよく相談することが望まれます。

就業時間や休暇の検討

上記に加え、就業時間や休暇の設定についても検討する必要があります。サービス区分等が異なる場合、業務運営に支障が生じる可能性がありますので、給与の場合と同様に、職員の希望に応じた選択肢を準備するなど、柔軟な対応が望まれます。

(2) 合併後の職員の役職や配置の検討

合併後の役職数や職員の配置数を検討します。事業に応じて、求められる役職数、職員の配置数について整理し、整合性を図ることが望まれます。事業計画や地域における役割など全体バランスを考慮の上、役職や配置について検討します。

(3) 職員への説明

合併後の給与、就業時間や休暇など職員の処遇について、合併前に、全職員に対して説明を行います。職員向け説明会を複数回開催したり、相談会を設けたりするなど、状況に応じてきめ細やかに対応を行うことが望まれます。

合併により雇用契約及び労働条件は承継されます。もしも、労働条件が大きく変更になる場合や、職員にとって不利益となる変更を伴う場合では、変更内容や代替措置を含めて書面で説明し、職員の同意をとっておく必要があります。

なお、労働組合が組織されている場合では、労働協約についても承継されることとなるため、労使合意について、確認することが必要となります。

(4) 就業規則の労働基準監督署への提出

吸収合併により、職員の労働条件等が変更になった場合は、管轄の労働基準監督署へ変更後の就業規則を届け出ます。

労働基準法第89条（作成及び届出の義務）

第89条 常時10人以上の労働者を使用する使用者は、次に掲げる事項について就業規則を作成し、行政官庁に

届け出なければならない。次に掲げる事項を変更した場合においても、同様とする。

- 一 始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇並びに労働者を2組以上に分けて交替に就業させる場合においては就業時転換に関する事項
- 二 賃金（臨時の賃金等を除く。以下この号において同じ。）の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期並びに昇給に関する事項
- 三 退職に関する事項（解雇の事由を含む。）
 - 三の二 退職手当の定めをする場合においては、適用される労働者の範囲、退職手当の決定、計算及び支払の方法並びに退職手当の支払の時期に関する事項
- 四 臨時の賃金等（退職手当を除く。）及び最低賃金額の定めをする場合においては、これに関する事項
- 五 労働者に食費、作業用品その他の負担をさせる定めをする場合においては、これに関する事項
- 六 安全及び衛生に関する定めをする場合においては、これに関する事項
- 七 職業訓練に関する定めをする場合においては、これに関する事項
- 八 災害補償及び業務外の傷病扶助に関する定めをする場合においては、これに関する事項
- 九 表彰及び制裁の定めをする場合においては、その種類及び程度に関する事項
- 十 前各号に掲げるもののほか、当該事業場の労働者のすべてに適用される定めをする場合においては、これに関する事項

なお、職員の社会保険については、一般的には健康保険、厚生年金保険、労災保険、雇用保険等に関する手続きが必要と考えられます。それぞれの事業に応じて、必要な手続きを事前に確認して対応しておくことが望まれます。

注意点・留意すべきポイント

合併後の給与、就業時間や休暇など職員の処遇について、合併前に、全職員に対して説明を行います。職員向け説明会を複数回開催したり、相談会を設けたりするなど、状況に応じてきめ細やかに対応を行うことが望まれます。

もしも、労働条件が大きく変更になる場合や、職員にとって不利益となる変更を伴う場合では、内容や代替措置を含めて書面で説明し、職員の同意をとっておく必要があります。

なお、独立行政法人福祉医療機構が行っている社会福祉施設職員等退職手当共済について、吸収合併により、存続する社会福祉法人が引き続いて共済契約を機構と締結する者であるとき又は既に共済契約を締結している者であるときは、消滅法人との共済契約は解除となりますが、被共済職員は、共済制度上、退職とはならず被共済職員期間の通算が認められます。共済契約の承継関係及び新規加入施設の追加等の諸手続が必要であるため、手続き漏れにより、共済契約者及び被共済職員が不利益を被ることがないように、独立行政法人福祉医療機構によく相談してください。

12 利用者や利用者家族、 地域への説明

実施事項

利用者や利用者家族、地域への説明を行う場合に実施事項と考えられるものは以下のとおりです。

項目	説明
(1) 利用者や利用者家族への合併の説明	利用者や利用者家族へ合併の説明を行い、理解を得ます。
(2) 地域への合併の説明	地域へ合併の説明を行い、理解を得ます。

実施内容

(1) 利用者や利用者家族への合併の説明

利用者や利用者家族に対し、合併の目的や背景、合併後の運営などについて、家族会などを通じて説明し、理解を得るように努めます。参加できない利用者やご家族に対しては説明文の送付などが望まれます。

合併により、利用者契約は承継されますが、もしも合併により、サービス内容や利用料金の変更が生じる場合には、あらかじめ十分に説明した上で利用者の同意のもと、利用契約の再締結の手續（例：高齢者施設における入所契約及び重要事項説明書等）を実施することが必要となります。

(2) 地域への合併の説明

合併の際に、地域への説明が必須ではありませんが、合併により地域におけるサービス内容に変更が生じるような場合では、地域の不安を解消するために、地域に対して説明会を実施することが望まれます。

説明会対象者は法人運営に関わる関係者や地域の代表者（地区会長）などが想定されますが、法人の設立の経緯や背景、地域の事情などを勘案し、対象者を選定するようにして下さい。

説明会では、合併の目的や背景、合併後の運営などを説明し、質疑応答を交えながら、理解を得るように努めます。

なお、説明会で出された意見などは記録を残すことが望まれます。

注意点・留意すべきポイント

利用者等への事前説明と理解の醸成

合併によって吸収される法人の利用者については、経営主体が変更になるため、合併前に、利用者や利用者家族への説明を行います。

合併により、利用者契約は承継されますが、もしも合併により、サービス内容や利用料金の変更が生じる場合には、あらかじめ十分に説明した上で利用者との同意のもと、利用契約の再締結の手続（例：高齢者施設における入所契約及び重要事項説明書等）を実施することが必要となります。

地域住民への事前説明

合併によって、特に地域における福祉サービスについて変更等が生じる場合には、地域住民や自治会への説明を行うことが望まれます。社会福祉法人の合併経緯及び今後の実施事業計画に関して理解を得ておくようにしてください。

事例における取組み・工夫点

- 調査事例では、家族会を通じた利用者家族への説明や、地区関係者を集めた地域説明会を実施しています。
- 調査事例では、説明会等において、合併によって地域における福祉事業が存続されること、法人理念が共通すること、事業基盤が安定することなどを丁寧に説明しています。

13

規程・システムなどの整備

実施事項

規程・システムなどの整備を行う場合に実施事項と考えられるものは以下のとおりです。

項目	説明
(1) 各種規程・マニュアル類の整理・統合	必要に応じて、各種規程・マニュアル類の整理・統合を図ります。
(2) 委員会などの運営検討	必要に応じて、委員会などの運営について検討します。
(3) 各種システムの統合	必要に応じて、情報システム、経理システムなどの各種システムの統合を図ります。
(4) 名義変更	必要に応じて、各種名義変更を行います。
(5) その他	消滅法人における権利義務については吸収合併存続法人に引き継がれます。 消滅法人の財務諸表等の決議また届出・公表は、吸収合併存続法人において行います。

実施内容

(1) 各種規程・マニュアル類の整理・統合

合併後の法人運営や業務遂行に支障が生じないよう各種規程・マニュアル類の整理・統合を行います。存続する法人の規程やマニュアル類を活かしつつ、消滅する法人の規程やマニュアル類の変更・廃棄を適宜行い、整合性を図るようにすることが一般的です。

「〇〇マニュアル検討委員会」などの組織を設けて、相互の法人から実務責任者、実務担当者が参画して検討、作業を行うとよいでしょう。

(2) 委員会などの運営検討

各法人で「品質向上委員会」など、個別テーマの検討委員会を設けている場合、合併後の委員会運営について検討し、必要に応じて規程類を修正します。法人単位やサービス区分単位で、互いに同じテーマを扱う委員会等については、整理・統合を検討します。

(3) 各種システムの統合

経理システムや情報システムなどシステムに関する統合を行います。互いにITを活用したシステムが導入されていれば、これらの統合には一定の時間を要しますので、システム会社を活用し、前広に検討・作業に着手することが必要です。

ホームページなど外部への情報発信媒体の扱いについても検討しておきます。なお、これらの作業は時間を要するため、合併前後から段階的に実施することも考えられます。

(4) 名義変更

名義変更が必要なものを洗い出し、合併後の法人名に変更します。

(例)

- ・ 通帳
- ・ 保険契約
- ・ 委託契約
- ・ リース契約
- ・ 保守契約

等

(5) その他

消滅法人における権利義務については吸収合併存続法人に引き継がれます。消滅法人の財務諸表等の決議また届出・公表は、吸収合併存続法人において行います。なお、財務諸表等電子開示システムによる届出等においては、消滅法人のアカウントにてログインし、所轄庁宛の届出が可能です。

事例における取組み・工夫点

- 調査事例では、規程等は、吸収合併存続社会福祉法人の規定に合わせるように、統合していました。ITシステム等は、合併後もしばらく統一せずそのままにしておき、タイミングを見計らって統合するなどの工夫をされていました。

3.4 新設合併手続きの解説

1

合意形成

実施事項

合意形成を行う場合に実施事項と考えられるものは以下のとおりです。

項目	説明
(1) 秘密保持契約（覚書等）の締結	相手法人と協議を進めるための秘密保持契約（覚書等）を結びます。秘密保持契約の締結について、各法人の理事会等にて承認を行います。
(2) 合併法人間での事前協議	合併する法人間で事前協議を十分に行い、互いに合併に向けた合意形成を図ります。
(3) 合併に関する「基本合意書」等の作成・締結	合併契約を締結する前段階で、合併に向けた準備を円滑に進めるために、合併の大前提となる条件について「基本合意書」等を作成し、双方の法人間で合意を取り交わすことが望まれます。

実施内容

(1) 秘密保持契約（覚書等）の締結

合併に向けた事前協議を進めるにあたって、秘密保持契約（覚書等）を結ぶことが一般的です。秘密保持契約を結ぶことにより、法人の内部情報を部分的に共有すること、および合併に向けた事前協議を進めることとなるため、理事会等の承認または報告が行われることが一般的です。

(2) 合併法人間での事前協議

合併に向けた協議の下準備として事前協議を行います。合併の目的や合併後の理念、合併後の事業の存続・撤退、役員選任のあり方、職員処遇のあり方、その他互いの法人の要望などを十分にすり合わせておくことが望まれます。合併の大前提となる事項については、事前協議の段階にて、十分に合意形成を図っておくことが重要です。

(3) 合併に関する「基本合意書」等の作成・締結

合併契約の締結までに、様々な事項を法人間にて協議し調整を図ります。合併に向けた調整作業が円滑に進められるよう、合併条件の大枠を書面で記録し、その上で詳細を協議するようにすれば、効率的に作業を進めることが期待されます。合併に関する基本的な合意が得られた場合、例えば合併後に法人の各事業を存続するか否かなど、重要事項が整理できた場合は、基本合意書として締結しておくことが望まれます。

解説

- 合併後に新設される社会福祉法人が、消滅した社会福祉法人の一切の権利義務を承継することになります。
- 合意形成にあたっては、法人内での意思決定（理事会等での決議）や評議員への報告を適切に行い、法人の総意のもとで確実に進めていくことが重要となります。

注意点・留意すべきポイント

社会福祉法人の合併について

社会福祉法人は、他の社会福祉法人との合併は可能ですが、社会福祉法人以外の法人と合併することは認められていません。

社会福祉法第48条

第48条 社会福祉法人は、他の社会福祉法人と合併することができる。（後略）

事例における取組み・工夫点

- 調査事例では、合併の協議や作業を行う組織として「合併検討委員会」を設置し、合併に際する協議、作業が円滑かつ効率的に進めていました。

2

役員等の検討

実施事項

役員の選任における実施事項は以下のとおりです。

項目	説明
(1) 新たな法人設立後の評議員、理事、監事、会計監査人の検討	新たな法人設立後の評議員、理事、監事、会計監査人を検討します。

実施内容

(1) 新たな法人設立後の役員の検討

新たな法人設立後の評議員、理事、監事を検討します。

また、合併後の決算において事業活動計算書におけるサービス活動収益が 30 億円を超える、または貸借対照表における負債が 60 億円を超える場合は、次の会計年度から特定社会福祉法人となります。特定社会福祉法人には、会計監査人の設置が義務付けられますので、設置に向けた準備が必要になります。

注意点・留意すべきポイント

評議員、役員の資格及び権限・義務の明確化

平成28年改正法により、ガバナンス強化の観点から評議員・理事・監事・会計監査人の資格及び権限・義務の明確化がされており、法令に準拠した選任手続きをとる必要があります。

	評議員	理事
資格	社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者	理事のうちには、次に掲げる者が含まれなければならない。 ① 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者 ② 当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者 当該社会福祉法人が施設を設置している場合にあつては、当該施設の管理者
員数	7名以上（理事の員数（6名以上）を超える数）	6名以上
評議員・理事の兼務	不可	
親族等特殊の関係がある者の制限	各評議員・各役員について、特殊関係に当たる者は評議員にはなれない。	

	監事	会計監査人
職務	理事の職務の執行を監査	計算書類等を監査
員数	2名以上	特定社会福祉法人※の場合 1名（法人含む）以上

※ 特定社会福祉法人 前会計年度決算における事業活動計算書におけるサービス活動収益が30億円を超える、または貸借対照表における負債が60億円を超える社会福祉法人（2024年（令和6年）3月31日現在）

3

合併契約書の作成

実施事項

合併契約における実施事項は以下のとおりです。

項目	説明
(1) 合併契約書の作成	合併内容に関して双方の合意が得られれば、合併契約書を作成し、双方の法人間で契約内容を検討します。各法人内の理事会等にて合併契約（案）の検討及び承認を行います。
(2) 合併契約の締結	合併内容について完全に合意したら、合併契約の手続きに移行します。評議員会の承認が必要なため、評議員会の招集を行います。

実施内容

(1) 合併契約書の作成

合併をする社会福祉法人は、合併契約を締結しなければなりません。合併契約書を作成し、双方の法人間で契約内容を検討します。各法人内の理事会等にて合併契約（案）の承認を行います。これらの決議は議事録として記録を残す必要があります。

社会福祉法第48条

第48条 社会福祉法人は、他の社会福祉法人と合併することができる。この場合においては、合併をする社会福祉法人は、合併契約を締結しなければならない。

(2) 合併契約の締結

合併内容について完全に合意したら、合併契約の手続きに移行します。評議員会の決議が必要なため、評議員会の招集を行います。

評議員会の決議

社会福祉法人が合併するには、評議員会の決議により、合併契約の承認が必要になります。これらの決議は議事録として記録を残す必要があります。

社会福祉法第54条の8（新設合併契約の承認）

第54条の8 新設合併消滅社会福祉法人は、評議員会の決議によって、新設合併契約の承認を受けなければならない。

新設合併契約の内容

社会福祉法人が新設合併するには、新設合併契約において、新設合併消滅社会福祉法人の名称、住所と新設合併設立社会福祉法人の目的、名称、主たる事業所の所在地その他厚生労働省令で定める事項を定めなければなりません。

合併契約の内容

項目	説明
消滅法人の名称及び住所	新設合併消滅社会福祉法人の名称及び住所を記載します。
新設法人の目的、名称、主たる事務所の所在地	新設合併設立社会福祉法人の目的、名称及び主たる事務所の所在地を記載します。
新設法人の定款で定める事項	「社会福祉事業の種類」「役員に関する事項」等、定款で記載が求められている事項について記載します。
合併効力発生日	合併の登記予定日を記載します。
職員の処遇	合併により設立する法人の職員の雇用条件などについては、合併協議会等で協議することとなります。各法人の職員の雇用条件と比較して、公平性・平等性を確保するよう努める必要があります。

その他、必要に応じて相互の合意が必要な事務手続き等について規定することになります。

社会福祉法第54条の5（新設合併契約）

第54条の5 2以上の社会福祉法人が新設合併（2以上の社会福祉法人がする合併であって、合併により消滅する社会福祉法人の権利義務の全部を合併により設立する社会福祉法人に承継させるものをいう。以下この目及び第165条第11号において同じ。）をする場合には、新設合併契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 新設合併により消滅する社会福祉法人（以下この目において「新設合併消滅社会福祉法人」という。）の名称及び住所
- 二 新設合併により設立する社会福祉法人（以下この目において「新設合併設立社会福祉法人」という。）の目的、名称及び主たる事務所の所在地
- 三 前号に掲げるもののほか、新設合併設立社会福祉法人の定款で定める事項
- 四 前3号に掲げる事項のほか、厚生労働省令で定める事項

社会福祉法施行規則6の8（新設合併契約）

第6条の8 法第54条の5第4号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 新設合併がその効力を生ずる日
- 二 新設合併消滅社会福祉法人の職員の処遇

消滅法人の手続きについて

新設合併設立社会福祉法人は、合併によって消滅した社会福祉法人の一切の権利義務を承継することから、消滅法人の清算手続きを経る必要はありません。なお、登記については「登記手続き」に記載しているとおり、設立及び解散の登記が必要となりますので、注意が必要です。

社会福祉法第54条の6（新設合併の効力の発生等）

第54条の6 新設合併設立社会福祉法人は、その成立の日に、新設合併消滅社会福祉法人の一切の権利義務（当該新設合併消滅社会福祉法人がその行う事業に関し行政庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。）を承継する。

2・3 （略）

4

事前開示

合併契約に関する書面
等の備置き及び閲覧等

実施事項

新設合併契約について決議を行う評議員会の日の2週間前から、新設合併の登記の日まで、新設合併契約の内容その他厚生労働省令で定める事項（「事前開示事項」と呼ぶ）をその主たる事務所に備え置かななくてはなりません。

事前開示における実施事項は以下のとおりです。

新設合併消滅社会福祉法人の事前開示事項

項目	説明
(1) 備置き	新設合併契約について決議を行う評議員会の日の2週間前から、合併の登記の日まで、事前開示事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置きます。
(2) 閲覧等の請求への準備	新設合併消滅社会福祉法人の評議員及び債権者は、新設合併消滅社会福祉法人に対して、その業務時間内は、いつでも、事前開示事項を記載し、又は記録された書面又は電磁的記録の閲覧等を請求することができるため、新設合併消滅社会福祉法人はこれらについて対応する必要があります。

社会福祉法第54条の7（新設合併契約に関する書面等の備置き及び閲覧等）

第54条の7 新設合併消滅社会福祉法人は、次条の評議員会の日の2週間前の日（第45条の9第10項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第194条第1項の場合にあっては、同項の提案があった日）から新設合併設立社会福祉法人の成立の日までの間、新設合併契約の内容その他厚生労働省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

2 新設合併消滅社会福祉法人の評議員及び債権者は、新設合併消滅社会福祉法人に対して、その業務時間内は、

いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、債権者が第2号又は第4号に掲げる請求をするには、当該新設合併消滅社会福祉法人の定めた費用を支払わなければならない。

- 一 前項の書面の閲覧の請求
- 二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求
- 三 前項の電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求
- 四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって新設合併消滅社会福祉法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

実施内容

(1) 新設合併消滅社会福祉法人の事前開示事項

新設合併消滅社会福祉法人は、「新設合併消滅社会福祉法人の事前開示事項」をその主たる事務所に備え置きます。

項目	説明
①新設合併契約の内容	新設合併契約書に規定した内容について記載したものを開示します。
②他の新設合併消滅社会福祉法人に関する事項	
監査報告書	最終会計年度に係る計算書類、事業報告及び監査報告（会計監査報告を含む。）の内容を記載したものを開示します。なお、最終会計年度がない場合には、他の新設合併消滅社会福祉法人の成立の日における貸借対照表の内容を記載したものを開示します。
後発事象	他の新設合併消滅社会福祉法人において、最終会計年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の法人財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容を記載したものを開示します。
貸借対照表	他の新設合併消滅社会福祉法人が清算法人の場合、貸借対照表（社会福祉法第46条の22第1項の規定により作成）を開示します。
③当該新設合併消滅社会福祉法人に関する事項	
後発事象	当該新設合併消滅社会福祉法人において最終会計年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の法人財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容を記載したものを開示します。
貸借対照表	当該新設合併消滅社会福祉法人において最終会計年度がないときは、新設合併設立社会福祉法人の成立の日における貸借対照表を開示します。

項目	説明
④債務の履行の見込み	新設合併設立社会福祉法人の成立の日以後における新設合併設立社会福祉法人の債務（社会福祉法第54条の9第1項第4号に基づき新設合併について異議を述べることができる債権者に対して負担する債務に限る。）の履行の見込みに関する事項を開示します。
⑤評議員会の日の2週間前の日後の変更事項	新設合併消滅社会福祉法人における新設合併承認の評議員会の日の2週間前の日より後、新設合併の登記の日までの間に、上記に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項を開示します。

*最終会計年度がない場合とは、設立から最初の計算書類等について定時評議員会の承認を受けるまでの期間が想定されます。

社会福祉法施行規則第6条の9（新設合併消滅社会福祉法人の事前開示事項）

第6条の9 法第54条の7第1項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 他の新設合併消滅社会福祉法人（清算法人を除く。以下この号において同じ。）についての次に掲げる事項
 - イ 最終会計年度に係る監査報告等の内容（最終会計年度がない場合にあっては、他の新設合併消滅社会福祉法人の成立の日における貸借対照表の内容）
 - ロ 他の新設合併消滅社会福祉法人において最終会計年度の末日（最終会計年度がない場合にあっては、他の新設合併消滅社会福祉法人の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の法人財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（法第54条の8の評議員会の日の2週間前の日（法第45条の9第10項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第194条第1項の場合にあっては、同項の提案があった日。以下同じ。））後新設合併消滅社会福祉法人の成立の日までの間に新たな最終会計年度が存することとなる場合にあっては、当該新たな最終会計年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）
- 二 他の新設合併消滅社会福祉法人（清算法人に限る。）が法第46条の22第1項の規定により作成した貸借対照表
- 三 当該新設合併消滅社会福祉法人（清算法人を除く。以下この号において同じ。）についての次に掲げる事項
 - イ 当該新設合併消滅社会福祉法人において最終会計年度の末日（最終会計年度がない場合にあっては、当該新設合併消滅社会福祉法人の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の法人財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（法第54条の8の評議員会の日の2週間前の日後新設合併設立社会福祉法人の成立の日までの間に新たな最終会計年度が存することとなる場合にあっては、当該新たな最終会計年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）
 - ロ 当該新設合併消滅社会福祉法人において最終会計年度がないときは、当該新設合併消滅社会福祉法人の成立の日における貸借対照表
- 四 新設合併設立社会福祉法人の成立の日以後における新設合併設立社会福祉法人の債務（他の新設合併消滅社会福祉法人から承継する債務を除き、法第54条の9第1項第四号の規定により新設合併について異議を述べることができる債権者に対して負担する債務に限る。）の履行の見込みに関する事項
- 五 法第54条の8の評議員会の日の2週間前の日後、前各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

注意点・留意すべきポイント

合併契約について決議を行う評議員会の日から2週間前から、合併の登記の日まで、事前開示事項を記載し、又は記録された書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置く必要がありますので、スケジュールに注意しましょう。

5

評議員会の承認

実施事項

社会福祉法人が合併するには、評議員会の決議により、合併契約の承認が必要になります。これらの決議は議事録として記録を残す必要があります。

評議員会の承認における実施事項は以下のとおりです。

項目	説明
(1) 評議員会の決議 (他の新設合併消滅社会福祉法人)	他の新設合併消滅社会福祉法人の合併契約について、 評議員会にて決議する。
(2) 評議員会の決議 (当該新設合併消滅社会福祉法人)	当該新設合併消滅社会福祉法人の合併契約について、 評議員会にて決議する。

実施内容

(1) 評議員会の決議（他の新設合併消滅社会福祉法人）

他の新設合併消滅社会福祉法人は、評議員会の決議によって、新設合併契約の承認を得なければなりません。決議内容については議事録に記録を残すようにします。

(2) 評議員会の決議（当該新設合併消滅社会福祉法人）

当該新設合併消滅社会福祉法人は、評議員会の決議によって、新設合併契約の承認を得なければなりません。決議内容については議事録に記録を残すようにします。

注意点・留意すべきポイント

評議員会の決議

社会福祉法人が合併するには、評議員会の決議により、合併契約の承認が必要になります。これらの決議は議事録として記録を残す必要があります。

社会福祉法第54条の8（新設合併契約の承認）

第54条の8 新設合併消滅社会福祉法人は、評議員会の決議によって、新設合併契約の承認を受けなければならない。

6

定款の作成

実施事項

定款の作成における実施事項は以下のとおりです。

項目	説明
(1) 新設合併設立社会福祉法人の定款の作成	合併により設立する法人の定款を協議して作成する。

新設合併設立社会福祉法人の定款は、新設合併消滅社会福祉法人が作成します。この場合においては、所轄庁の認可を受けることは要しません。

社会福祉法第54条の10（設立の特則）

第54条の10 第32条、第33条及び第35条の規定は、新設合併設立社会福祉法人の設立については、適用しない。

2 新設合併設立社会福祉法人の定款は、新設合併消滅社会福祉法人が作成する。この場合においては、第31条第1項の認可を受けることを要しない。

実施内容

(1) 合併により設立する法人の定款の作成

合併により設立する法人は、新たに定款を作成しなければなりません。定款は、新設合併消滅社会福祉法人で作成します。

7

所轄庁の認可

実施事項

所轄庁の認可における実施事項は以下のとおりです。

項目	説明
(1) 所轄庁への申請	所轄庁へ合併認可の申請を行う。

社会福祉法第54条の6（新設合併の効力の発生等）

第54条の6 （略）

2 新設合併は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 （略）

実施内容

(1) 所轄庁への申請

社会福祉法人が合併するには所轄庁の認可を受ける必要があります。

申請に必要な書類

合併認可申請に必要な書類は以下に示したとおりです。

合併認可申請書以外の添付書類の様式は定められていませんが、所轄庁で用意されている場合がありますので、担当窓口へ照会しつつ書類作成を進めて下さい。効率的に作業を進めるには司法書士などへ申請手続きを委任することも一案です。

なお、実際に合併申請を行うにあたっては、事前に所轄庁の担当窓口へ合併の趣旨目的や背景事

情などを説明し、合併申請の方法、疑問点などを適宜相談し、円滑な申請が行えるようにすることが必要です。

新設合併申請の項目

書類	説明
①合併認可申請書	定められた様式に沿って必要事項を記入し押印します。
②合併理由書	合併認可申請書に合併理由を記載する欄がありますが、追加で合併の理由や目的など詳細に説明する場合は添付します（様式は決まられていません。詳細は担当窓口と相談して下さい）。
③評議員会で合併の承認をしたことを証する書面	合併の承認を得た際の評議員会の議事録を添付します。
④合併により設立する法人の定款	合併協議会で作成した定款を添付します。
⑤各法人の財産目録および貸借対照表	各法人の財産目録および貸借対照表を添付します。
⑥各法人の負債を証明する書類	負債がある場合は、負債を証明する書類を金融機関や独立行政法人福祉医療機構などから取り付けて添付します（貸付金残高証明書を取り付けることが一般的です）。
⑦合併により設立する法人の財産目録	新たに設立する法人の財産目録を添付します。通常は両法人の財産目録を合算して作成します。
⑧合併により設立する法人の事業計画書および収支予算書（合併日に属する会計年度及び次会計年度）	新たに設立する法人の事業計画書と収支予算書を作成して添付します。合併日が属する会計年度およびその次の会計年度の2か年分が各々必要です。
⑨合併により設立する法人の評議員、役員となるべき者の履歴書および就任承諾書	新たに設立する法人の設立当初の評議員、役員となるべき者の履歴書と就任承諾書を添付します。
⑩評議員、役員になる者について、他に役員になる者と婚姻関係または3親等以内の親族関係にある者がいる場合等は、その氏名及びその者との続柄を記載した書類	該当する評議員、役員がいる場合は、その旨を記入した書類を添付します。

社会福祉法施行規則第6条（合併認可申請手続）

第6条 社会福祉法人は、法第50条第3項又は法第54条の6第2項の規定により、吸収合併（法第49条に規定する吸収合併をいう。以下同じ。）又は新設合併（法第54条の5に規定する新設合併をいう。以下同じ。）の認可を受けようとするときは、吸収合併又は新設合併の理由を記載した申請書に次に掲げる書類を添付して所轄庁に提出しなければならない。

- 一 法第52条及び法第54条の2第1項又は法第54条の8の手続又は定款に定める手続を経たことを証明する書類
 - 二 吸収合併存続社会福祉法人（法第49条に規定する吸収合併存続社会福祉法人をいう。以下同じ。）又は新設合併設立社会福祉法人（法第54条の5第2号に規定する新設合併設立社会福祉法人をいう。以下同じ。）の定款
 - 三 吸収合併消滅社会福祉法人（法第49条に規定する吸収合併消滅社会福祉法人をいう。以下同じ。）又は新設合併消滅社会福祉法人（法第54条の5第1号に規定する新設合併消滅社会福祉法人をいう。以下同じ。）に係る次の書類
 - イ 財産目録及び貸借対照表
 - ロ 負債があるときは、その負債を証明する書類
 - 四 吸収合併存続社会福祉法人又は新設合併設立社会福祉法人に係る次の書類
 - イ 財産目録
 - ロ 合併の日の属する会計年度及び次の会計年度における事業計画書及びこれに伴う収支予算書
 - ハ 評議員となるべき者及び役員となるべき者の履歴書及び就任承諾書（吸収合併存続社会福祉法人については、引き続き評議員となるべき者又は引き続き役員となるべき者の就任承諾書を除く。）
 - ニ 評議員となるべき者のうちに、他の各評議員となるべき者について、第2条の7第6号に規定する者（同号括弧書に規定する割合が3分の1を超えない場合に限る。）、同条第7号に規定する者（同号括弧書に規定する半数を超えない場合に限る。）又は同条第8号に規定する者（同号括弧書に規定する割合が3分の1を超えない場合に限る。）がいるときは、当該他の各評議員の氏名及び当該他の各評議員との関係を説明する事項を記載した書類
 - ホ 評議員となるべき者のうちに、他の各役員となるべき者について、第2条の8第6号に規定する者（同号括弧書に規定する割合が3分の1を超えない場合に限る。）又は同条第7号に規定する者（同号括弧書に規定する半数を超えない場合に限る。）がいるときは、当該他の各役員の氏名及び当該他の各役員との関係を説明する事項を記載した書類
 - ヘ 理事となるべき者のうちに、他の各理事となるべき者について、第2条の10各号に規定する者（第6号又は第7号に規定する者については、これらの号に規定する割合が3分の1を超えない場合に限る。）がいるときは、当該他の各理事の氏名及び当該他の各理事との関係を説明する事項を記載した書類
 - ト 監事となるべき者のうちに、他の各役員となるべき者について、第2条の11第6号に規定する者（同号括弧書に規定する割合が3分の1を超えない場合に限る。）、同条第7号に規定する者（同号括弧書に規定する割合が3分の1を超えない場合に限る。）、同条第8号に規定する者（同号括弧書に規定する半数を超えない場合に限る。）又は同条第9号に規定する者（同号括弧書に規定する割合が3分の1を超えない場合に限る。）がいるときは、当該他の各役員の氏名及び当該他の各役員との関係を説明する事項を記載した書類
- 2 第2条第3項及び第5項の規定は、前項の場合に準用する。

所轄庁の認可

新設合併は所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じません。なお、所轄庁は、新設合併の申請があった場合には、当該申請に係る社会福祉法人の資産が要件に該当しているかどうか、その定款の内容及び設立手続きが法令の規定に違反していないかどうかを審査したうえで、当該合併の認可を決定しなければなりません。

社会福祉法第54条の6（新設合併の効力の発生等）

第54条の6 （略）

- 2 新設合併は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- 3 第32条の規定は、前項の認可について準用する。

社会福祉法第54条の6第3項によって準用される第32条

第32条 所轄庁は、第54条第2項の規定による認可の申請があったときは、当該申請に係る社会福祉法人の資産が第25条の要件に該当しているかどうか、その定款の内容及び設立の手續が、法令の規定に違反していないかどうか等を審査した上で、当該第54条の6第2項の認可を決定しなければならない。

注意点・留意すべきポイント

合併の場合、所轄庁より合併認可を受ける必要があります。このため、合併申請を行うにあたっては、事前に所轄庁へ合併の趣旨目的や背景事情などを説明し、合併申請の方法、疑問点などを適宜相談することが必要です。

また、平成28年改正法等により、二以上の都道府県の区域で事業を行う法人に関する認可等の権限を地方厚生局から都道府県に、一の都道府県の区域で事業を行う法人であって、主たる事務所が指定都市に所在する法人に関する認可等の権限を都道府県から指定都市に移譲されています。合併時には、新設合併設立社会福祉法人の主たる事務所がある所轄庁に認可を申請することとなりますので、上記合併の内容について、行政担当者に対して十分に相談を行っておく必要があります。

事例における取組み・工夫点

- 調査事例では、行政担当者の全面的な事務支援により、円滑に作業が進みました。

8

債権者保護手続き

実施事項

債権者保護手続きにおける実施事項は以下のとおりです。

項目	説明
(1) 貸借対照表の要旨の作成	新設合併消滅社会福祉法人において、公告、個別の債権者への催告にあたって必要となる貸借対照表の要旨を作成します。
(2) 公告の実施	新設合併消滅社会福祉法人において、異議があれば一定の期間内（2 か月を下ることはできない）に異議を述べるよう、債権者に対して官報に公告を行います。
(3) 個別の債権者への催告書の送付	新設合併消滅社会福祉法人において、判明している債権者に対しては、個別に催告を行います。
(4) 債権者が異議を述べた場合	もしも、公告及び催告を受けて債権者が異議を述べたときは、これを弁済するか、もしくは相当の担保を提供し、または債権者に弁済を受けさせることを目的として、信託会社もしくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託します。（当該債権者を害するおそれがないときはこれらを行う必要はありません）

社会福祉法第 54 条の 9（債権者の異議）

第 54 条の 9 新設合併消滅社会福祉法人は、第 54 条の 6 第 2 項の認可があったときは、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、判明している債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第 4 号の期間は、2 月を下ることができない。

- 一 新設合併をする旨
- 二 他の新設合併消滅社会福祉法人及び新設合併設立社会福祉法人の名称及び住所
- 三 新設合併消滅社会福祉法人の計算書類に関する事項として厚生労働省令で定めるもの
- 四 債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨

2・3 （略）

実施内容

(1) 貸借対照表の要旨の作成

社会福祉法施行規則第6条の3等で、公告や個別催告に必要となる計算書類に関する事項が規定されており、必要に応じて貸借対照表の要旨を作成する必要があります。

＜貸借対照表の作成について＞

- ・公告対象法人につき最終会計年度がない場合：その旨を文書で説明
- ・公告対象法人が清算法人である場合：その旨を文書で説明
- ・上記以外の場合：貸借対照表の要旨を作成

貸借対照表の要旨とは、100万円単位又は10億円単位をもって表示（ただし、法人の財産の状態を的確に判断することができなくなるおそれがある場合には適切な単位をもって表示）したものを指す。

*最終会計年度がない場合とは、設立から最初の計算書類等について定時評議員会の承認を受けるまでの期間が想定されます。

社会福祉法施行規則第6条の10（計算書類に関する事項）

第6条の10 法第54条の9第1項第3号に規定する厚生労働省令で定めるものは、同項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 公告対象法人（法第54条の9第1項第3号の新設合併消滅社会福祉法人をいう。次号において同じ。）につき最終会計年度がない場合 その旨
 - 二 公告対象法人が清算法人である場合 その旨
 - 三 前2号に掲げる場合以外の場合 最終会計年度に係る貸借対照表の要旨の内容
- 2 第6条の3第2項及び第3項の規定は、前項第3号の貸借対照表の要旨について準用する。

社会福祉法施行規則第6条の10第2項によって準用される第6条の3第2項及び第3項（計算書類に関する事項）

第6条の3

- 2 第6条の10第1項第3号の貸借対照表の要旨に係る事項の金額は、100万円単位又は10億円単位をもって表示するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、社会福祉法人の財産の状態を的確に判断することができなくなるおそれがある場合には、第6条の10第1項第3号の貸借対照表の要旨に係る事項の金額は、適切な単位をもって表示しなければならない。

(2) 公告の実施

債権者保護の観点から、債権者に対して合併について異議を述べる機会を設けることが必要です。社会福祉法第 54 条の 9 では、合併認可を受けたときは、債権者に対して、異議がある場合は異議を述べるよう公告を行うことが義務付けられています。公告は官報によって行います。

＜官報における公告の例＞

乙の貸借対照表の要旨 (令和XX年XX月XX日現在) (単位:百万円)			甲の貸借対照表の要旨 (令和XX年XX月XX日現在) (単位:百万円)		
科 目	金	額	科 目	金	額
資産の部	流 動 資 産	XXX,XXX	流 動 資 産	XXX,XXX	
	固 定 資 産	XXX,XXX	固 定 資 産	XXX,XXX	
	基 本 財 産	XXX,XXX	基 本 財 産	XXX,XXX	
	その他の固定資産	XXX,XXX	その他の固定資産	XXX,XXX	
	合 計	XXX,XXX	合 計	XXX,XXX	
負債及び純資産の部	流 動 負 債	XXX,XXX	流 動 負 債	XXX,XXX	
	固 定 負 債	XXX,XXX	固 定 負 債	XXX,XXX	
	基 本 金	XXX,XXX	基 本 金	XXX,XXX	
	国庫補助金等特別積立金	XXX,XXX	国庫補助金等特別積立金	XXX,XXX	
	その他の積立金	XXX,XXX	その他の積立金	XXX,XXX	
	次期繰越活動増減差額	XXX,XXX	次期繰越活動増減差額	XXX,XXX	
	(うち当期活動増減差額)	XXX,XXX	(うち当期活動増減差額)	XXX,XXX	
	合 計	XXX,XXX	合 計	XXX,XXX	

(3) 個別の債権者への催告書の送付

借り入れを行っている金融機関などの判明している債権者に対しては、合併認可後に催告書を送付し、異議がある場合は異議を述べるよう個別に知らせることが、社会福祉法第 54 条の 9 で義務付けられています。

解説

- 公告、個別の催告にあたっては、次に掲げる事項を記載する必要があります。
 - ・新設合併をする旨
 - ・他の新設合併消滅社会福祉法人及び新設合併設立社会福祉法人の名称及び住所
 - ・「（１）貸借対照表の要旨の作成」に記載した計算書類に関する事項
 - ・債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨
- なお、異議を述べる機会の期間としては、2 か月もしくはそれ以上の期間を設定することが必要です。

特に借入債務などは、新設法人が引き継ぐこととなり、借入先である独立行政法人福祉医療機構等に事前に相談、協議するなど円滑な事務処理が行えるようにすることが必要です。

債権者が異議を述べなかった場合

定めた期間内に債権者が異議を述べなかった場合は、債権者は合併を承認したものとみなされます。

社会福祉法第54条の9（債権者の異議）

第54条の9 （略）

2 債権者が前項第四号の期間内に異議を述べなかったときは、当該債権者は、当該新設合併について承認をしたものとみなす。

3 （略）

債権者が異議を述べた場合

債権者が合併に対して異議を述べた場合は、その債権者に対して債務を弁済する若しくは弁済相当の担保の提供をするか、または信託会社などに債務に相当する財産を信託します。ただし、合併を行ってもその債権者を害する恐れがない場合（合併を行っても財務上何ら支障がないことが明白な場合など）は必ずしも弁済や担保提供あるいは財産の信託を行う必要はありません。

社会福祉法第54条の9（債権者の異議）

第54条の9 1・2 （略）

3 債権者が第1項第4号の期間内に異議を述べたときは、新設合併消滅社会福祉法人は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該新設合併をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

罰則

社会福祉法54条の9の規定に違反したときは、20万円以下の過料に処せられるので注意が必要です。

社会福祉法第165条

第165条 社会福祉法人の評議員、理事、監事、会計監査人若しくはその職務を行うべき社員、清算人、民事保全法第56条に規定する仮処分命令により選任された評議員、理事、監事若しくは清算人の職務を代行する者、第155条第1項第3号に規定する一時評議員、理事、監事若しくは理事長の職務を行うべき者、同条第2項第3号に規定する一時清算人若しくは清算法人の監事の職務を行うべき者、同項第4号に規定する一時代表清算人の職務を行うべき者、同項第5号に規定する一時清算法人の評議員の職務を行うべき者若しくは第156条第1項第2号に規定する一時会計監査人の職務を行うべき者又は社会福祉連携推進法人の理事、監事、会計監査人若しくはその職務を行うべき社員、同法第56条に規定する仮処分命令により選任された理事若しくは監事の職務を代行する者、第143条第1項において準用する第45条の6第2項の規定により選任された一時理事、監事若しくは代表理事の職務を行うべき者、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第334条第1項第6号に規定する一時理事、監事若しくは代表理事の職務を行うべき者、第143条第1項において準用する第45条の6第3項の規定により選任された一時会計監査人の職務を行うべき者若しくは同法第337条第1項第2号に規定する一時会計監査人の職務を行うべき者は、次のいずれかに該当する場合には、20万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一 （略）

第3章 社会福祉法人における合併の手引き

3.4 新設合併手続きの解説

二 第46条の12第1項、第46条の30第1項、第53条第1項、第54条の3第1項又は第54条の9第1項の規定による公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

三～十二 （略）

注意点・留意すべきポイント

社会福祉法人では、独立行政法人福祉医療機構から借入れを行っているケースが多いですが、独立行政法人福祉医療機構への手続きに際しては各種資料の提出が必要となりますので、余裕をもって相談を行うことが望まれます。

なお、独立行政法人福祉医療機構への提出書類は以下のようなものがあります。

(独立行政法人福祉医療機構への提出書類)

- ・催告書
- ・合併理由書（任意様式）
- ・合併認可申請書および認可書（写）
- ・合併契約書（写）
- ・合併前の各法人の法人登記簿謄本（写し可）
- ・合併前の各法人の決算書（財産目録含む／直近1か年分）
- ・合併後の法人の定款（案）
- ・合併後の新役員名簿

9

合併の登記手続き

実施事項

登記手続きにおける実施事項は以下のとおりです。

項目	説明
(1) 新設合併設立社会福祉法人の登記の申請	新設合併設立社会福祉法人は、合併に必要な手続きが終了したときから2週間以内に、主たる事務所の所在地において、管轄の法務局登記所へ設立の登記を申請します。
(2) 合併による解散登記の申請	合併により消滅する法人については、合併後の設立法人を代表すべき者が、新設合併設立社会福祉法人の主たる事務所を管轄する法務局を経由して合併の登記の申請と同時に解散登記を行います。

社会福祉法第34条（成立の時期）

第34条 社会福祉法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する。

社会福祉法第54条の6（新設合併の効力の発生等）

第54条の6 新設合併設立社会福祉法人は、その成立の日に、新設合併消滅社会福祉法人の一切の権利義務（当該新設合併消滅社会福祉法人がその行う事業に関し行政庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。）を承継する。

2 新設合併は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 第32条の規定は、前項の認可について準用する。

社会福祉法第54条の6第3項によって準用される第32条

第32条 所轄庁は、第54条の6第2項の規定による認可の申請があたときは、当該申請に係る社会福祉法人の資産が第25条の要件に該当しているかどうか、その定款の内容及び設立の手続が、法令の規定に違反していないかどうか等を審査した上で、第54条の6第2項の認可を決定しなければならない。

実施内容

(1) 合併の登記の申請

合併後設立する法人が登記申請するにあたっては、法人の主たる事務所の所在地を管轄する法務局の窓口等で申請にかかる手続、添付書類等、必要な事項を確認したうえで行うようにしてください。

なお、司法書士等の専門家に代理させることも可能です。

合併による設立の登記

合併による変更の登記の申請書には、合併により消滅する法人の登記事項証明書を添付しなければならないとされています。（当該登記所の管轄区域内に事務所があるものを除く。）

また、合併に際して、公告及び催告をしたこと及び異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を供し、若しくは財産を信託したこと又は合併をしてもその者を害するおそれがないことを証する書面を添付しなければなりません。

新設合併設立社会福祉法人が設立登記の申請を行う際に必要とする書類の例示としては以下のとおりとなります。

書類	説明
社会福祉法人合併による設立登記申請書	定められた様式に沿って必要事項を記入し、押印します。
定款	設立する法人の変更済の定款を添付します。
合併契約書	相互の法人で交わした合併契約書を添付します。
評議員会の議事録	合併の承認を得た際の評議員会の議事録を添付します。
所轄庁の合併認可書	所轄庁から受け取った合併認可書を添付します。
公告および催告をしたことを証する書面	公告を掲載したことを証するもの（公告を掲載した官報の原本など）や債権者へ送付した催告書の写しおよび債権者から取り付けた承諾書の原本などを添付します。
異議を述べた債権者に対する弁済（担保提供・信託）証書	異議を述べた債権者がいる場合は、当該債権者へ弁済したこと、もしくは担保を供したこと、または信託を行ったことを証する書面を添付します。（債権者を害するおそれがないときはそれを証する書面） 異議を述べる債権者がいない場合は、その旨を記載した書面を添付します。

書類	説明
役員の選任を証する書面	合併後の法人の理事・監事の選任を評議員会で決議した際の議事録を添付します。
理事長の就任承諾書	設立する法人で理事長になる者の就任承諾書を添付します。
消滅法人の登記事項証明書	合併後消滅する法人が、設立する法人の登記所の管轄区域外にある場合は、消滅する法人の登録事項証明書の原本を添付します（同一区域内にある場合は不要です）。
財産目録	合併後に設立される法人の財産目録を添付します。
代理人によって申請する場合は委任状	既に説明したとおり、通常は設立法人の理事長が申請者になりますが、理事長に代わって事務担当者が申請を行う場合や司法書士などの専門家に申請を委任する場合は委任状を添付します。

組合等登記令

第8条 組合等が合併をするときは、合併の認可その他合併に必要な手続が終了した日から2週間以内に、その主たる事務所の所在地において、合併により消滅する組合等については解散の登記をし、合併後存続する組合等については変更の登記をし、合併により設立する組合等については設立の登記をしなければならない。

第16条 設立の登記は、組合等を代表すべき者の申請によってする。

2 設立の登記の申請書には、定款又は寄附行為及び組合等を代表すべき者の資格を証する書面を添付しなければならない。

3 第2条第2項第六号に掲げる事項を登記すべき組合等の設立の登記の申請書には、その事項を証する書面を添付しなければならない。

第17条 第2条第2項各号に掲げる事項の変更の登記の申請書には、その事項の変更を証する書面を添付しなければならない。ただし、代表権を有する者の氏、名又は住所の変更の登記については、この限りでない。

第20条 合併による変更の登記の申請書には、合併により消滅する組合等（当該登記所の管轄区域内にその主たる事務所があるものを除く。）の登記事項証明書を添付しなければならない。

2 組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により合併をする場合には、債権者に対し異議があれば異議を述べるべき旨の公告及び催告をすることを要するものの合併による変更の登記の申請書には、その公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面を添付しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により合併をする場合には、同項の公告を官報のほか定款に定めた時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によってすることができるものがこれらの方法による公告をしたときは、同項の登記の申請書には、同項の公告及び催告をしたことを証する書面に代えて、これらの方法による公告をしたことを証する書面を添付しなければならない。

第21条 合併による設立の登記の申請書には、第16条第2項及び第3項並びに前条に規定する書面を添付しなければならない。

商業登記法（準用）

第18条 代理人によって登記を申請するには、申請書（前条第3項に規定する電磁的記録を含む。以下同じ。）にその権限を証する書面を添付しなければならない。

第19条 官庁の許可を要する事項の登記を申請するには、申請書に官庁の許可書又はその認証がある謄本を添付しなければならない。

第79条 吸収合併による変更の登記又は新設合併による設立の登記においては、合併をした旨並びに吸収合併

により消滅する会社（以下「吸収合併消滅会社」という。）又は新設合併により消滅する会社（以下「新設合併消滅会社」という。）の商号及び本店をも登記しなければならない。

(2) 合併による解散登記の申請

合併により消滅する法人の解散の登記申請は、新設法人を代表すべき者が、新設法人の主たる事務所を管轄する登記所を経由して、合併の登記申請と同時にを行います。

「社会福祉法人の登記について」昭和 39.4.25 社庶第 28 号通知

社会福祉法人の登記については、組合等登記令の定めるところによることとなったので、御了知の上管下の社会福祉法人の指導に遺憾のないようせられたい。なお、これにより、従来と相違することとなった主な点は次のとおりである。

1 登記事項

- (1) 役員全員の氏名及び住所を登記することは不要となり、代表権を有する者(清算人を含む。)の氏名、住所及び資格を登記することとされたこと。また、これと関連して、代表権の制限に関する定めについて、これを登記する必要がなくなったこと。(この解釈については、法務省民事局第四課とも打合せ済みのものである。)
- (2) 公告の方法は登記事項からはずされたこと。

2 登記手続

- (1) 法人が主たる事務所を移転した場合における新所在地における登記の申請は、従来は、旧所在地における登記とは別個に直接新所在地を管轄する登記所に対し、3週間以内に存すべきこととされていたが、今後は、旧所在地を管轄する登記所を経由して旧所在地における登記の申請と同時に2週間以内になすべきこととされたこと。
- (2) 資産の総額の変更の登記は、毎事業年度終了後、主たる事務所においては4週間以内、従たる事務所においては5週間以内にしなければならないこととされていたが、いずれも2月以内にすれば足りることとされたこと。
- (3) 代表権を有する者の就任に関しての登記に際しては、社会福祉事業法第34条第3項及び第4項並びに第39条の規定に違反しないことを証する書面は不要とされたこと。
- (4) 合併により消滅する法人の解散の登記の申請は、合併によって消滅した法人の理事がその法人の事務所所在地を管轄する登記所に直接なすこととされていたが、今後は、合併後の存続法人又は新設法人を代表すべき者が、合併後の存続法人又は新設法人の主たる事務所を管轄する登記所を経由して、合併の登記の申請と同時に存すべきこととされたこと。

注意点・留意すべきポイント

合併の効力を発する時期

社会福祉法人の合併は、合併により設立する法人が登記を行うことにより、その効力を生じます。

合併の登記申請は、合併の認可その他合併に必要な手続きが終了した日から2週間以内に、主たる事務所の所在地において行う必要があります。

通常合併に必要な手続きの終了とは、所轄庁から合併の認可を受け、債権者への公告・催告期間が終了して債権者との関係が終了した日を指します。

なお、期間内に登記の申請をしなかった場合は、20万円以下の過料に処せられる罰則があるので注意が必要です。

組合等登記令第8条

第8条 組合等が合併をするときは、合併の認可その他合併に必要な手続きが終了した日から2週間以内に、その主たる事務所の所在地において、合併により消滅する組合等については解散の登記をし、合併後存続する組合等については変更の登記をし、合併により設立する組合等については設立の登記をしなければならない。

社会福祉法第165条

第165条 社会福祉法人の評議員、理事、監事、会計監査人若しくはその職務を行うべき社員、清算人、民事保全法第56条に規定する仮処分命令により選任された評議員、理事、監事若しくは清算人の職務を代行する者、第155条第1項第3号に規定する一時評議員、理事、監事若しくは理事長の職務を行うべき者、同条第2項第3号に規定する一時清算人若しくは清算法人の監事の職務を行うべき者、同項第4号に規定する一時代表清算人の職務を行うべき者、同項第5号に規定する一時清算法人の評議員の職務を行うべき者若しくは第156条第1項第2号に規定する一時会計監査人の職務を行うべき者又は社会福祉連携推進法人の理事、監事、会計監査人若しくはその職務を行うべき社員、同法第56条に規定する仮処分命令により選任された理事若しくは監事の職務を代行する者、第143条第1項において準用する第45条の6第2項の規定により選任された一時理事、監事若しくは代表理事の職務を行うべき者、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第334条第1項第6号に規定する一時理事、監事若しくは代表理事の職務を行うべき者、第143条第1項において準用する第45条の6第3項の規定により選任された一時会計監査人の職務を行うべき者若しくは同法第337条第1項第2号に規定する一時会計監査人の職務を行うべき者は、次のいずれかに該当する場合には、20万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

- 一 この法律に基づく政令の規定による登記をすることを怠ったとき。
- 二～十二 (略)

不動産の登記

合併に伴い、設立する法人は、土地、建物の不動産の権利が移転することとなることから、不動産登記を怠らないようにする必要があります。

登記

私法上の権利に関する一定の事項を第三者に公示するため、登記簿に記載し、権利の保護、取引の安全のために

行われるものです。

法人登記

法人の目的、資産、代表者等の基本的な事項を登記簿に記載します。

不動産登記

不動産（土地、建物）の物理的な現況及び権利関係を登記簿に記載します。

事例における取組み・工夫点

- 登記申請の書類を整えるには、一定の時間や労力が必要であり、ゆとりを持ったスケジュールを立てることが重要です。事前に担当窓口へ照会や相談を行うことが望まれます。

10

事後開示

新設合併に関する書面
等の備置き及び閲覧等

実施事項

新設合併設立社会福祉法人は、登記の後遅滞なく、新設合併により承継した権利義務その他厚生労働省令で定める事項「新設合併設立社会福祉法人の事後開示事項」をその主たる事務所に備え置きます。

事後開示における実施事項は以下のとおりです。

新設合併設立社会福祉法人の事後開示事項

項目	説明
(1) 備置き	登記の後遅滞なく、6 か月間、事後開示事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置きます。
(2) 閲覧等の請求への準備	新設合併設立社会福祉法人の評議員及び債権者は、新設合併設立社会福祉法人に対して、その業務時間内は、いつでも、事後開示事項を記載し、または記録した書面又は電磁的記録の閲覧等を請求することができるため、対応する必要があります。

社会福祉法第 54 条の 11（新設合併に関する書面等の備置き及び閲覧等）

第 54 条の 11 新設合併設立社会福祉法人は、その成立の日後遅滞なく、新設合併により新設合併設立社会福祉法人が承継した新設合併消滅社会福祉法人の権利義務その他の新設合併に関する事項として厚生労働省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成しなければならない。

2 新設合併設立社会福祉法人は、その成立の日から 6 月間、前項の書面又は電磁的記録及び新設合併契約の内容その他厚生労働省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

3 新設合併設立社会福祉法人の評議員及び債権者は、新設合併設立社会福祉法人に対して、その業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、債権者が第 2 号又は第四号に掲げる請求をするには、当該新設合併設立社会福祉法人の定めた費用を支払わなければならない。

一 前項の書面の閲覧の請求

- 二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求
- 三 前項の電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求
- 四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって新設合併設立社会福祉法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

実施内容

(1) 新設合併設立社会福祉法人の事後開示事項

新設合併後に設立した法人は、「新設合併設立社会福祉法人の事後開示事項」をその主たる事務所に備え置きます。

項目	説明
登記日	設立した法人の登記日を記載したものを開示します。
債権者保護手続き	新設合併消滅社会福祉法人における社会福祉法第54条の9の規定による手続（債権者保護手続き）の経過を記載したものを開示します。
承継した重要な権利義務	新設合併により新設合併設立社会福祉法人が新設合併消滅社会福祉法人から承継した重要な権利義務に関する事項を開示します。
その他	上記のほか、新設合併に関する重要な事項を開示します。

社会福祉法施行規則第6条の11（新設合併設立社会福祉法人の事後開示事項）

第6条の11 法第54条の11第1項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 新設合併設立社会福祉法人の成立の日
- 二 法第54条の9の規定による手続の経過
- 三 新設合併により新設合併設立社会福祉法人が新設合併消滅社会福祉法人から承継した重要な権利義務に関する事項
- 四 前3号に掲げるもののほか、新設合併に関する重要な事項

注意点・留意すべきポイント

合併の登記の後に、遅滞なく、「新設合併設立社会福祉法人の事後開示事項」を備置く必要がありますので、事前に準備が必要となります。

11

会計・税務処理

実施事項

会計・税務処理における実施事項は以下のとおりです。

項目	説明
(1) 合併の会計処理	合併の経済的実態は「統合」と判断されます。「統合」の場合において、結合組織は、結合される組織の資産及び負債について、結合時の適正な帳簿価額を引き継ぎます。
(2) 社会福祉充実計画及び社会福祉充実残額	合併による社会福祉充実計画の変更及び合併後の社会福祉充実残額を確認します。
(3) 税務処理	合併による税務処理が発生する場合は、税務処理を行います。

実施内容

(1) 資産・負債の評価

双方の消滅法人は、結合時の適正な帳簿価額を確定させるための結合時の適正な帳簿価額を確定させるための決算を行います、この決算では合併を前提とした会計処理は発生せず、通常と同様の決算手続を行います。

合併にあたっては、当該決算で確定した資産及び負債について、結合時の適正な帳簿価額を引き継ぎます。

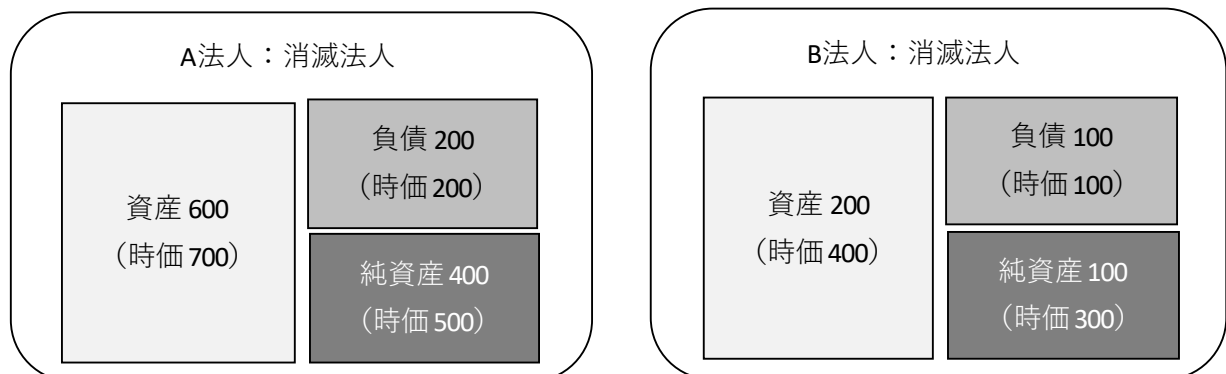
(なお、社会福祉法人には、持分の概念がないため、合併対価が支払われることはなく、結合当事者の一方が他方の事業の支配を獲得することが想定されていません。したがって、会計上合併の経済的実態は「統合」と解釈され、結合時の適正な帳簿価額を引き継ぎます。)

(2) 合併の会計処理

会計処理イメージ

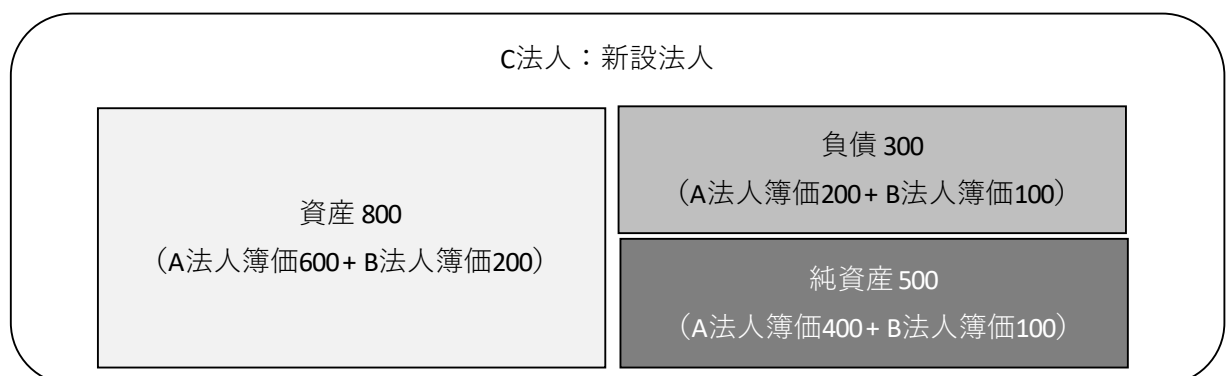
A法人とB法人が新設合併した場合

Before



合併

After



< C法人での合併仕訳（開始仕訳） >

(借方)		(貸方)	
諸資産	800	諸負債	300
		純資産	500

※ なお、社会福祉法人間の合併であるため勘定科目体系は整合しており、合併前の科目を引き継ぐことが想定されます。

適正な帳簿価額を引き継ぐにあたっての留意点

論点	具体例	処理方針
過去の誤謬の修正	消滅法人が耐用年数を誤って、減価償却計算を行っていた場合	存続法人への引継ぎ前に修正し、適正な帳簿価額とした上で合併の会計処理を行う。
会計方針の統一による勘定科目残高の修正	存続法人の会計方針に統一するため、消滅法人の引当金の残高が修正される場合	存続法人への引継ぎ後に修正する。

※ 上記の他、「第1章 社会福祉法人における合併・事業譲渡等の検討のポイント 計算書類の分析」に記載しているチェック項目についても参考にしてください。

(3) 社会福祉充実計画

既存の社会福祉充実計画がある場合は、合併による事業環境の変化に伴い、社会福祉充実計画を変更する必要があるか検討します。検討の結果、社会福祉充実計画の変更が必要であると判断した場合は、所轄庁の承認又は届出が必要となります。

＜所轄庁の承認または届出が必要な変更事由＞

	変更承認事項	変更届出事項
事業内容 関連	○ 新規事業を追加する場合 ○ 既存事業の内容について、以下のよう大幅な変更を行う場合 - ア 対象者の追加・変更 - イ 支援内容の追加・変更 ○ 計画上の事業費について、20%を超えて増減させる場合	○ 既存事業の内容について、左記以外の軽微な変更を行う場合 ○ 計画上の事業費について、20%以内で増減させる場合
事業実施 地域関連	○ 市町村域を超えて事業実施地域の変更を行う場合	○ 同一市町村内で事業実施地域の変更を行う場合
事業実施 期間関連	○ 事業実施年度の変更を行う場合 ○ 年度を超えて事業実施期間の変更を行う場合	○ 同一年度内で事業実施期間の変更を行う場合
社会福祉充実 残額関連	○ 事業費の変更に併せて計画上の社会福祉充実残額について20%を超えて増減させる場合	○ 事業費の変更に併せて計画上の社会福祉充実残額について20%以内の範囲で増減させる場合
その他		○ 法人名、法人代表者氏名、主たる事務所の所在地、連絡先を変更する場合

*2017年（平成29年）1月24日発出通知 「社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について」

社会福祉法第55条の3（社会福祉充実計画の変更）

第55条の3 前条第1項の承認を受けた社会福祉法人は、承認社会福祉充実計画の変更をしようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、所轄庁の承認を受けなければならない。ただし、厚生労働省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前条第1項の承認を受けた社会福祉法人は、前項ただし書の厚生労働省令で定める軽微な変更をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

3 前条第3項から第10項までの規定は、第1項の変更の申請について準用する。

社会福祉法施行規則第6条の18（承認社会福祉充実計画における軽微な変更）

第6条の18 法第55条の3第1項に規定する承認社会福祉充実計画の変更の承認の申請は、申請書に、次の各号に掲げる書類を添付して所轄庁に提出することによって行うものとする。

- 一 変更後の承認社会福祉充実計画を記載した書類
- 二 第6条の13第2号から第4号までに掲げる書類

(4) 税務処理

合併契約より、承継する権利義務によって、税務処理は異なるため、税務署等への確認を行いながら処理を進める必要があります。また、合併により事業規模が拡大することで、消費税等の新たな課税義務が生じる可能性があることにも留意が必要です。

- ・ 合併による存続法人は、消滅法人の納税義務を承継します。
- ・ 合併で年間収入額が8,000万円を超えると「公益法人等の損益計算書等の提出」義務が生じるので注意が必要となります。

<租税特別措置法第40条の規定の適用>

合併により、租税特別措置法第40条の規定の適用を受けた寄附財産を存続法人に承継する場合であって、引き続き同条の適用を受けようとする場合には、合併の日の前日までに、所轄の税務署を経由して国税庁長官あてに必要な書類（措置法第40条第6項関連する書類）を提出する必要がありますので、所轄の税務署に事前相談を行うことが望めます。

租税特別措置法第40条（国等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税）

第40条1～5（略）

6 第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈（以下この条において「特定贈与等」という。）を受けた公益法人等が、合併により当該公益法人等に係る第3項に規定する財産等を合併後存続する法人又は合併により設立する法人（公益法人等に該当するものに限る。以下この項において「公益合併法人」という。）に移転しようとする場合において、当該合併の日の前日までに、政令で定めるところにより、当該合併の日その他の財務省令で定める事項を記載した書類を、納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に提出したときは、当該合併の日以後は、当該公益合併法人は当該特定贈与等に係る公益法人等と、当該公益合併法人がその移転を受けた資産は当該特定贈与等に係る財産と、それぞれみなして、この条の規定を適用する。

7～20（略）

租税特別措置法施行規則第18条の19第13項

13 法第40条第6項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法第40条第6項に規定する特定贈与等（以下この条において「特定贈与等」という。）を受けた公益法人等の名称、主たる事務所の所在地及び法人番号並びに合併予定年月日
- 二 当該公益法人等が法第40条第6項に規定する公益合併法人に移転をしようとする同項に規定する財産等の種類、所在地及び数量
- 三 当該公益合併法人の名称、主たる事務所の所在地及び法人番号（法人番号を有しない法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地）並びに当該公益合併法人が当該移転を受ける資産の使用開始予定年月日（法第40条第13項において準用する同条第5項後段に規定する政令で定める事情がある場合には、その事情の詳細を含む。）及び使用目的
- 四 第2号に規定する財産等（当該財産等が、当該公益法人等が当該特定贈与等を受けた財産以外のものである場合には、当該財産）を当該公益法人等に当該特定贈与等をした者の氏名及び住所又は居所並びに当該特定贈与等に係る贈与又は遺贈をした年月日及び承認年月日並びに当該財産の種類、所在地及び数量
- 五 その他参考となるべき事項

12 職員の処遇の検討 および説明

実施事項

職員の処遇の検討および説明における実施事項は以下のとおりです。

項目	説明
(1) 給与体系、就業時間や休暇規程などの検討	合併後の給与体系、勤務時間や休暇規程などについて検討し、給与規程や就業規則などの変更を行います。
(2) 合併後の職員の役職や配置の検討	合併後の各職員の役職や配置などを検討します。
(3) 職員への説明	合併前に、全職員に対して合併後の処遇について説明を行い、理解を得ます。
(4) 就業規則の労働基準監督署への提出	就業規則について管轄の労働基準監督署に届出を行います。

実施内容

(1) 給与体系、就業時間や休暇規程などの検討

給与体系の検討

合併時には、労働条件はすべて承継されることとなります。しかしながら、合併後には、職種ごとに基本給や各種手当（超過勤務、休日勤務、通勤費など）の水準や給与体系について検討する必要があります。法人間での給与水準に隔たりがある場合では、大きな課題となる可能性があるため、労働条件等に大きな変更が生じないかに注意し、職員の希望に応じた選択肢を準備するなど、急激な変化を緩和し、柔軟な対応ができるようにすることが望まれます。

また、独立行政法人福祉医療機構が行っている社会福祉施設職員等退職手当共済について、共済契約の承継関係及び新規加入施設の追加等の諸手続が必要であるため、手続き漏れにより、共済契

約者及び被共済職員が不利益を被ることがないように、独立行政法人福祉医療機構に、事前からよく相談することが望まれます。

就業時間や休暇の検討

上記に加え、就業時間や休暇の設定についても検討する必要があります。サービス区分等が異なる場合、業務運営に支障が生じる可能性がありますので、給与の場合と同様に、職員の希望に応じた選択肢を準備するなど、柔軟な対応が望まれます。

(2) 合併後の職員の役職や配置の検討

合併後の役職数や職員の配置数を検討します。事業に応じて、求められる役職数、職員の配置数について整理し、整合性を図ることが望まれます。事業計画や地域における役割など全体バランスを考慮の上、役職や配置について検討します。

(3) 職員への説明

合併後の給与、就業時間や休暇など職員の処遇について、合併前に、全職員に対して説明を行います。職員向け説明会を複数回開催したり、相談会を設けたりするなど、状況に応じてきめ細やかに対応を行うことが望まれます。

もしも、労働条件が大きく変更になる場合や、職員にとって不利益となる変更を伴う場合では、内容や代替措置を含めて書面で説明し、職員の同意をとっておく必要があります。

なお、労働組合が組織されている場合では、労働協約についても承継されることとなるため、労使合意について、確認することが必要となります。

(4) 就業規則の労働基準監督署への提出

新設合併により、職員の労働条件等が変更になった場合は、管轄の労働基準監督署へ変更後の就業規則を届け出ます。

労働基準法第89条（作成及び届出の義務）

第89条 常時10人以上の労働者を使用する使用者は、次に掲げる事項について就業規則を作成し、行政官庁に届け出なければならない。次に掲げる事項を変更した場合においても、同様とする。

- 一 始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇並びに労働者を2組以上に分けて交替に就業させる場合においては就業時転換に関する事項

- 二 賃金（臨時の賃金等を除く。以下この号において同じ。）の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期並びに昇給に関する事項
- 三 退職に関する事項（解雇の事由を含む。）
- 三の二 退職手当の定めをする場合においては、適用される労働者の範囲、退職手当の決定、計算及び支払の方法並びに退職手当の支払の時期に関する事項
- 四 臨時の賃金等（退職手当を除く。）及び最低賃金額の定めをする場合においては、これに関する事項
- 五 労働者に食費、作業用品その他の負担をさせる定めをする場合においては、これに関する事項
- 六 安全及び衛生に関する定めをする場合においては、これに関する事項
- 七 職業訓練に関する定めをする場合においては、これに関する事項
- 八 災害補償及び業務外の傷病扶助に関する定めをする場合においては、これに関する事項
- 九 表彰及び制裁の定めをする場合においては、その種類及び程度に関する事項
- 十 前各号に掲げるもののほか、当該事業場の労働者のすべてに適用される定めをする場合においては、これに関する事項

なお、職員の社会保険については、一般的には健康保険、厚生年金保険、労災保険、雇用保険等に関する手続きが必要と考えられます。それぞれの事業に応じて、必要な手続きを事前に確認して対応しておくことが望めます。

注意点・留意すべきポイント

合併後の給与、就業時間や休暇など職員の処遇について、合併前に、全職員に対して説明を行います。職員向け説明会を複数回開催したり、相談会を設けたりするなど、状況に応じてきめ細やかに対応を行うことが望めます。

もしも、労働条件が大きく変更になる場合や、職員にとって不利益となる変更を伴う場合では、内容や代替措置を含めて書面で説明し、職員の同意をとっておく必要があります。

なお、独立行政法人福祉医療機構が行っている社会福祉施設職員等退職手当共済について、新設合併により、新設する社会福祉法人が引き続いて共済契約を機構と締結する者であるときは、消滅法人との共済契約は解除となりますが、被共済職員は、共済制度上、退職とはならず被共済職員期間の通算が認められます。共済契約の承継関係及び新規加入施設の追加等の諸手続きが必要であるため、手続き漏れにより、共済契約者及び被共済職員が不利益を被ることがないように、独立行政法人福祉医療機構によく相談してください。

13

利用者や利用者家族、 地域への説明

実施事項

利用者や利用者家族、地域への説明を行う場合に実施事項と考えられるものは以下のとおりです。

項目	説明
(1) 利用者や利用者家族への合併の説明	利用者や利用者家族へ合併の説明を行い、理解を得ます。
(2) 地域への合併の説明	地域へ合併の説明を行い、理解を得ます。

実施内容

(1) 利用者や利用者家族への合併の説明

利用者や利用者家族に対し、合併の目的や背景、合併後の運営などについて、家族会などを通じて利用者家族へ説明し、理解を得るように努めます。参加できない利用者やご家族に対しては説明文の送付などが望まれます。

合併により、利用者契約は承継されますが、もしも合併により、サービス内容や利用料金の変更が生じる場合には、あらかじめ十分に説明した上で利用者との同意のもと、利用契約の再締結の手続（例：高齢者施設における入所契約及び重要事項説明書等）を実施することが必要となります。

(2) 地域への合併の説明

合併の際に、地域への説明が必須ではありませんが、合併により地域におけるサービス内容に変更が生じるような場合では、地域の不安を解消するために、地域に対して説明会を実施することが望まれます。

説明会対象者は法人運営に関わる関係者や地域の代表者（地区会長）などが想定されますが、法人の設立の経緯や背景、地域の事情などを勘案し、対象者を選定するようにして下さい。

説明会では、合併の目的や背景、合併後の運営などを説明し、質疑応答を交えながら、理解を得るように努めます。

なお、説明会で出された意見などは記録を残すことが望まれます。

注意点・留意すべきポイント

利用者等への事前説明と理解の醸成

合併によって吸収される法人の利用者については、経営主体が変更になるため、合併前に、利用者や利用者家族への説明を行います。

合併により、利用者契約は承継されますが、もしも合併により、サービス内容や利用料金の変更が生じる場合には、あらかじめ十分に説明した上で利用者と同意のもと、利用契約の再締結の手続（例：高齢者施設における入所契約及び重要事項説明書等）を実施することが必要となります。

地域住民への事前説明

合併によって、特に地域における福祉サービスについて変更等が生じる場合には、地域住民や自治会への説明を行うことが望まれます。社会福祉法人の合併経緯及び今後の実施事業計画に関して理解を得ておくようにしてください。

事例における取組み・工夫点

- 調査事例では、家族会を通じた利用者家族への説明や、地区関係者を集めた地域説明会を実施しています。
- 調査事例では、説明会等において、合併によって地域における福祉事業が存続されること、法人理念が共通すること、事業基盤が安定することなどを丁寧に説明しています。

14

規程・システムなどの整備

実施事項

規程・システムなどの整備を行う場合に実施事項と考えられるものは以下のとおりです。

項目	説明
(1) 各種規程・マニュアル類の整理・統合	必要に応じて、各種規程・マニュアル類の整理・統合を図ります。
(2) 委員会などの運営検討	必要に応じて、委員会などの運営について検討します。
(3) 各種システムの統合	必要に応じて、情報システム、経理システムなどの各種システムの統合を図ります。
(4) 名義変更	必要に応じて、各種名義変更を行います。
(5) その他	消滅法人における権利義務については新設合併設立法人に引き継がれます。 消滅法人の財務諸表等の決議また届出・公表は、新設合併設立法人において行います。

実施内容

(1) 各種規程・マニュアル類の整理・統合

合併後の法人運営や業務遂行に支障が生じないよう各種規程・マニュアル類の整理・統合を行います。存続する法人の規程やマニュアル類を活かしつつ、消滅する法人の規程やマニュアル類の変更・廃棄を適宜行い、整合性を図るようにすることが一般的です。

「〇〇マニュアル検討委員会」などの組織を設けて、相互の法人から実務責任者、実務担当者が参画して検討、作業を行うとよいでしょう。

(2) 委員会などの運営検討

各法人で「品質向上委員会」など、個別テーマの検討委員会を設けている場合、合併後の委員会運営について検討し、必要に応じて規程類を修正します。互いに同じテーマを扱う委員会については、整理・統合を検討します。

(3) 各種システムの統合

経理システムや情報システムなどシステムに関する統合を行います。互いにITを活用したシステムが導入されていれば、これらの統合には一定の時間を要しますので、システム会社を活用し、前広に検討・作業に着手することが必要です。

ホームページなど外部への情報発信媒体の扱いについても検討しておきます。

なお、これらの作業は時間を要するものですので、合併後に段階的に行うといったこともあります。

(4) 名義変更

名義変更が必要なものを洗い出し、合併後の法人名に変更します。

(例)

- ・ 通帳
- ・ 保険契約
- ・ 委託契約
- ・ リース契約
- ・ 保守契約

等

(5) その他

消滅法人における権利義務については新設合併設立法人に引き継がれます。消滅法人の財務諸表等の決議また届出・公表は、新設合併設立法人において行います。なお、財務諸表等電子開示システムによる届出等においては、消滅法人のアカウントにてログインし、所轄庁宛の届出が可能です。

事例における取組み・工夫点

- 調査事例では、規程等は、存続社会福祉法人の規定に合わせるように、統合していました。ITシステム等は、合併後もしばらく統一せずそのままにしておき、タイミングを見計らって統合するなどの工夫をされていました。

第3章 社会福祉法人における合併の手引き

3.4 新設合併手続きの解説

第4章 社会福祉法人における事業譲渡等の 手引き

4.1 事業譲渡等におけるポイントと留意事項

事業譲渡等とは

事業譲渡等とは、特定の事業を継続していくため、当該事業に関する組織的な財産を他の法人に譲渡・譲受することであり、土地・建物などの単なる物質的な財産だけではなく、事業に必要な有形的・無形的な財産のすべてを他の法人に譲渡・譲受することです。本マニュアルでは、事業譲渡と事業譲受を総称して「事業譲渡等」としています。以下に事業譲渡等における主なポイントと留意事項をまとめます。

- 社会福祉法人が関係する事業譲渡等は、事業に関わる利用者へのサービス提供の継続に資するためのものと考えられます。
- 社会福祉法において、事業譲渡等に関する規定は設けられていませんが、取引行為の一類型であるため、事業譲渡等は可能と解釈されています。ただし、社会福祉法人の事業譲渡等には、一般的に法人の定款変更手続き、基本財産の増減等が発生するものと考えられ、所轄庁の認可・届出が必要となります。なお、社会福祉法人は『社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人』であるため（社会福祉法第22条）、社会福祉法人が行っている社会福祉事業の全部を譲渡することはできないと考えられます。
- 社会福祉法人における基本財産は、法人存立の基礎となるものであり、これを処分し、又は担保に供しようとする場合には、所轄庁の承認を受けなければならない、社会福祉法人の目的遂行上真に必要なである場合に限り認められるものと考えられます。

譲渡事業が譲受法人で継続可能かどうか事前確認等

社会福祉事業は所轄庁による認可が必要な事業も多くあり、また社会福祉事業を実施できる法人格が制限されているものもあります。譲渡事業が譲受法人で継続可能かどうか、当該事業の許認可等を行う行政庁（以下この章において「事業所管行政庁」という。）に必ず事前確認し、必要な協議を終えておくようにしてください。

譲渡事業が譲受法人で継続可能でない場合の事業譲渡は実施できません。

特に、社会福祉事業は第1種・第2種社会福祉事業に区分され、このうち第1種社会福祉事業については、原則として行政及び社会福祉法人しか経営主体となれません。

<第1種社会福祉事業>

- ・救護施設 ・更生施設 ・その他の生計困難者を無料又は低額な料金で入所させて生活の
扶助を行うことを目的とする施設 ・生計困難者に対する助葬事業
- ・乳児院 ・母子生活支援施設 ・児童養護施設 ・障害児入所施設
- ・児童心理治療施設 ・児童自立支援施設
- ・養護老人ホーム ・特別養護老人ホーム ・軽費老人ホーム
- ・障害者支援施設 ・女性自立支援施設 ・授産施設 ・生活福祉資金貸付事業

事業の譲渡しにおいては、利用者へのサービス提供が継続されることが何よりも重要です。このため、譲渡法人では相手方法人を様々な視点から調査分析（第1章社会福祉法人における合併・事業譲渡等の検討のポイント参照）し、譲受先法人を選定することが重要です。こうした過程は、所轄庁及び事業所管行政庁から説明を求められた場合には説明責任がありますので、よく整理しておくといでしょう。

行政への相談（各種手続）

事業譲渡等は、基本財産の移動を伴うこともあり、所轄庁の承認や国庫補助事業により取得した財産の処分にかかる承認、さらには、独立行政法人福祉医療機構又は民間金融機関の借入債務にかかる各種手続（抵当権の設定等）などクリアすべきものも多いと考えられます。このため、所轄庁等への事前の相談・協議を並行して進めていくことが重要です。

また、事業譲渡等は、譲渡元である法人における施設の廃止手続と、譲渡先における施設の認可・指定等の手続をスムーズに実施することが求められます。このため、所轄庁への事前相談等と同時に、事業所管行政庁にも事前相談を進めていくことが必要となります。

令和7年度に、厚生労働省が所轄庁に対して、社会福祉法人の事業譲渡等に関する手続きについてアンケート調査を実施しています。結果の概要は下記のとおりですが、回答のあった所轄庁の運用状況を集計・整理したものであり、統一的な基準として示しているものではないことに留意が必要です。このため、実際の申請に当たっては、事前に所轄庁へ確認することが望めます。

（参考）

[各所轄庁における合併・事業譲渡等に関する手続き等の状況について（厚生労働省HP）](#)

（上記アンケート調査結果概要（事業譲渡等について））

（1） 定款変更認可の標準処理期間について

標準処理期間を設定していると回答した所轄庁は、863所轄庁のうち124所轄庁であった。その具体的な日数は申請から「30日（1か月）」とする所轄庁が最も多かった。なお、標準処理期間は、一般的な事案を想定した目安として定められているものであり、申請内容や状況等に応じて、実際の処理期間が変わることはあり得るこれを超える場合がありえ

る。

(2) 定款変更認可に伴う所轄庁との事前相談について

事前相談を必須としていると回答した所轄庁は、863 所轄庁のうち 57 所轄庁であった。事前相談は、利用者への影響や手続きの円滑化を目的として実施されているものが多く、具体的な内容は事業譲渡等の理由やスケジュール等に関する事項であった。

(3) 定款変更認可における書類の提出について

法令に定める提出書類に加えて追加で書類を求めていると回答した所轄庁は、863 所轄庁のうち 132 所轄庁であった。追加書類の内容としては、各法人の定款や建物の図面、不動産登記事項証明書、財産目録等を求める例がみられた。また、電子メールによる提出に対応する所轄庁もある。

(4) その他

事業譲渡に伴い基本財産処分の承認を得る場合における標準処理期間を設定していると回答した所轄庁は、863 所轄庁のうち 41 所轄庁であった。また、事前相談を必須としていると回答した所轄庁は、863 所轄庁のうち 57 所轄庁であった。

特別の利益供与の禁止等

平成 28 年改正法により、役員等関係者への特別な利益供与の禁止、競業及び利益相反取引の制限等が規定されています。

・特別の利益供与の禁止

特別の利益とは、社会通念に照らして合理性を欠く不相当な利益の供与その他の優遇のことを指し、例えば以下のようなものが該当します。【指導監査ガイドライン IV管理 4 その他（1）特別の利益供与の禁止より】

A： 法人の関係者からの不当に高い価格での物品等の購入や賃借

B： 法人の関係者に対する法人の財産の不当に低い価格又は無償による譲渡や賃貸（規程に基づき福利厚生として社会通念に反しない範囲で行われるものを除く。）

C： 役員等報酬基準や給与規程等に基づかない役員報酬や給与の支給

事業譲渡等の相手先によっては、上記 A や B に抵触するおそれがあることから、十分な留意が必要となります。

社会福祉法第 27 条（特別の利益供与の禁止）

第 27 条 社会福祉法人は、その事業を行うに当たり、その評議員、理事、監事、職員その他の政令で定める社会福祉法人の関係者に対し特別の利益を与えてはならない。

社会福祉法施行令第13条の2（特別の利益を与えてはならない社会福祉法人の関係者）

第13条の2 法第27条の政令で定める社会福祉法人の関係者は、次に掲げる者とする。

- 一 当該社会福祉法人の設立者、評議員、理事、監事又は職員
- 二 前号に掲げる者の配偶者又は三親等内の親族
- 三 前2号に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- 四 前2号に掲げる者のほか、第1号に掲げる者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持する者
- 五 当該法人の設立者が法人である場合にあっては、その法人が事業活動を支配する法人又はその法人の事業活動を支配する者として省令で定める者

・利益相反取引の制限

利益相反取引の制限では、例えば、甲社会福祉法人の理事Aが乙株式会社の代表として乙株式会社のために甲社会福祉法人と売買契約を締結する場合は利益相反取引に該当する（「逐条解説一般社団・財団法人法」熊谷則一著より編集）ことから、このような事業譲渡を行う場合には、理事会において重要な事実を開示し、その承認を受ける必要があります。

**社会福祉法第45条の16第4項によって準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律
第84条（競業及び利益相反取引の制限）**

第84条 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- 一 理事が自己又は第三者のために社会福祉法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき。
- 二 理事が自己又は第三者のために社会福祉法人と取引をしようとするとき。
- 三 社会福祉法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において社会福祉法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

2 （略）

事業譲渡等の支払対価の決定プロセスの留意点

事業譲渡等の支払対価を決定するためには、事業の適切な評価が必要となります。

事業を評価するにあたっては、様々な視点からの調査・分析*を行います。

- 財務調査・分析
- 法務調査・分析
- その他調査・分析（人事、IT 等）

特に「財務調査・分析」は、譲受ける資産・負債の価値が適切かどうかを検証し、財務リスクを明確にするものであり、支払対価の決定にあたって重要な意義を持ちます。

<主な検証ポイント>（譲渡法人に対して調査協力を求め、情報を収集・分析します）

- 会計方針の把握、検証
- 帳簿査閲による異常な取引の内容確認
- 経営成績、財政状態、主要な経営指標の経年比較分析
- 予算・実績差異の分析
- 銀行残高証明書の入手、照合
- 固定資産の実在性確認
- 引当金の計上有無、妥当性の検討
- 損害賠償請求の有無確認
- 役員報酬、給与水準の検討

また、上記に加えて、外部環境分析（市場の状況や競合する他法人の状況）を実施することで、将来的な財務リスクを支払対価の決定に反映することも可能です。なお、調査・分析にあたっては、弁護士や公認会計士等の専門家を活用することが有効となる場合があります。

（*調査・分析のことをデューデリジェンスと呼ぶことがあります）

支払対価の検討は、社会福祉法人の公的財産が毀損することのないよう、慎重に行う必要があります。こうした過程は、所轄庁等から説明を求められた場合には説明責任がありますので、よく整理しておくといよいでしょう。

法人外流出の防止と支払対価の関係

社会福祉法人において、社会福祉事業の剰余金は一定の条件のもと法人本部会計又は公益事業に充てることができますが、法人外への対価性のない支出は認められていません。

（「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」H16.3.22 局長通知 ほか）

このような法人外への資金流出禁止の前提があるため、事業譲渡等の支払対価との関係で以下の点について留意する必要があります。

譲渡側	自法人における譲渡事業の価値を見積り、少なくともその価値以上の受取対価でなければ、法人外への資金流出に該当すると考えられる。
譲受側	自法人における譲受事業の価値を見積り、少なくともその価値以下の支払対価でなければ、法人外への資金流出に該当すると考えられる。

事業譲渡等は組織の移転であるため、当該事業の価値は、対象事業の不動産の時価と移転する他の資産及び負債だけではなく、事業計画（将来の損益予測や修繕計画など）を加味したものと考えられます。単に国庫補助金を返還しないための無償譲渡など、事業の価値を適切に見積らずに取引を行うと、法人外流出の可能性があることに特に注意する必要があります。

また、平成 28 年改正法では、社会福祉法人と評議員、役員等の委任規定、いわゆる善管注意義務、義務違反の場合における法人への損害賠償責任、第三者への不法行為責任などが明確化されています。このため、法人評議員、理事、監事等は、社会福祉法人に財産上の損害を与えることが無いよう職務を行う必要があります。

社会福祉法第 38 条（社会福祉法人と評議員等との関係）

第 38 条 社会福祉法人と評議員、役員及び会計監査人との関係は、委任に関する規定に従う。

民法 644 条（受任者の注意義務）

第 644 条 受任者は、委任の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって、委任事務を処理する義務を負う。

社会福祉法第 45 条の 20（役員等又は評議員の社会福祉法人に対する損害賠償責任）

第 45 条の 20 理事、監事若しくは会計監査人（以下この款において「役員等」という。）又は評議員は、その任務を怠ったときは、社会福祉法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

第4章 社会福祉法人における事業譲渡等の手引き

4.1 事業譲渡等におけるポイントと留意事項

- 2 理事が第45条の16第4項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第84条第1項の規定に違反して同項第1号の取引をしたときは、当該取引によって理事又は第三者が得た利益の額は、前項の損害の額と推定する。
- 3 第45条の16第4項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第84条第1項第2号又は第3号の取引によって社会福祉法人に損害が生じたときは、次に掲げる理事は、その任務を怠ったものと推定する。
 - 一 第45条の16第4項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第84条第1項の理事
 - 二 社会福祉法人が当該取引をすることを決定した理事
 - 三 当該取引に関する理事会の承認の決議に賛成した理事

社会福祉法第45条の21（役員等又は評議員の第三者に対する損害賠償責任）

第45条の21 役員等又は評議員がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該役員等又は評議員は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

- 2 （略）

社会福祉法第155条

第155条 次に掲げる者が、自己若しくは第三者の利益を図り又は社会福祉法人若しくは社会福祉連携推進法人に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、当該社会福祉法人又は社会福祉連携推進法人に財産上の損害を加えたときは、7年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 評議員、理事又は監事
- 二 民事保全法第56条に規定する仮処分命令により選任された評議員、理事又は監事の職務を代行する者
- 三 第42条第2項又は第45条の6第2項（第45条の17第3項及び第143条第1項において準用する場合を含む。）の規定により選任された一時評議員、理事、監事又は理事長の職務を行うべき者

- 2・3 （略）

国庫補助金の取り扱い

社会福祉法人が国庫補助金を受けて取得した財産を処分する際には、厚生労働大臣等の承認が必要となります。

厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準における財産処分の種類

- 転 用 : 補助対象財産の所有者の変更を伴わない目的外使用
- 譲 渡 : 補助対象財産の所有者の変更
- 交 換 : 補助対象財産と他人の所有財産との交換
- 貸 付 : 補助対象財産の所有者の変更を伴わない使用者の変更
- 取壊し : 使用を止め、取り壊すこと
- 廃 棄 : 使用を止め、廃棄処分すること

承認にあたっては、交付した国庫補助金に相当する額の返還（国庫納付）や、返還を求めない場合であっても処分を制限するなどの条件を付すこととなっています。なお、国庫補助金を返還しないための無償譲渡は、法人外流出の可能性があることに特に注意する必要があります。

社会福祉法人が受けた国庫補助金の財産処分（譲渡）の例示

形態	有償 無償 の別	補助金の取扱				再処分に 関する条件
		国庫納付の有無		財産処分納付金の額		
補助事業実施 期間が 10 年 以上経過して いる場合 (※1)	無償	無	特定の事業に 活用する場合	－		10 年間の処 分制限期間
		有	上記以外	残存年数納付額		－
	有償	有		譲渡額に総事業 費に補助金の割 合を乗じた額 (※2)	特定の事 業に活用 する場合	－
				残存年数納付額	上記以外	－
補助事業実施 期間が 10 年 未満の場合	無償	有		残存年数納付額		－
	有償					－
補助事業と同 一事業を 10 年以上継続す る場合	無償	無		－		10 年間の処 分制限期間
	有償	有		譲渡額に総事業費に補助金 の割合を乗じた額 (※2)		－

※1 補助事業に係る社会資源が当該地域において充実していることが前提

※2 残存年数納付額を上限

利用者等への事前説明と理解の醸成

事業譲渡等の対象となる施設の利用者については、契約主体の変更になるため、利用者や利用者家族への説明及び個別同意を得る（再契約を行う）必要があります。

事業譲渡等によって、利用契約の再締結の手續の有無や方法（例：高齢者施設における入所契約及び重要事項説明書等）、サービス内容や利用料金の変更の有無等についてあらかじめ十分に説明した上で、同意を得るようにしてください。

職員への事前説明・了解

事業譲渡等において、譲渡法人から譲受法人へ職員を転籍させる場合、事業譲渡等においては、既存の労働条件を維持したまま移籍するのが原則となります。

（事業譲渡又は合併を行うに当たって会社等が留意すべき事項に関する指針（H28 厚生労働省告示第 318 号））

労働条件を変更する際には、転籍対象者に転籍後の労働条件を記載した同意書を提示し、同意をとっておく必要があります。また、退職・雇用を取り扱う場合は、譲渡会社では退職届を受領し、譲受会社では雇用契約を締結するなどの手続きが必要になります。

なお、労働条件が変更される場合は、就業規則と労働契約等との関係に注意し、所轄労働基準監督署への届出と、届出をしたうえで、職員への周知を行う必要があります。なお、就業規則の労働基準監督署への届出を行う際には、過半数労働組合がない場合、事業場ごとに過半数代表者を選出して、就業規則に関する意見を聴取しなくてはなりません。

地域住民への事前説明

事業譲渡等によって、特に地域における福祉サービスについて変更等が生じる場合には、地域住民や自治会への説明を行うことが望まれます。社会福祉法人の事業譲渡等の経緯及び今後の実施事業計画に関して理解を得ておくようにしてください。

仲介者を利用する場合の手数料

社会福祉法人の特性を踏まえると、法人として社会への説明責任が果たせるかの観点から、法人の理事会等において仲介者の必要性和選定理由の合理性、手数料の金額の妥当性を判断する必要があります。具体的には、業務内容、手数料の算定方法などを確認し、仲介者の業務内容と手数料の金額が客観的に見合っているか判断するとともに、必要に応じて、示された以外の方法での算定を依頼することや、別の業者の見積又は会計専門家の意見を材料に交渉することなどを検討する必要があります。

不適切と考えられる例

事業譲渡等の内容は、移転する事業、社会福祉法人や地域ニーズなどによって様々なケースが想定できます。以下は不適切と考えられる例ですが、これ以外であればすべて適切というものではありません。事業譲渡等を行う場合には、当該事業に関わる利用者へのサービス提供の継続性を第一に考え、社会福祉法人内で十分検討を行い実施することが必要です。

<例1>

社会福祉法人Aから他の法人Bに対し、①～③をすべて満たすような事業の譲渡しが行われた場合

- ①社会福祉法第27条の特別の利益供与の禁止の対象となる社会福祉法人の関係者が、事業を譲受けた法人Bの関係者であった場合
- ②当該事業の譲渡し価格に関し、社会福祉法人Aにおける評価の過程が明確でなく、適切な価格なのか判断できない場合
- ③(イ)から(ニ)のような特段の事情がない場合
 - (イ)社会福祉法人Aにおいて、事業を継続しがたい特段の理由がある。
 - (ロ)社会福祉法人Aにおいて、当該事業の収支が赤字で推移しており、将来も改善する見通しがない。
 - (ハ)当該地域において、事業の譲渡しが可能な他の法人がない。
 - (ニ)当該地域において、当該事業のニーズが減少する見通しがある。

<例2>

社会福祉法人Cが他の法人Dから、次の①、②をすべて満たすような事業の譲受けが行われた場合

- ①社会福祉法第27条の特別の利益供与の禁止の対象となる社会福祉法人の関係者が、事業を譲渡した法人Dの関係者であった場合
- ②当該事業の譲受け価格に関し、社会福祉法人Cにおける評価の過程が明確でなく、適切な価格なのか判断できない場合

4.2 事業譲渡等の手続きの全体像

事業譲渡等における手続きの構成

事業譲渡等において個別の手続きは、以下のように大きく5つに分類されます。

I. 法人間調整（合意形成・契約）

事業譲渡等を検討している法人間での調整業務

1. 調査・検討の準備
2. 事前調査
3. 事業譲渡等の合意形成

II. 法令手続き（行政等との調整）

4. 事業に係る各種申請
5. 定款の変更
6. 会計・税務処理

III. 資産・負債等の移管手続き

7. 資産・負債等の移管

IV. 関係者調整等（職員や利用者等との調整）

譲渡事業等に関係する職員との調整

8. 人事・労務関連

譲渡事業等に関係する利用者や家族への説明及び地域への説明

9. 利用者や利用者家族、地域への説明

V. 事業譲渡等の後に必要となる手続き等

事業譲渡等後の法人内運営に必要な手続き事項

10. 規程・マニュアル類、システムなどの整備

本マニュアルでは、それぞれに項目について、実施事項、実施内容、注意点・留意すべきポイント等をまとめています。

＜事業譲渡等における手続き事項＞

法人間調整 (合意形成・契約)	法令手続き (行政等との調整)	資産・負債等の 移管手続き	関係者調整等 (職員や利用者等との 調整)
1 調査・検討の準備 2 事前調査 3 事業譲渡等の合 意形成	4 事業に係る各種申請 5 定款の変更 6 会計・税務処理	7 資産・負債等の移管	8 人事・労務関連 9 利用者や利用者家 族、地域への説明
事業譲渡等の後に必要となる手続き等			
10 規程・マニュアル類、システムなどの整備			

4.3 事業譲渡等手続きの解説

1

調査・検討の準備

実施事項

譲渡事業が譲受法人で継続可能かどうか事前確認等

社会福祉事業は所轄庁による認可が必要な事業も多くあり、また社会福祉事業を実施できる法人格が制限されているものもあります。譲渡事業が譲受法人で継続可能かどうか、事業所管行政庁に必ず事前確認し、必要な協議を終えておくようにしてください。

譲渡事業が譲受法人で継続可能でない場合の事業譲渡は実施できません。

特に、社会福祉事業は第1種・第2種社会福祉事業に区分され、このうち第1種社会福祉事業については、原則として行政及び社会福祉法人しか経営主体となれません。

<第1種社会福祉事業>

- ・救護施設 ・更生施設 ・その他の生計困難者を無料又は低額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設 ・生計困難者に対する助葬事業
- ・乳児院 ・母子生活支援施設 ・児童養護施設 ・障害児入所施設
- ・児童心理治療施設 ・児童自立支援施設
- ・養護老人ホーム ・特別養護老人ホーム ・軽費老人ホーム
- ・障害者支援施設 ・女性自立支援施設 ・授産施設 ・生活福祉資金貸付事業

事業の譲渡しにおいては、利用者へのサービス提供が継続されることが何よりも重要です。このため、譲渡法人では相手方法人を様々な視点から調査分析（第1章社会福祉法人における合併・事業譲渡等の検討のポイント参照）し、譲受先法人を選定することが重要です。こうした過程は、所轄庁及び事業所管行政庁から説明を求められた場合には説明責任がありますので、よく整理しておくといでしょう。

調査・検討の準備を行う場合に実施事項と考えられるものは以下のとおりです。

項目	説明
(1) 事業譲渡方針の相互確認及び秘密保持契約（譲渡側、譲受側）	事業譲渡等を行う法人間で相互方針を確認します。検討を進めるにあたり、秘密保持契約を締結し、初期資料の共有を行います。
(2) 事前協議の実施（譲渡側、譲受側）	事業譲渡等を行う法人間で事前協議を十分に行い、事業譲渡等の目的や方針を確認します。
(3) 基本合意書の締結（譲渡側、譲受側）	事前調査を円滑に行うために基本合意書を締結することが望めます。詳細な調査などが、基本合意後に行われることが一般的です。
(4) 委員会などの設置（譲渡側、譲受側）	事業譲渡等の実施に向けた調査や協議を進めるための組織を設置し、担当者を選任します。

実施内容

(1) 事業譲渡方針の相互確認及び秘密保持契約（譲渡側、譲受側）

事業譲渡等の目的や方針を互いの法人で齟齬がないように、事業譲渡等を行う法人間で相互方針を確認します。検討を進めるにあたり、一般的には、秘密保持契約を締結し、初期資料の共有を行い、事業譲渡等について検討を進めることとなります。

(2) 事前協議の実施（譲渡側、譲受側）

事業譲渡等の目的や経緯、事業譲渡等後の理念、譲渡譲受する事業の現状や事業譲渡等の条件、譲渡譲受後の施設の運営方針、職員処遇のあり方など、事業譲渡等の大前提となる事項について、事前に十分協議しておきます。

(3) 基本合意書の締結（譲渡側、譲受側）

円滑に協議を進めるためには、基本合意書を締結し、譲渡法人が調査に協力できるように基本事項の合意をしておくことが望まれます。事業についての詳細な調査・分析は、基本合意後に行われることが一般的です。

(4) 委員会などの設置（譲渡側、譲受側）

事業譲渡等は、合併のように消滅する法人の権利義務の一切が包括的に存続法人に当然に引き継がれるものではなく、契約に基づき、合意された範囲内で権利義務が移転します。

このため、契約によって引き継ぐ資産や負債の内容を自由に決めることができますが、一方で、移転する範囲を決めるため個々に交渉する煩雑さが生じます。相互の法人で検討委員会などプロジェクトチーム及び担当者を選定した上で、各種調査や検討、協議を行っていくことが望まれます。

2

事前調査

実施事項

事前調査を行う場合に実施事項と考えられるものは以下のとおりです。

項目	説明
(1) 事前調査の実施（主に譲受側）	譲受法人は譲渡事業の現状を調査し、譲受けの可否や譲受けの条件を検討します。
(2) 譲受け可否および譲受け条件の検討（譲受側）	

実施内容

(1) 事前調査の実施（主に譲受側）

譲受法人は、事業譲渡等の可否を判断するために、譲渡事業の財務内容や運営形態などに大きな問題がないか適切に調査を実施します。

調査を円滑に進めるためには、譲渡法人から必要な協力を得ること、プロジェクトメンバーの要員を十分確保すること、外部の専門家（弁護士や公認会計士等）を活用することなどがポイントとなるでしょう。

ケースによって相違がありますが、主な調査項目は以下のとおりです。

- 財務状況の確認
譲受事業に関する計算書類を入手し、財務的な問題点や課題がないかを確認します。また、譲渡対象事業の基本財産に譲渡法人における他事業の抵当権が設定されていないか、あるいは簿外債務がないかも併せて確認する必要があります。必要に応じて外部の専門家（弁護士または公認会計士等）へ調査を依頼します。
- 人件費関連の確認

譲渡事業に関する職員を受入れる場合、事前に移籍対象者と譲受法人の職員の給与バランスや人件費増加に対する費用対効果などを確認する必要があります。そのため、事業譲渡等の事前調査の段階で人件費に関わるシミュレーションを実施し、問題点や課題の確認を行うことが重要です。

- 運営形態の確認

事業譲受後の運営について具体的な方向性や、それによって享受されるメリット・デメリットを事前に検討しておくことが重要です。

場合によっては運営形態の変更も含めて検討します。その際、第1種社会福祉事業については、設置義務及び許認可権を持つ都道府県などの行政の意向や要望を十分に踏まえることが必要となります。

また、事業譲渡等を行う一方で事業の一部を廃止するような場合は、介護保険事業など都道府県（市町村）事業計画に影響も生じるため、事前に関係行政機関とよく相談することが必要です。

- 収支シミュレーション

事業譲渡等後の収支シミュレーションを実施し、将来的に財務面で影響を及ぼす内容について調査を行います。特に運営形態を変更する場合や報酬の改定が予定されている場合など、事業譲渡等の前後で収支に大きな変化がある場合は、それらの要素を織り込んだ上で収支シミュレーションを行います。

(2) 譲受け可否および譲受け条件の検討（譲受側）

調査結果を踏まえ、譲受け可否の検討を行います。また、譲受ける場合は、譲渡後の事業が円滑かつ効率的に運営するための各種要素（許認可の追加等）について整理を行います。その内容をもとに譲渡法人に対して事業を譲受ける際の条件を提示します。

注意点・留意すべきポイント

所轄庁等への事前相談・協議

事業譲渡等は、基本財産の処分を伴うこともあり、所轄庁の承認や国庫補助事業により取得した財産の処分にかかる承認、さらには、独立行政法人福祉医療機構又は民間金融機関の借入債務にかかる各種手続（抵当権の設定等）などクリアすべきものも多いと考えられます。

このため、所轄庁等への事前の相談・協議を並行して進めていくことが重要です。

事業譲渡等の支払対価の決定プロセスの留意点

譲受法人側にて、事業譲渡等の支払対価を検討するためには、事業の適切な評価が必要となります。事業を評価するにあたって、様々な視点からの調査・分析※を行います。

- 財務調査・分析
- 法務調査・分析
- その他（人事、IT 等）

特に「財務調査・分析」は、譲受ける資産・負債の価値が適切かどうかを検証し、財務リスクを明確にするものであり、支払対価の決定にあたって重要な意義を持ちます。

<主な検証ポイント>

- 会計方針の把握、検証
- 帳簿査閲による異常な取引の内容確認
- 経営成績、財政状態、主要な経営指標の経年比較分析
- 予算・実績差異の分析
- 銀行残高証明書の手入、照合
- 固定資産の実在性確認
- 引当金の計上有無、妥当性の検討
- 損害賠償請求の有無確認
- 役員報酬、給与水準の検討

また、上記に加えて、外部環境分析（市場の状況や競合する他法人の状況）を実施することで、将来的な財務リスクを支払対価の決定に反映することも可能です。おな、調査・分析にあたっては、弁護士や公認会計士等の専門家を活用することが有効となる場合があります。

（※調査・分析のことをデューデリジェンスと呼ぶことがあります）

支払対価の検討は、社会福祉法人の公的財産が毀損することのないよう、慎重に行う必要があります。こうした過程は、所轄庁等から説明を求められた場合には説明責任がありますので、よく整理しておくとい良いでしょう。

事例における取組み・工夫点

- 調査事例（以下、法人 A のケース。）では、譲受側の法人が事前調査を入念に行い、譲受ける事業の運営が行政から認められたため、円滑に協議が進みました。さらに、事業の改善が見込まれたことも譲受けを承諾するポイントとなりました。

（調査事例：法人 A のケース）

- 人件費関連の確認
両法人の給与水準に差がなく、想定以上の人件費負担は見込まれなかった
- 運営形態の確認
譲受事業を、譲受法人の持つ既存事業と一体で運営することにより、人材不足を解消し人員を追加することなく運営改善が可能となり、収支改善計画が立てられた
- 収支シミュレーション
事業を改善することができたため、収支に問題がないことを確認できた

3

事業譲渡等の契約

実施事項

事業譲渡等の合意形成を行う場合に実施事項と考えられるものは以下のとおりです。

項目	説明
(1) 事業譲渡等契約の作成・締結 (譲渡側、譲受側)	事業譲渡等の条件や内容が確定的になれば、事業譲渡契約書を作成し、契約締結します。

実施内容

(1) 事業譲渡等契約の作成・締結（譲渡側、譲受側）

事業譲渡等の条件や内容が確定的になり、行政との調整に目処がついた段階で、事業譲渡契約書を作成します。事業譲渡契約書は、法律上必ず作成しなければならないものではありません。しかし、事業譲渡等の重大性や、後日の紛争を防ぐために作成することが望まれます。

事業譲渡契約は、基本財産の処分、予算外の新たな義務負担等が発生することがあるため、事業譲渡契約を締結する際には、重要な業務執行の決定に該当する場合には理事会で、事業譲渡契約等の承認を決議しておくことが望まれます。

注意点・留意すべきポイント

理事会及び評議員会での決議

互いの法人の理事会で重要な財産の処分・譲受けに関する決議を得るとともに、基本財産の取得（処分）・定款変更について評議員会における決議を得なければなりません。

なお、これらの決議は議事録として記録を残す必要があります。

4

事業にかかる各種申請

実施事項

事業にかかる各種申請における実施事項は以下のとおりです。

項目	説明
(1) 基本財産処分の申請（譲渡側）	譲渡法人は、譲渡事業の基本財産について、財産処分の申請を所轄庁に行います。
(2) 補助金にかかる財産処分の申請（譲渡側）	譲渡事業に対して国および都道府県から補助金交付を受けている場合、譲渡法人は財産処分の申請を行います。
(3) 施設の廃止申請および設置の申請（譲渡側、譲受側）	譲渡法人は、譲渡事業について施設の廃止申請を行い、譲受法人は、譲受けた事業について施設の設置申請を行います。
(4) 付随機能の申請（譲渡側、譲受側）	その他譲渡事業に付随する機能（付属診療所、付属保育園など）について申請が必要な場合は、それらについて担当窓口へ必要な申請を行います。

実施内容

(1) 基本財産処分の申請（譲渡側）

譲渡法人が財産処分を行う際、基本財産の処分について評議員会の決議をした後に、所轄庁の承認を得る必要があります。

承認に必要な主な書類は以下のとおりです。

- 財産処分承認申請書
- 評議員会の議事録

- 財産目録
- 処分物件が不動産の場合は、その価格評価書
- 対象施設の図面（面積の明記、国庫補助及びその他の別）

社会福祉法人定款例第29条（基本財産の処分）

第29条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、〔所轄庁〕の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、〔所轄庁〕の承認は必要としない。

- 一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- 二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）
- 三 社会福祉施設整備のための資金に対する融資を行う確実な民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合で、当該事業計画が適切であるとの関係行政庁による意見書を所轄庁に届け出た場合。なお、当該貸付に係る償還が滞った場合には、遅滞なく所轄庁に届け出るものとする。

社会福祉法第45条の36（定款変更）

第45条の36 定款の変更は、評議員会の決議によらなければならない。

- 2 定款の変更（厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- 3・4 （略）

社会福祉法施行規則第3条（定款変更認可申請手続）

第3条 社会福祉法人は、法第45条の36第2項の規定により定款の変更の認可を受けようとするときは、定款変更の条項及び理由を記載した申請書に次ぎに掲げる書類を添付して所轄庁に提出しなければならない。

- 一 定款に定める手続を経たことを証明する書類
- 二 変更後の定款
- 2 （略）
- 3 第1項の定款の変更が、当該社会福祉法人が従来経営していた事業を廃止する場合に係るものであるときは、同項各号のほか、廃止する事業の用に供している財産の処分方法を記載した書類を添付して所轄庁に申請しなければならない。
- 4 第2条第3項及び第5項の規定は、第1項の場合に準用する。

社会福祉法施行規則第3条第4項によって準用される第2条第3項（定款変更認可申請手続）

第2条

- 3 所轄庁は、第3条第1項から第3項に規定するもののほか、不動産の価格評価表その他必要な書類の提出を求めることができる。

(2) 補助金にかかる財産処分の申請（譲渡側）

財産処分の承認申請

国庫補助により取得した財産を処分する場合は、財産処分の簡素化措置が認められるものを除き、定款に定められた所定の手続きを経て、当該処分についての承認申請を作成し、補助金申請の行政窓口へ提出しなければなりません。

添付書類の様式を所轄庁で用意している場合がありますので、担当窓口へ照会しつつ書類作成を進めてください。また、事業譲渡の趣旨、目的、背景など所轄庁の窓口の説明し、適宜相談し、円滑な申請が行えるようにすることが必要です。

承認に必要な主な書類は以下のとおりです。

- 財産処分承認申請書
- 財産処分の概要
- 既存施設の図面（国庫負担（補助）対象部分、面積を明記したもの）
- 既存施設の写真
- 老朽度調書又は現存率評価調書
- 評価調書（いわゆる定率法又は定額法により算定された調書）
- 国庫負担（補助）金交付決定通知書及び確定通知書の写し（ない場合は交付額を確認できる都道府県、市町村等の決算書でも可）
- 総事業費を確認できる決算書等
- その他参考となる資料

国庫補助事業により取得した財産処分報告書の提出

社会福祉施設等施設整備費及び設備整備費の交付を受けて整備された社会福祉施設等が無償により他の社会福祉法人に譲渡し、引き続き同一事業を継続して実施しようとする場合、譲渡しようとする法人は補助金申請の窓口となる都道府県に対し、財産処分報告書を作成し提出する必要があります。

この報告は財産処分の前に行う必要があり、報告事項の記載不備など必要な要件が具備されていない場合認められないこともあるので、補助金申請の窓口となる都道府県へ相談の上、手続きを行う必要があります。

報告に必要な主な書類は、以下のとおりです。

- 財産処分報告書（処分内容、経過及び処分内容等を記載）
- 対象施設の図面（国庫対象部分、面積を明記）
- 対象施設の写真
- 国庫負担（補助）金交付決定通知書及び確定通知書の写し（交付額を確認できる都道府県、市町村等の決算書でも可）
- その他参考資料

なお、間接補助事業については、都道府県が当面の国庫補助事業完了時から起算して厚生労働省が別に定める期間を経過するまで、財産処分の制限の条件が付されることがあることに注意が必要です。

財産処分報告書により報告があったものについては、厚生労働大臣の承認があったものとして取

扱い、財産処分報告書は、当該都道府県の区域を所管する地方厚生局に提出します。

報告を行った場合には、当該財産処分に係る補助金相当額の国庫納付は不要です。

社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備負担（補助）金に係る財産処分承認手続の簡素化について（平成12年3月13日社援第530号3局1部局長通知）

(3) 施設の廃止申請および設置の申請

譲渡事業を途切れさせずに継続して運営するためには、廃止の認可等と設置の認可等に間をおかないよう、申請先と前広に相談しつつ、スケジュールの調整を図ることが必要です。

申請に必要な事項や申請先は種別や業務内容によって相違がありますので、所轄庁および事業所管行政庁の担当窓口にご相談するようにして下さい。

譲渡法人の場合

事業譲渡等により運営法人が変更となるため、譲渡法人において施設の廃止申請を行います。

譲受法人の場合

上記と同時期に、譲受法人では施設の設置申請を行います。

社会福祉法第64条（廃止）

第64条 第62条第1項の規定による届出をし、又は同条第2項の規定による許可を受けて、社会福祉事業を営む者は、その事業を廃止しようとするときは、廃止の日の1月前までに、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。

社会福祉法第62条（施設の設置）

第62条 市町村又は社会福祉法人は、施設を設置して、第一種社会福祉事業を営もうとするときは、その事業の開始前に、その施設（以下「社会福祉施設」という。）を設置しようとする地の都道府県知事に、次に掲げる事項を届け出なければならない。

- 一 施設の名称及び種類
- 二 設置者の氏名又は名称、住所、経歴及び資産状況
- 三 条例、定款その他の基本約款
- 四 建物その他の設備の規模及び構造
- 五 事業開始の予定年月日
- 六 施設の管理者及び実務を担当する幹部職員の氏名及び経歴
- 七 福祉サービスを必要とする者に対する処遇の方法

2～6 （略）

(4) 付随機能の申請

その他譲渡事業に付随する機能について申請が必要な場合は、譲渡事業本体と同様に各種申請を遅滞なく実施します。

例：譲渡法人内に設置された施設内保育園の運営について、施設の譲渡とともに譲受法人で活用する場合の保育所の廃止および設置申請

注意点・留意すべきポイント

事業譲渡等は、基本財産の処分を伴うこともあり、所轄庁の承認や国庫補助事業により取得した財産の処分にかかる承認、さらには、独立行政法人福祉医療機構又は民間金融機関の借入債務にかかる各種手続（抵当権の設定等）などクリアすべきものも多いと考えられます。このため、所轄庁等への事前の相談・協議を並行して進めていくことが重要です。

また、事業譲渡等は、譲渡元である法人における終了手続きと、譲渡先における開始手続きをスムーズに実施することが求められます。所轄庁には、法人担当となる窓口と、施設認可等にかかる窓口があるため、同時に相談を進めていくことが必要となります。

国庫補助金の取り扱い

社会福祉法人が国庫補助金を受けて取得した財産を処分する際には、厚生労働大臣等の承認が必要となります。

厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準における財産処分の種類

- 転 用 ：補助対象財産の所有者の変更を伴わない目的外使用
- 譲 渡 ：補助対象財産の所有者の変更
- 交 換 ：補助対象財産と他人の所有財産との交換
- 貸 付 ：補助対象財産の所有者の変更を伴わない使用者の変更
- 取壊し：使用を止め、取り壊すこと
- 廃 棄 ：使用を止め、廃棄処分すること

承認にあたっては、交付した国庫補助金に相当する額の返還（国庫納付）や、返還を求めない場合であっても処分を制限するなどの条件を付すこととなっています。

社会福祉法人が受けた国庫補助金の財産処分（譲渡）の例示

形態	有償 無償 の別	補助金の取扱				再処分に 関する条件
		国庫納付の有無		財産処分納付金の額		
補助事業実施 期間が 10 年 以上経過して いる場合 (※1)	無償	無	特定の事業に 活用する場合	－		10 年間の処 分制限期間
		有	上記以外	残存年数納付額		－
	有償	有		譲渡額に総事業 費に補助金の割 合を乗じた額 (※2)	特定の事 業に活用 する場合	－
				残存年数納付額	上記以外	－
補助事業実施 期間が 10 年 未満の場合	無償	有		残存年数納付額		－
	有償					－
補助事業と同 一事業を 10 年以上継続す る場合	無償	無		－		10 年間の処 分制限期間
	有償	有		譲渡額に総事業費に補助金 の割合を乗じた額 (※2)		－

※1 補助事業に係る社会資源が当該地域において充実していることが前提

※2 残存年数納付額を上限

事例における取組み・工夫点

- 調査事例では、「児童福祉法に基づく障害児施設」を譲受け、医療施設で事業を継続することとしました。主な申請は以下のとおりです。
 - 譲受事業（施設）の廃止および申請
 - 児童福祉施設廃止申請および設置申請
 - 指定申請（障害児施設、短期入所障害福祉サービス、生活介護障害福祉サービス）
 - 障害者施設等入院基本料の受理に関する届出
 - 特殊疾患入院施設管理加算の受理に関する届出
 - 補助金における財産処分申請
 - 財産処分申請

5

定款の変更

実施事項

定款の変更における実施事項は以下のとおりです。

項目	説明
(1) 定款変更の決議 (譲渡側、譲受側)	譲渡法人では、譲渡事業について、「事業の廃止および基本財産の処分」を評議員会で決議します。
	譲受法人では、譲受ける事業について、「事業および基本財産の追加」を評議員会で決議します。
(2) 定款変更申請 (譲渡側、譲受側)	所轄庁へ定款変更を申請します。

実施内容

(1) 定款変更の決議（譲渡側、譲受側）

譲渡法人の場合

事業を譲渡す法人は、譲渡事業に関して事業の廃止および基本財産の処分など定款変更に必要な事項について評議員会で決議します。決議内容については議事録に記録を残すようにします。

譲受法人の場合

事業を譲受ける法人は、譲受事業に関して事業および基本財産の追加など定款変更に必要な事項について評議員会で決議します。決議内容については議事録に記録を残すようにします。

なお、譲渡法人において「事業および基本財産の処分」の定款変更の決議が済んでいなければ、譲受法人の「事業および基本財産の追加」の定款変更の申請ができません。スケジュールに留意する必要があります。

(2) 定款変更申請（譲渡側、譲受側）

譲渡法人、譲受法人ともに定款変更を所轄庁へ申請します。

申請に必要な書類は以下のとおりですが、譲渡事業の内容や定款変更の内容によって添付する書類に違いがありますので、事前に所轄庁へ照会・相談するようにして下さい。

- 社会福祉法人定款変更認可申請書
- 理事会議事録
- 評議員会議事録
- 現行の定款
- 変更後の定款
- 事業計画書
- 収支予算書（2か年）
- 事業譲渡契約書
- 施設長就任書・履歴書

社会福祉法第45条の36（定款の変更）

第45条の36 定款の変更は、評議員会の決議によらなければならない。

- 2 定款の変更（厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- 3 第32条の規定は、前項の認可について準用する。
- 4 社会福祉法人は、第2項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。

社会福祉法施行規則第3条（定款変更認可申請手続）

第3条 社会福祉法人は、法第45条の36第2項の規定により定款の変更の認可を受けようとするときは、定款変更の条項及び理由を記載した申請書に次に掲げる書類を添付して所轄庁に提出しなければならない。

- 一 定款に定める手続を経たことを証明する書類
 - 二 変更後の定款
- 2 前項の定款の変更が、当該社会福祉法人が新たに事業を經營する場合に係るものであるときは、同項各号のほか、次に掲げる書類を添付して所轄庁に申請しなければならない。
- 一 当該事業の用に供する財産及びその価額を記載した書類並びにその権利の所属を明らかにすることができる書類
 - 二 当該事業を行うため前号の書類に記載された不動産以外の不動産の使用を予定しているときは、その使用の権限の所属を明らかにすることができる書類
 - 三 当該事業について、その開始の日の属する会計年度及び次の会計年度における事業計画書及びこれに伴う

収支予算書

- 3 第 1 項の定款の変更が、当該社会福祉法人が従来経営していた事業を廃止する場合に係るものであるときは、同項各号のほか、廃止する事業の用に供している財産の処分方法を記載した書類を添付して所轄庁に申請しなければならない。
- 4 第 2 条第 3 項及び第 5 項の規定は、第 1 項の場合に準用する。

注意点・留意すべきポイント

- 定款変更の認可を受けるまで一定の時間を要することがありますので、ゆとりを持ったスケジュールを立てることが大切です。

6

会計・税務処理

実施事項

会計・税務処理における実施事項は以下のとおりです。

項目	説明
(1) 会計処理（譲受側）	譲受資産・負債の結合時の公正な評価額に基づき、資産・負債の受入処理を行います。支払対価が対象事業の公正な評価額（純額）を上回る場合には、会計上の借方差額が生じることになります。当該ケースにおいては、支払対価は、対象事業の不動産の時価と移転する他の資産及び負債をもとに事業計画（将来の損益予測や設備投資）を加味して、合理的な価格に決定されている必要があります。また、逆に支払対価が対象事業の公正な評価額（純額）を下回る場合には、会計上の貸方差額が生じることになり損益として処理します。
(2) 会計処理（譲渡側）	資産・負債の譲渡に準じた会計処理を行います。なお、受取対価が対象事業の公正な評価額（純額）を下回る場合には、会計上の借方差額が生じることになります。その逆に受取対価が対象事業の公正な評価額（純額）を上回る場合には、会計上の貸方差額が生じることとなり損益として処理します。
(3) 社会福祉充実計画及び社会福祉充実残額（譲渡側、譲受側）	事業譲渡等による社会福祉充実計画の変更及び事業譲渡等後の社会福祉充実残額を確認します。
(4) 税務処理（譲受側）	事業譲渡等による税務処理が発生する場合は、税務処理を行います。
(5) 税務処理（譲渡側）	事業譲渡等による税務処理が発生する場合は、税務処理を行います。

※公正な評価額とは、いわゆる時価のことです。

実施内容

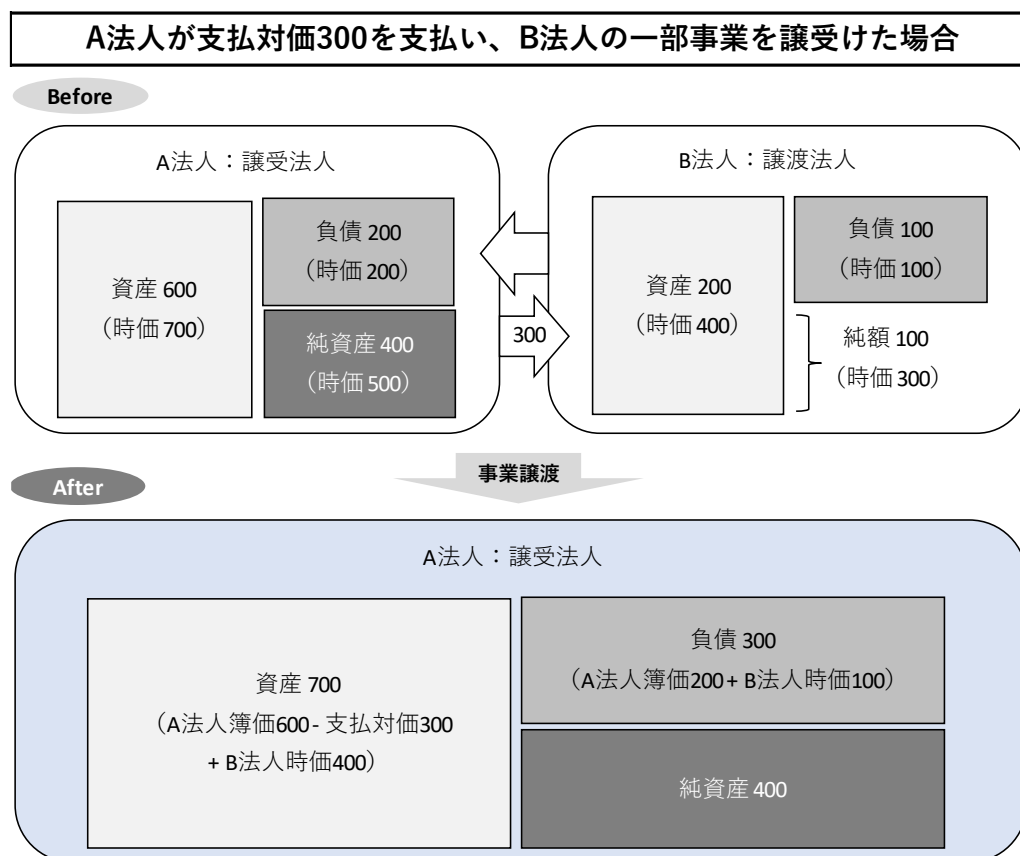
(1) 会計処理（譲受側）

1 資産・負債の評価

譲受資産及び負債について、結合時の公正な評価額を付します。

（なお、事業譲渡等は、ある法人が、他の法人を構成する事業の支配を獲得することと考えられます。したがって、会計上、事業譲渡等の経済的実態は原則として「取得」と解釈されます。）

会計処理イメージ



<A 法人での事業譲受仕訳>

(借方)		(貸方)	
諸資産	400	諸負債	100
		預金	300

※ なお、社会福祉法人間の事業譲受の場合は勘定科目体系が整合しており、従来の科目を引き継ぐことが想定されます。一方で、社会福祉法人が他の形態の法人から、事業譲受する場合には勘定科目体系が異なるため、事業譲受時に科目の検討を行う必要があります。

2 時価と支払対価の差額の処理

譲受資産・負債の公正な評価額と支払対価の間に差額が生じる場合があります。（差額についての会計処理の表示科目等の詳細については現在検討が行われています。）

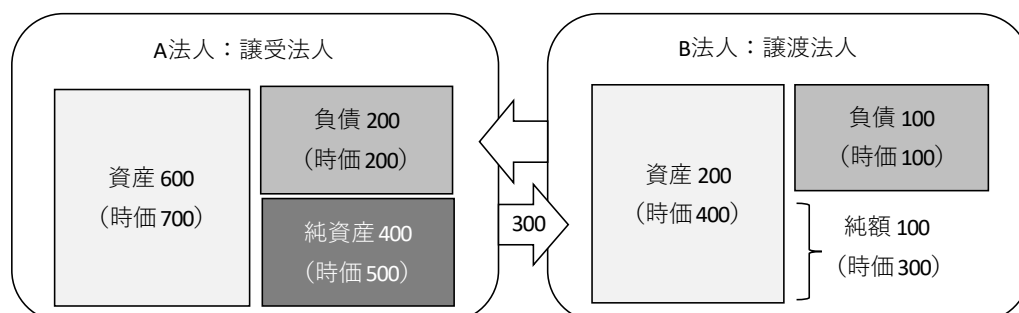
3 その他論点：国庫補助金等特別積立金の引継ぎ

無償譲渡において、譲受事業に施設整備の補助金をうけた資産があり、補助金を返還せずに引き継ぐ場合、国庫補助金等特別積立金の帳簿価額をそのまま引継ぎます。

(2) 会計処理（譲渡側）

会計処理イメージ

譲渡事業の資産と負債の純額と受取対価の差額については、損益として処理します。



<B 法人での事業譲渡仕訳>

(借方)		(貸方)	
諸負債	100	諸資産	200
預金	300	損益	200

※ 損益についての会計処理の表示科目等の詳細については現在検討が行われています。

(3) 社会福祉充実計画（譲渡側、譲受側）

社会福祉充実計画について

既存の社会福祉充実計画がある場合は、事業譲渡等による事業環境の変化に伴い、社会福祉充実計画を変更する必要があるか検討します。検討の結果、社会福祉充実計画の変更が必要であると判断した場合は、所轄庁の承認又は届出が必要となります。

＜所轄庁の承認または届出が必要な変更事由＞

	変更承認事項	変更届出事項
事業内容 関連	○ 新規事業を追加する場合 ○ 既存事業の内容について、以下のよう大幅な変更を行う場合 - ア 対象者の追加・変更 - イ 支援内容の追加・変更 ○ 計画上の事業費について、20%を超えて増減させる場合	○ 既存事業の内容について、左記以外の軽微な変更を行う場合 ○ 計画上の事業費について、20%以内で増減させる場合
事業実施 地域関連	○ 市町村域を超えて事業実施地域の変更を行う場合	○ 同一市町村内で事業実施地域の変更を行う場合
事業実施 期間関連	○ 事業実施年度の変更を行う場合 ○ 年度を超えて事業実施期間の変更を行う場合	○ 同一年度内で事業実施期間の変更を行う場合
社会福祉充実 残額関連	○ 事業費の変更に併せて計画上の社会福祉充実残額について20%を超えて増減させる場合	○ 事業費の変更に併せて計画上の社会福祉充実残額について20%以内の範囲で増減させる場合
その他		○ 法人名、法人代表者氏名、主たる事務所の所在地、連絡先を変更する場合

*2017年（平成29年）1月24日発出通知 「社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について」

社会福祉法第55条の3（社会福祉充実計画の変更）

第55条の3 前条第1項の承認を受けた社会福祉法人は、承認社会福祉充実計画の変更をしようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、所轄庁の承認を受けなければならない。ただし、厚生労働省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前条第1項の承認を受けた社会福祉法人は、前項ただし書の厚生労働省令で定める軽微な変更をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

3 前条第3項から第10項までの規定は、第1項の変更の申請について準用する。

社会福祉法施行規則第6条の18（承認社会福祉充実計画の変更の承認の申請）

第6条の18 法第55条の3第1項に規定する承認社会福祉充実計画の変更の承認の申請は、申請書に、次の各

号に掲げる書類を添付して所轄庁に提出することによって行うものとする。

- 一 変更後の承認社会福祉充実計画を記載した書類
- 二 第6条の13第2号から第4号までに掲げる書類

(4) 税務処理（譲受側）

事業および法人形態によって、課税範囲は異なりますので、税務署等への確認を行いながら処理を進める必要があります。

事業譲渡等において、一般的には譲受側では以下の課税が生じる可能性があります。

- 不動産取得税
- 登録免許税
- 法人税

(5) 税務処理（譲渡側）

事業譲渡等において、譲渡側では以下の課税が生じる可能性があります。

- 消費税
- 法人税
- 所得税

<租税特別措置法第40条の規定の適用>

なお、事業譲渡する資産が租税特別措置法第40条の規定の適用を受けた寄附財産である場合、有償又は無償に関わらず、譲渡により原則として非課税承認が取り消され、譲渡した法人において納税が必要となりますので、譲渡法人が所轄の税務署において事前相談を行う必要があります。

法人における事業内容等によって、課税範囲は異なりますので、税務署等への確認を行いながら処理を進める必要があります。また、事業譲渡等により事業規模が変化することで、消費税等の課税義務の有無に変更が生じる可能性があることにも留意が必要です。

租税特別措置法第 40 条（国等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税）

第 40 条 1～5 （略）

6 第 1 項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈（以下この条において「特定贈与等」という。）を受けた公益法人等が、合併により当該公益法人等に係る第 3 項に規定する財産等を合併後存続する法人又は合併により設立する法人（公益法人等に該当するものに限る。以下この項において「公益合併法人」という。）に移転しようとする場合において、当該合併の日の前日までに、政令で定めるところにより、当該合併の日その他の財務省令で定める事項を記載した書類を、納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に提出したときは、当該合併の日以後は、当該公益合併法人は当該特定贈与等に係る公益法人等と、当該公益合併法人がその移転を受けた資産は当該特定贈与等に係る財産と、それぞれみなして、この条の規定を適用する。

7～20 （略）

租税特別措置法施行規則 第 18 条の 19 第 13 項

13 法第 40 条第 6 項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法第 40 条第 6 項に規定する特定贈与等（以下この条において「特定贈与等」という。）を受けた公益法人等の名称、主たる事務所の所在地及び法人番号並びに合併予定年月日
- 二 当該公益法人等が法第 40 条第 6 項に規定する公益合併法人に移転をしようとする同項に規定する財産等の種類、所在地及び数量
- 三 当該公益合併法人の名称、主たる事務所の所在地及び法人番号（法人番号を有しない法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地）並びに当該公益合併法人が当該移転を受ける資産の使用開始予定年月日（法第 40 条第 13 項において準用する同条第五項後段に規定する政令で定める事情がある場合には、その事情の詳細を含む。）及び使用目的
- 四 第 2 号に規定する財産等（当該財産等が、当該公益法人等が当該特定贈与等を受けた財産以外のものである場合には、当該財産）を当該公益法人等に当該特定贈与等をした者の氏名及び住所又は居所並びに当該特定贈与等に係る贈与又は遺贈をした年月日及び承認年月日並びに当該財産の種類、所在地及び数量
- 五 その他参考となるべき事項

7

資産・負債等の移管

実施事項

資産移管における実施事項は以下のとおりです。

項目	説明
(1) 基本財産の譲渡（譲渡側、譲受側）	事業譲渡等の対象となる財産において、基本財産の所有権移転を目的とした契約を締結します。
(2) その他財産の譲渡（譲渡側、譲受側）	事業譲渡等の対象となる財産において、基本財産以外の譲渡について、各資産の現状および現品の有無を確認し、移転の可否を定めた上で、契約を取り交わします。
(3) 負債の譲渡（譲渡側、譲受側）	譲渡事業に負債がある場合は、債権者に対して債務引受の手続きを行います。
(4) 不動産の登記移転（譲受側）	登記変更が必要な資産については、法務局へ登記の変更手続きを行います。

実施内容

(1) 基本財産の譲渡（譲渡側、譲受側）

事業譲渡等は、特定の事業を継続していくため、当該事業に関する組織的な財産を他の法人に譲渡・譲受することであり、土地、建物などの単なる物質的な財産だけでなく、事業に必要な有形的・無形的な財産のすべてを他の法人に譲渡・譲受することであり、利用者との契約や雇用契約の承継、債務の移転を含みます。

このため、各社会福祉法人間の合意を確認するため、書面をもって事業譲渡等にかかる契約を行うことが一般的です。事業譲渡等の合意形成でも触れていますが、法律上必ず作成しなければなら

ないものではありませんが、後々のトラブル防止にもなるため、事業譲渡等に関する契約を締結することが望まれます。

(2) その他財産の譲渡（譲渡側、譲受側）

その他財産の資産（基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産以外の財産）の処分等に特別の制限はありませんが、社会福祉事業の存続要件となるものはみだりに処分しないこととされていることから、各資産の現状及び現品の有無などを確認の上、譲渡対象についても事業譲渡契約において十分に考慮することが望まれます。

(3) 負債の譲渡（譲渡側、譲受側）

債務引受とは、譲渡法人から譲受法人に債務を移転すること（免責的債務の引受*の場合）になります。したがって、債権者からの承認を得る必要があります。

例として、独立行政法人福祉医療機構からの借入金がある場合の提出資料をまとめました。ただし、ケースによって違いがありますので、担当窓口に照会・相談するようにして下さい。

- 債務引受申込書
- 譲渡法人における施設廃止申請書（写）及び認可証（写）
／譲受法人における施設設置認可申請書（写）及び認可証（写）
- 債務引受申込者と現債務者との譲渡契約書（写）
- 譲渡法人及び譲受法人それぞれの定款／法人登記簿謄本／決算書（財産目録含む）
- 譲渡法人及び譲受法人それぞれの事業譲渡等を行うことを協議した理事会議事録
- 債務引受後の譲受法人の財産目録、収支予算書
- 債務引受後担保物件の登記簿謄本（写）

(*)免責的債務の引受

債務が同一性を保ちつつ新債務者（譲受法人）に移転し、元の債務者（譲渡法人）が債権債務関係から離脱する債務引受のこと。

(4) 不動産の登記移転（譲受側）

土地、建物の不動産の所有者の登記名義人は、譲渡法人となっていることから、譲渡契約により所有権が移転した段階で、法務局へ所有権の移転の登記の申請を行う必要があります。

債務とともに不動産（抵当権が設定されている場合等）を譲受けた場合は、債務引受手続きと併せて当該抵当権の債務者の変更の登記の申請も必要になります。

抵当権の解除

譲渡資産の中に、譲受ける事業とは別の借入金に対する抵当権が設定されている場合があります。その取扱いについては、相互の法人で協議することになりますが、通常は譲渡法人にて当該抵当権を解除し、法務局へ抵当権の抹消の登記の申請を行う必要があります。

事例における取組み・工夫点

- 調査事例では、事業譲渡契約の代わりに、基本財産については財産無償譲渡契約を締結し、その他資産については財産無償譲渡契約に付帯する形で書面を取り交わしました。
- 流動資産については、移転の可否を明確に線引きすることが困難なものがあり、特に現預金の移管金額については幾度も協議を重ねることになりました。移管資産の協議については、十分な協議時間の確保が必要と考えられます。
- 流動負債は一切引き受けず、固定負債は譲渡事業における長期設備投資金借入金および退職給与引当金のみ引き受けたため、債務引受手続きは独立行政法人福祉医療機構、その他金融機関1行となり効率的に進められていました。

8

人事・労務関連

実施事項

人事・労務関連における実施事項は以下のとおりです。

項目	説明
(1) 職員の引継ぎ（譲渡側、譲受側）	譲受法人は転籍対象職員の雇用条件などを検討し、譲渡法人と基本合意を行います。 (事業譲渡等に伴う転籍においては、既存の労働条件を維持したまま移籍するのが原則となります)
(2) 雇用条件の検討（譲受側）	
(3) 職員説明会の実施（譲渡側）	法人間の基本合意を受け、転籍対象職員向けに説明会を実施し、転籍の承諾を得るようにします。
(4) 雇用契約の締結（譲受側）	転籍に承諾した職員と雇用契約を締結します。

実施内容

(1) 職員の引継ぎ（譲渡側、譲受側）

事業譲渡等の場合、合併の場合と異なって、職員が譲受法人に当然に引き継がれるわけではありません。そのため、対象事業における職員の引継ぎを行うためには、譲受法人へ転籍することを職員から承諾を得る必要があります。事業譲渡等に伴う転籍においては、既存の労働条件を維持したまま移籍するのが原則となります。

(2) 雇用条件の検討（譲受側）

事業譲渡等においては、既存の労働条件を維持したまま移籍するのが原則となるため、労働条件を変更する場合には、転籍承諾とは別に、労働条件変更の同意をとる必要があります。このような場合においても、各種手当を含めた賃金等が大きく変動しないよう調整が必要になります。また、転籍後の職位を従前の職位と比べて著しく下げたり、安易に人員を減らしたりしないよう配慮することが必要です。雇用条件については譲渡法人と基本合意を行うようにします。

(3) 職員説明会の実施（譲渡側）

転籍対象職員へ転籍後の処遇について説明会を実施します。既存の労働条件を維持したまま移籍するのが原則となります。ただし、対象職員が転籍に承諾しない場合は、当該職員を引き継ぐことはできません。このため不安や不満を払拭するよう意識調査を行ったり、相談会を設けたりするなど、細やかに対応することが望まれます。

なお、労働組合が組織されており、労働条件が変更される場合は、労使合意の手続きが必要です。合意書を労使間で取り交わします。

(4) 雇用契約の締結（譲受側）

転籍に承諾した職員と雇用契約を個別に締結します。転籍承諾書があれば、雇用契約書を別途締結する必要はありませんが、監査等において雇用契約書が必要とされることがあるため、個別に雇用契約書を締結しておくことが望まれます。

注意点・留意すべきポイント

事業譲渡等において、譲渡法人から譲受法人へ職員を転籍させる場合、事業譲渡等においては、既存の労働条件を維持したまま移籍するのが原則となります。

労働条件を変更する際には、転籍対象者に転籍後の労働条件を記載した同意書を提示し、同意をとっておく必要があります。また、退職・雇用として取り扱う場合は、譲渡会社では退職届を受領し、譲受会社では雇用契約を締結するなどの手続きが必要になります。

なお、労働条件が変更される場合は、就業規則と労働契約等との関係に注意し、所轄労働基準監督署への届出と、届出をしたうえで、職員への周知を行う必要があります。なお、就業規則の労働基準監督署への届出を行う際には、過半数労働組合がない場合、事業ごとに過半数代表者を選出して、就業規則に関する意見を聴取しなくてはなりません。

労働基準法第 89 条（作成及び届出の義務）

第 89 条 常時 10 人以上の労働者を使用する使用者は、次に掲げる事項について就業規則を作成し、行政官庁に届け出なければならない。次に掲げる事項を変更した場合においても、同様とする。

- 一 始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇並びに労働者を 2 組以上に分けて交替に就業させる場合においては就業時転換に関する事項
- 二 賃金（臨時の賃金等を除く。以下この号において同じ。）の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期並びに昇給に関する事項
- 三 退職に関する事項（解雇の事由を含む。）
 - 三の二 退職手当の定めをする場合においては、適用される労働者の範囲、退職手当の決定、計算及び支払の方法並びに退職手当の支払の時期に関する事項
- 四 臨時の賃金等（退職手当を除く。）及び最低賃金額の定めをする場合においては、これに関する事項
- 五 労働者に食費、作業用品その他の負担をさせる定めをする場合においては、これに関する事項
- 六 安全及び衛生に関する定めをする場合においては、これに関する事項
- 七 職業訓練に関する定めをする場合においては、これに関する事項
- 八 災害補償及び業務外の傷病扶助に関する定めをする場合においては、これに関する事項
- 九 表彰及び制裁の定めをする場合においては、その種類及び程度に関する事項
- 十 前各号に掲げるもののほか、当該事業場の労働者のすべてに適用される定めをする場合においては、これに関する事項

事業譲渡等指針

事業譲渡又は合併を行うに当たって会社等が留意すべき事項に関する指針（平成 28 年厚生労働省告示第 318 号）がまとめられておりますので、参照ください。

社会福祉施設職員等退職手当共済の手続き

事業譲渡に伴う職員の転籍に関して、独立行政法人福祉医療機構が行っている社会福祉施設職員等退職手当共済では、譲受法人が共済契約を機構と締結する者であるとき又は既に共済契約を締結している者であるときは、譲渡法人との共済契約は解除となりますが、被共済職員は、共済制度上、退職とはならず被共済職員期間の通算が認められます。共済契約の承継関係及び新規加入施設の追加等の諸手続が必要であるため、手続き漏れにより、共済契約者及び被共済職員が不利益を被ることがないように、独立行政法人福祉医療機構によく相談してください。

事例における取組み・工夫点

調査事例では以下の取組を行い、対象職員のほぼ全員を円滑に転籍することができました。

- 職員について個別面談を丁寧を実施し、賛同を得るよう努めました。
- 半年間出向期間を設けて譲受法人の考え方や文化に馴染んでもらってから、転籍を決めてもらうにしたため、ほとんどの職員が十分納得の上、転籍を承諾してくれました。

9

利用者や利用者家族、 地域への説明

実施事項

利用者や利用者家族、地域への説明を行う場合に実施事項と考えられるものは以下のとおりです。

項目	説明
(1) 利用者や利用者家族への事業譲渡等の説明（主に譲渡側）	施設の利用者や利用者家族へ事業譲渡等の説明を行い、個別承諾を得ます。
(2) 利用者との再契約の締結（譲受側）	各利用者と改めて契約締結手続が必要な場合には、契約を締結します。
(3) 地域への事業譲渡等の説明（主に譲渡側）	地域へ事業譲渡等の説明を行い、理解を得ます。

実施内容

(1) 利用者や利用者家族への事業譲渡等の説明（主に譲渡側）

譲渡法人・譲受法人の両者は、利用者や利用者家族に動揺を与えないよう、事業譲渡等の目的や背景、譲渡後の運営などについて、家族会などを通じて全ての利用者家族へ説明し、承諾を得るようにします。説明会で出された意見などは議事録として記録を残すようにします。

(2) 利用者との再契約の締結（譲受側）

事業譲渡等の場合は、相互の法人間で定めた範囲の財産が個別に移転するにすぎませんので、それに伴って利用者との契約が当然に引き継がれる訳ではありません。そのため、譲受ける施設の利用者や利用者家族から承諾を得るとともに、契約締結手続が必要な場合には、改めて譲受法人と個別に契約を締結する必要があります。

ちなみに、合併の場合は、消滅する法人の権利・義務の一切を存続法人が引き継ぐことになるため、消滅する法人の利用者との契約は、当然に存続法人に引き継がれ、存続法人はそれら利用者と改めて契約を締結する必要はありません。

(3) 地域への事業譲渡等の説明（主に譲渡側）

事業譲渡等の際に、必ず地域へ説明しなければならないわけではありません。施設設置の経緯や背景、地域の事情などを勘案し、必要に応じて地域の不安を解消するために、地域に対して説明会を実施することが望まれます。

説明会対象者は施設運営に関わる方たちや地域の代表者（地区会長）などが想定されますが、両法人間で協議し、対象者を選定するようにしてください。説明会では、譲渡法人・譲受法人両方で事業譲渡等の目的や背景、譲渡後の運営などを説明し、質疑応答を交えながら、理解を得るように努めます。説明会で出された意見などは念のため議事録として記録を残すようにします。

注意点・留意すべきポイント

利用者等への事前説明と理解の醸成

事業譲渡等の利用者については、契約主体の変更になるため、利用者や利用者家族への説明及び個別承諾を得るとともに、契約締結手続が必要な場合には、改めて譲受法人と個別に契約を締結する必要があります。

事業譲渡等によって、利用契約の再締結の手続（例：高齢者施設における入所契約及び重要事項説明書等）、サービス内容や利用料金の変更の有無等についてあらかじめ十分に説明した上で、承諾を得るようにしてください。

地域住民への事前説明

事業譲渡等によって、特に地域における福祉サービスについて変更等が生じる場合には、地域住民や自治会への説明を行うことが望まれます。社会福祉法人の事業譲渡等及び今後の実施事業計画に関して理解を得ておくようにしてください。

10 規程・マニュアル類、システムなどの整備

実施事項

規程・マニュアル類、システムなどの整備を行う場合に実施事項と考えられるものは以下のとおりです。

項目	説明
(1) 各種規程・マニュアル類の整合性の確保（譲受側）	必要に応じて、各種規程・マニュアル類の整理・統合を図ります。
(2) 委員会などの運営検討（譲受側）	必要に応じて、委員会などの運営について検討します。
(3) 各種システムの整合性の確保（譲受側）	必要に応じて、情報システム、経理システムなどの各種システムの統合を図ります。
(4) 名義変更（譲受側）	必要に応じて、各種名義変更を行います。

実施内容

(1) 各種規程・マニュアル類の整合性の確保（譲受側）

事業を譲受けた後に、業務遂行に支障が生じないように、譲受法人の理念に基づいた運営方針および規程、あるいは運営マニュアル類の整備を行います。

これらは事業譲渡等を推進するプロジェクトチームの中に個別テーマを検討する「〇〇規程検討ワーキング」などを設けて、相互の法人から実務責任者、実務担当者が参画して検討、作業を行うとよいでしょう。

(2) 委員会などの運営検討（譲受側）

譲受ける施設内で「事故防止検討委員会」など、個別テーマの検討委員会を設けている場合、譲

受け後の委員会運営について、譲受法人の既存委員会と整合性を図り、必要に応じて規程類を修正します。

(3) 各種システムの整合性の確保（譲受側）

譲受ける施設で経理システムや情報システムなどITを活用したシステムが導入されていれば、譲受け後の業務運営に支障が生じないよう、譲受法人のシステムと整合性を図ります。これら作業には一定の時間を要することが想定されますので、システム会社を活用し、前広に検討・作業に着手することが必要です。

ホームページなど外部への情報発信媒体を作成している場合は、それらの変更も必要です。

(4) 名義変更（譲受側）

名義変更が必要なものを洗い出し、事業譲渡後の法人名に変更します。

(例)

- ・ 保険契約
- ・ 委託契約
- ・ リース契約
- ・ 保守契約

など

厚生労働省 令和元年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 社会福祉推進事業

社会福祉法人の事業拡大等に関する調査研究事業

2020（令和2）年 3 月

みずほ情報総研株式会社